... 目 次 ...

(12月4日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	4
出 席 議 員	6
欠 席 議 員	6
議会事務局職員出席者	7
説明のために出席した者	7
開会、開議宣告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議長の諸般報告	8
市長の行政報告	8
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	1 6
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	20
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	2 2
国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告	23
長崎県病院企業団議会議員の報告	24
平成20年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告	2 5
総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告	28
厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告	3 0
産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
議案第86号	3 5
議案第87号	5 6
議案第88号	5 6
議案第89号	5 6
議案第90号	5 6
議案第91号	5 6
議案第92号	5 6

議案第93号	5 6
議案第94号	5 6
議案第95号	6 2
議案第96号	6 2
議案第97号	6 2
議案第98号	6 4
議案第99号	6 5
議案第100号	68
議案第101号	6 8
議案第102号	6 8
議案第103号	6 8
議案第104号	6 8
議案第105号	6 8
議案第106号	6 8
陳情第5号	7 0
散 会	7 1
(12月7日)	
議 事 日 程	7 3
本日の会議に付した事件	7 3
出 席 議 員	7 3
欠 席 議 員	7 3
議会事務局職員出席者	7 3
説明のために出席した者	7 4
開議宣告	7 4
市政一般質問	7 5
17番 小川 廣康君	7 5
1番 脇本 啓喜君	8 7
10番 小宮 教義君	9 9
14番 糸瀬 一彦君	112
5番 山本 輝昭君	120
散 会	131

(12月8日)

議 事 日 程	1 3 3			
本日の会議に付した事件	1 3 3			
出 席 議 員	1 3 3			
欠 席 議 員	1 3 3			
議会事務局職員出席者	1 3 3			
説明のために出席した者	1 3 4			
開議宣告	1 3 4			
市政一般質問	1 3 4			
7番 阿比留梅仁君	1 3 5			
16番 大浦 孝司君	1 4 6			
散 会	1 5 8			
(12月16日)				
議 事 日 程	1 5 9			
本日の会議に付した事件	160			
出 席 議 員	162			
欠 席 議 員	162			
議会事務局職員出席者	162			
説明のために出席した者	162			
開議宣告	163			
議案の撤回について				
議案第86号・第94号・第95号	168			
議案第86号~第92号・第96号・第97号	171			
議案第86号・第93号・第98号・第100号~第106号	175			
陳情第 5 号 ·····	178			
議案第107号	179			
発議第12号	181			
閉 会	187			
罗 夕	188			

対馬市告示第94号

平成21年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する 平成21年11月24日

市長 財部 能成

							巾长	財制	能
1	期	日	平成21	年12月4日					
2	場	所	対馬市	議会議場					
	開会日		招した議	 溳	 				
			脇本	啓喜君	黒田	昭雄君			
			小田	昭人君	長	信義君			
			山本	輝昭君	松本	曆幸君			
			阿比曾	留梅仁君	齋藤	久光君			
			堀江	政武君	小宮	教義君			
			阿比曾	留光雄君	三山	幸男君			
			初村	久藏君	糸瀬	一彦君			
			桐谷	徹君	大浦	孝司君			
			小川	廣康君	大部	初幸君			
			兵頭	栄君	中原	康博君			
			島居	邦嗣君	作元	義文君			
O 1	.2月 ′	7日に	応招した	議員					
O 1	.2月 8	8日に	応招した	議員					
O 1	.2月1	6日に	応招した	議員					

平成21年 第4回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日) 平成21年12月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 平成20年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告
 - ・認定第1号 平成20年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定につい て

日程第11 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第9号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
- ・認定第10号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算 の認定について

日程第12 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第2号 平成20年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定 について
- ・認定第3号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
- ・認定第4号 平成20年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認 定について
- ・認定第5号 平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について

- ・認定第6号 平成20年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について
- ・認定第7号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- ・認定第8号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳 出決算の認定について

日程第13 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第11号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- ・認定第12号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出 決算の認定について
- ・認定第13号 平成20年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第87号 平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第88号 平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)
- 日程第17 議案第89号 平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)
- 日程第18 議案第90号 平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第91号 平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予 算(第1号)
- 日程第20 議案第92号 平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第21 議案第93号 平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)
- 日程第22 議案第94号 平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第23 議案第95号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第96号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第97号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第98号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について

- 日程第27 議案第99号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第100号 市道の認定について(内山峠線)
- 日程第29 議案第101号 市道の認定について(内山峠支線)
- 日程第30 議案第102号 市道の認定について (アノセ前原線)
- 日程第31 議案第103号 市道の廃止について (比田勝網代線)
- 日程第32 議案第104号 市道の認定について(比田勝網代1号線)
- 日程第33 議案第105号 市道の認定について(比田勝網代2号線)
- 日程第34 議案第106号 市道の認定について(比田勝網代3号線)
- 日程第35 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府 に求める陳情について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 平成20年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告
 - ・認定第1号 平成20年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定につい て
- 日程第11 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
 - ・認定第9号 平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
 - ・認定第10号 平成20年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 日程第12 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告
 - ・認定第2号 平成20年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定 について

- ・認定第3号 平成20年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
- ・認定第4号 平成20年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認 定について
- ・認定第6号 平成20年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について
- ・認定第7号 平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- ・認定第8号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳 出決算の認定について

日程第13 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

- ・認定第11号 平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- ・認定第12号 平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出 決算の認定について
- ・認定第13号 平成20年度対馬市水道事業会計決算の認定について

日程第14 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

日程第15 議案第87号 平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)

日程第16 議案第88号 平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)

日程第17 議案第89号 平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)

日程第18 議案第90号 平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第19 議案第91号 平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予 算(第1号)

日程第20 議案第92号 平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第3号)

日程第21 議案第93号 平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)

日程第22 議案第94号 平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第23	議案第95号	対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条
		例

日程第24 議案第96号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第25 議案第97号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第98号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について

日程第27 議案第99号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について

日程第28 議案第100号 市道の認定について(内山峠線)

日程第29 議案第101号 市道の認定について(内山峠支線)

日程第30 議案第102号 市道の認定について (アノセ前原線)

日程第31 議案第103号 市道の廃止について (比田勝網代線)

日程第32 議案第104号 市道の認定について(比田勝網代1号線)

日程第33 議案第105号 市道の認定について(比田勝網代2号線)

日程第34 議案第106号 市道の認定について(比田勝網代3号線)

日程第35 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府 に求める陳情について

出席議員(22名)

1番	脇本	啓喜君	2番	黒田	昭雄君
3番	小田	昭人君	4番	長	信義君
5番	山本	輝昭君	6番	松本	曆幸君
7番	阿比督	習梅仁君	8番	齋藤	久光君
9番	堀江	政武君	10番	小宮	教義君
11番	阿比督	習光雄君	12番	三山	幸男君
13番	初村	久藏君	14番	糸瀬	一彦君
15番	桐谷	徹君	16番	大浦	孝司君
17番	小川	廣康君	18番	大部	初幸君
19番	兵頭	栄君	20番	中原	康博君
21番	島居	邦嗣君	22番	作元	義文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 局長
 永留
 徳光君
 次長
 渋江
 雄司君

 参事兼課長補佐
 長野
 元久君
 副参事兼係長
 國分
 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	大浦	義光君
副市長	齋藤	勝行君
総務企画部長	永尾	榮啓君
総務課長	桐谷	雅宣君
市民生活部長	近藤	義則君
福祉保健部長	扇	照幸君
観光物産推進本部長	廣田	宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原	敬行君
農林水産部長	川本	治源君
建設部長	斉藤	正敏君
水道局長	一宮	英久君
教育長	河合	徹君
教育部長	中村	敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比留	8正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本	政次君
峰地域活性化センター部長	永留	秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田	延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬	良久君
消防長	阿比督	留 健君
会計管理者	森田	健一君
監查委員事務局長	主藤	繁明君
農業委員会事務局長	大石	邦一君

午前10時00分開会

○議長(作元 義文君) おはようございます。ただいまから平成21年第4回対馬市議会定例会 を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(作元 義文君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、兵頭栄君及び中原康博君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長(作元 義文君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程のとおり、本日から12月16日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月 16日までの13日間に決定いたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長(作元 義文君) 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長(作元 義文君) 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) おはようございます。本日ここに平成21年第4回対馬市議会定例会を 招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り厚く御礼申し上げます。

まず、既に御承知のとおり、国民的な観点から、国の予算や制度、役割やあり方などの見直しを行った行政刷新会議の「事業仕分け」について、連日新聞やマスコミなどで、この「仕分け」の文字がにぎやかせておりました。私も含め、多くの皆様も非常に関心の深いものであり、それぞれに思いを抱いたのではないでしょうか。

449事業もある事業仕分けの中においては、私たち離島が懸念していました「離島航路補助金」も作業のテーブルに上がっておりました。ワーキンググループの結論は、「必要性あり」

「見直しはしない」という「当然」の結果が打ち出されたことは、離島航路の後退につながることなく、また、離島航路の重要性を深く認識していただいているものと、少しばかり安堵しております。しかしながら、国境に接した離島が果たしている国土形成上の存在意義を国民みんなで議論していただく必要があるものと渇望をしております。

この「事業仕分け」については、国の先見的なビジョンや全局が縹びょうし、地方においては、 どの程度来年度以降に反映して行けばよいのか、まさに今、混迷をしているところでございます。 しかしながら、国任せではなく、自分たちから何ができるかを考え、これからの時代を生き抜 き、逆境の波に出会っても、それをうまく乗り越えていく気構えとすべを身につけるため、議員、 市民皆様とともに構築していかなければなりません。

さて、本定例会において御審議願います案件は、平成21年度一般会計補正予算案等9件、条例の一部改正案3件、指定管理者の指定2件、市道の認定、廃止7件、合わせて21件の議案について御審議をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、よろしくお願い 申し上げます。

審議に先立ち、9月定例会以降の主な事項につきまして、概略御報告申し上げます。

まず、地域再生推進本部関係でございますが、長崎県離島基幹航路の運賃低廉化対策について。 長崎県離島基幹航路運賃対策協議会において、離島基幹航路に新たな割引制度が実施されることになりました。

本市の対象航路は、博多、壱岐、対馬であり、平成22年1月からフェリー及びジェットフォイルの利用者に適用されます。なお、今回の割引制度は島民を対象としており、まず特定疾患割引、2つ目に75歳以上の方々の後期高齢者割引、3つ目に就職活動、進学、それから受験、さらに5名以上の島内の学生グループが移動する場合の学生割引、4つ目に身体障害者の自動車航送割引であり、基本片道運賃の半額を割引することとなっています。

今後の県の運賃引き下げの方策については、リフレッシュ補助のみの期間は、毎年度のリフレッシュ補助に相当する額の各種割引制度の新設、拡充を行うこととしており、また、リプレイス、これは、代替船の建造のことでございますが、このリプレイスを行い、新船が就航した後に、リプレイス補助相当額分を基本運賃からの引き下げを検討しているところであります。

なお、国庫、県費補助を受けている博多、比田勝航路につきましては、国からの二重補助支援 はできないとの理由で、今回の割引対象航路から外されております。そこで、島民の航路利用の 運賃バランスを保つため、市独自の支援として、本定例会に博多、壱岐対馬航路と同様の割引制 度実施のための補正予算を計上していますので、よろしくお願いいたします。

次に、壱岐対馬航路公共交通総合連携事業についてであります。

壱岐市と対馬市及び航路事業者(九州郵船)等が連携して、壱岐、対馬航路の活性化に向けた「壱岐対馬航路公共交通総合連携計画」を平成21年7月17日に作成、7月22日に公表し、8月11日に認定申請を行い、国土交通省九州運輸局長から8月24日に計画認定を受けました。平成21年度から平成25年度までの計画期間で、壱岐と対馬の関係者が連携した航路の促進及び離島航路運営の効率化に向けた船舶の高度化を目標としています。また、平成21年度事業実施計画として、利用者ニーズに配慮した運行ダイヤの見直し及び壱岐、対馬が連携した観光客の航路利用を促進する新たな観光ルートを形成することとなっています。

なお、航路事業者である九州郵船株式会社が事業主体となり、「フェリーニューつしま」の省 エネに向けた船舶の改造を行うこととしております。

次に、対馬市地域公共交通総合連携計画の策定についてであります。

島内公共交通手段の確保に向けた「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、 対馬市地域公共交通活性化協議会では、平成21年度事業として、本年の5月から6月にかけて、 路線バスや市営バスの乗降調査や利用者に対するアンケート調査及びニーズ把握のための高校生 や市民、市職員を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

その後、10月30日に開催した協議会において、各種アンケート調査を分析、島内公共交通の問題点や課題などの洗い出しをワークショップ形式で行い、平成22年3月までに対馬市地域公共交通総合連携計画を策定することとしております。

次に、対馬市航路対策協議会についてであります。

10月27日に平成21年度第2回対馬市航路対策協議会を開催し、平成21年度長崎県空港活性化協議会対馬支部予算の承認、九州郵船株式会社に対する要望の回答についての協議経過及び長崎県離島基幹航路運賃低廉化対策について協議が行われました。

特に、ジェットフォイルの比田勝港延伸の通年運行、2つ目に「フェリーげんかい」の出航時間の早発、3つ目に、博多発20時35分「フェリーちくし」の通年厳原港寄港の3点について協議を、九州郵船株式会社と行っていますが、現段階において合意するまでには至らず、引き続き精力的に協議、交渉を持つこととしていますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、観光物産推進本部関係でございます。

第8回初午祭について。

10月4日、上県町瀬田目保呂ダム馬事公園をメイン会場に、好天に恵まれ関連のイベントが盛大に開催をされました。

実行委員会長のあいさつに始まり、町内保育所園児、小学校の児童生徒の遊戯も披露され、メインレースのトーナメント戦、流鏑馬、新たな企画として地元中学生騎手によるレースや一般の地元騎手によるレースも加わり、瀬田地区の伝統行事である子供相撲が午前中に取り行われまし

た。

午後からは、乗馬体験や仮装レース、仁田中学生と対州馬のレースも会場を沸かせ、会場内には、そばやシイタケなどを使った軽食や、特産品の販売コーナーもあり、多くの来場者でにぎわいました。

今回の初午祭は、地元商店や認定農業者及び日本馬事協会等の各種団体から多くの副賞や記念品が贈呈され、来場者へのプレゼントとしても活用することができ、厳しい予算の中ではありましたけども、盛会のうちに終了することができました。祭りの開催に当たり、瀬田地区や陸上自衛隊等の御協力により、会場内の整備に御尽力をいただき、また地元ボランティア団体である対馬森林環境整備緑化隊によるコスモス植栽活動が行われたことで、島内を主に約1,000名の来場者が、コスモスの花を観賞しながら祭りを楽しんでおられました。

次に、滋賀県高月町との「友好のまち縁組」締結式についてであります。

滋賀県高月町とは、雨森芳洲先生のゆかりの町として互いに顕彰し、今日の国際化社会において雨森芳洲先生の心を共有しながら、日本と韓国の友好の輪を広げ、高月町と本市の友好と発展を目的に、友好縁組を10月17日締結しました。

締結式には、北村高月町長、浅見高月町議会議長を始め、関係者13名、本市からは作元議会議長、小川産業建設常任委員長ほか7名の出席をいただき、高月町役場会議室において行いました。

また、高月町では「朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会高月大会」が開催され、全国各地から 朝鮮通信使ゆかりの方々が参集され、多彩なイベントが繰り広げられていました。中でも、地元 富永小学校の全校生徒による「芳洲先生ミュージカル」はすばらしく、観客から万雷の拍手が送 られていました。

次に、2009対馬シーカヤックマラソン大会についてであります。

去る11月1日、「対馬シーカヤックマラソン大会実行委員会」が主催し、「対馬」の大自然を生かした体験型観光の柱として、国内外に対馬をアピールする目的で、「竜宮伝説の海を漕ぐ」をテーマにリアス式海岸で知られる浅茅湾で開催されました。

開会式の時間帯はあいにくの雨でしたが、東京、鹿児島など、全国各地から参加され、45艇、65人は10キロコースの撃破に向け、元気よく和多都美神社前をスタートされていました。

また午後からは、潮が引いた和多都美神社の浜を利用したふれあいイベントが開催され、事業 所の仲間や親子連れ、友達など126人に参加していただき、歓喜のうちに時間を過ごしていま した。

競技終了後は、神話の里公園において、参加者と地元住民による交流会が開催され、対馬産品の紹介等多彩なイベントが催され、盛り上がりを見せていました。

今後、さらにエコツーリズムの島として、全国に対馬の自然のすばらしさを発信していきたい と考えております。

次に、対州そば(新そば祭り)についてであります。

対州そばの広報及び販売の拡大を目的に、対馬振興局、市、農協が構成する対州そば「新そば祭り」実行委員会が発足し、これを主体として、去る11月12日から11月29日の18日間、対州そば「新そば祭り」が開催されました。期間中には、対州そばの食べ処を回るスタンプラリー、そば写真コンクール、そば料理コンクールが開催され、オープニングイベントとして11月12日に小茂田浜神社大祭において、新そば麺、そばかりんとう、そば餅の配付を行いました。11月21日のメインイベントは、対馬市交流センターにおきまして、そば打ちの実演、そば打ち無料体験、新商品の冷凍ゆで麺の無料試食会、各コンクールの表彰式、そば餅の餅まき等が実施され、約1,000名の来場者が訪れにぎわいました。

また、市内、県内、福岡にポスターやちらしの配布を行い、KBCラジオ「おすぎとコージの 長崎ぶらぶら 通な旅」、KRY山口放送ラジオ「お昼はZENKAI ラジオな時間」に出演 するなど、広範囲な広報活動を行いました。

これらの活動によりまして、対州そば食べ処において、7日間で1,443名の来客があり、 昨年より対州そばの消費が多いとの報告があっておるところでございます。また、小学館ビッグ コミックの「そばもん」に取り上げられるなど、広報、販売ともに十分な成果があったものと総 括しているところであります。

なお、今回の活動並びに今までの取り組み等の効果によりまして、平成19年度のそば作付面 積は80~クタールでしたが、平成20年度は99~クタール、平成21年度は103~クター ルと順調に増加しているところでございます。

これからも引き続きこのような機会を生かして、対州そばの広報、消費拡大に努力してまいりたいと存じます。

次に、対馬市のロゴ・キャッチコピーの制作についてであります。

観光物産推進本部を設置してから1年数カ月、対馬市福岡事務所を開設してから8カ月が経過しました。その間、数々のイベントを開催してまいりましたが、対馬を統一しアピールできるものが欠けているのではないかとの思いがありました。

このたび、対馬の魅力を対外的にPRしていくための統一したロゴ・キャッチコピーが完成を いたしました。

だれにでもわかりやすく、対馬を印象づけることができるよう制作されていますので、特産品や広報向けに活用していきたいと考えています。手始めに、はっぴ、のぼりを制作しています。 さらに市の封筒、職員の名刺等々に利用を広げ、経済団体、企業、個人の方にも利用協力をいた だき、対馬市民の心を一つにし、対馬の物、対馬の持つ魅力を全国に発信していければと強い思いを持っています。

ロゴマークは、無限大マークに似た島のシルエットに「つしまヂカラ」のロゴを入れ、「無限、 永遠に続く」という意味を込め、自然、人、心などのチカラを強調しました。キャッチコピーは 「おっ!な島です。対馬」感動や興奮、驚きをあらわす記号を使い、島の魅力に触れたときの感 動を表現しています。ちなみに、デザイナーは対馬市豊玉町廻出身で、福岡在住の中庭日出海さ んの作品です。行政報告の最終ページに載せております。

次に、新商品の紹介についてであります。

対馬では昔から「ろくべえ」という食べ物がありました。対馬の特産品にありながら、商品としての位置づけはありませんでしたが、このたび試行錯誤の中、うどん、そばと同様の形状を確立することができ、商品として売り出せる形が整いました。この商品を全国展開することにより、原料であるサツマイモの作付を増加させ、農家の収入の増大と荒廃農地の解消を図るとともに、加工の促進による就業の場の確保が可能となります。完成してからわずかの日数しか経っておりませんが、来島されるバイヤーの方に紹介を今しておりますが、よい結果をいただいております。次に、総務企画部関係であります。

長崎県と対馬市の執務室の共同化についてです。

政府においては、今後「活力ある地方」を創出するため、新しい地方分権改革を推進し、国から都道府県、都道府県から市町村へなお一層の権限移譲を行い、地方がみずから考え実行できる体制に整備することを目指すこととしております。

県においては、このような課題に対応するための1つの手法として、県と市町の職員が垣根を越えて同じフロアで業務を遂行し、地域の課題と一体となって取り組む体制を構築し、専門的な知識の共有及び行政体制の強化を図ることが検討されました。それを踏まえ、対馬市と対馬振興局で同様の事業を所管する部門が、同じ執務室において互いに連携、協力し、同じ目的を持って業務遂行ができれば、市と県の連携が深まり、住民サービスの向上と効率的な行政運営が可能になるとのことから、県から市へ、建設部及び農林水産部の執務室の共同化の申し入れがあり、両者で検討中でありましたが、来年7月を目途に執務室の共同化の準備を進めているところであります。

次に、市民生活部関係であります。

対馬市斎場「浄華苑」の完成について。

このたび、上県、上対馬地区の懸案であり、平成19年度より事業を開始しておりました対馬 市斎場「浄華苑」が皆様の御協力のもと、平成21年9月に完成しました。施設には、無煙無臭 の環境に優しい火葬炉を、人体用2基、動物用1基を備えており、10月1日より供用開始いた しております。

次に、福祉保健部関係であります。

特別養護老人ホームの民間委託移行等について。

現在、対馬市行財政改革大綱指針に基づき、特別養護老人ホームの指定管理による民間委託移行について準備を進めております。大綱の指針によりますと、平成22年度までに直営施設のうち1施設を民間委託とするとされており、市の方針としましては、特別養護老人ホーム「浅茅の丘」を指定管理により民間委託することで準備に入っております。

また、公設の保育所につきましても、再配置計画を策定し、施設の廃止統合及び民間委託を進めることとされており、現在再配置計画の策定に着手いたしております。将来的には、民間委託を視野に入れての再配置計画でございますが、当面は地域の子育て支援施設として、その機能が低下することのないよう関係者の意見を十分反映させながら統廃合を進めてまいりたいと思います。

次に、地域医療再生基金についてであります。

対馬いづはら病院と中対馬病院の再編統合等に係る地域医療再生基金についてでございますが、 去る10月28日、長崎県病院企業団本部より説明を受けましたので概要を報告申し上げます。

当初、対馬地域で基金30億円の事業費を組み立てて県へ提出し、県は国に要望する再生計画において、離島地域の病院再編関係事業等で100億円の事業費を組み立て提出しておりました。しかし、民主党政権の誕生により、国の第1次補正予算の執行が見直され、この基金の内容が大幅に変更になり、100億円の地域医療再生交付金事業も取りやめになったところであります。

また、基金の額も30億円から25億円に見直され、県は離島地域の病院再編関係事業で25億円の再生計画を提出しており、このことにより対馬地域分については、当初の30億円から約20億円となり、大幅に減額になったところであります。しかし、市といたしましては、医療機関の設備集約と医師を始めとした医療従事者の確保による医療機能の充実を図るためにも、基金の額は減額になりましたが、両病院の再編統合には取り組んでまいりたいと考えております。次に、農林水産部関係であります。

森林の集いの開催について。

去る9月26日に、対馬市ファミリーパークにおいて、「平成21年度森林の集い」を緑の少年団を始めとした一般参加者で関係機関など約60名の御参加をいただき開催いたしました。内容としましては、ゲンカイツツジ100本、ガザニア400本の植樹や、自然食体験として燻製の製作、試食体験、森林探索、森林紙芝居などを行いました。

本事業は、森林の役割として、木材やシイタケ原木の供給だけではなく、水源の涵養や土砂の流出防止や、水の確保や河川、沿岸漁業の保全など重要な資源となっており、この森林資源を次

世代に引き継ぐことを目的に開催をしております。今後においても、森林の重要性を広く周知し、保全活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、特例民法法人の吸収合併についてであります。

財団法人美津島町担い手公社と、財団法人峰町総合開発公社並びに財団法人上県町産業開発公社は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第66条第1項の規定に基づき、財団法人峰町総合開発公社を合併存続法人とする吸収合併契約を9月30日に締結しております。また、10月30日に長崎県知事へ合併認可申請を行っており、年度内に合併の登記ができるよう事務を進めているところです。

合併後は財団法人対馬市農業振興公社と改名し、重複する機能の集約化、人材の融合による組織力の強化とエリアの拡大による経営基盤のさらなる強化を図り、加速する農家の高齢化に対応できる農業支援法人を目指していきたいと考えております。

次に、環境王国の認定についてであります。

11月28、29日に福島県天栄村にて開催されました「環境王国サミット」に参加し、本市が「環境王国」として認定を受けました。我がまちを「環境王国」にと、11月28日に「環境 王国認定市町村連絡協議会」を立ち上げ、本市を含め高知県本山町、鳥取県江府町など、1市 4町3村の計8団体で、何はともあれ思いを1つに動き出しました。

この環境王国は、地域住民の方々が築き上げた優れた自然環境と農業のバランスが保たれ、安心できる農産物の生産に適した環境を有するものです。国産米の消費拡大により「農業」「流通業者」「外食産業」の活性化と、優れた米文化を守ることを目的として設立された民間組織の米・食味鑑定士協会などで組織する環境王国認定協議会が行い、米の食味もワインの鑑定と同様、客観的に品質の鑑定された商品は、その内容にふさわしい価格がつけられ、消費者に信頼と満足感を与えると同時に、市場も公正に流通されています。

対馬をキーワードに、人と人とのつながりで生まれた今回の認定は、大阪在住で千趣会にお勤めの対馬出身者、島居祐爾さんの郷土愛により、本年5月、食や環境の精通者などからなる米・食味鑑定士5名が本市に来島されました。島内の水田管理状況や栽培方法、産地の風土、気候条件など37項目にも及ぶ厳しい審査を行い、見事ハードルをクリアし「環境王国」の称号をいただきました。

対馬は農業、林業、水産業の第1次産業すべてにおいて、必然的に環境そのものの恩恵を受けている産業といっても過言ではありません。この称号は、農業の視点から米や野菜の生育環境状況を判断し認定されるため、農業にとっての環境が良好であれば、林産物にとっても同様に良好であることは当然のことであります。また、漁業を取り巻く環境は、農業と同等であるとは言い

難い部分もありますが、資源の枯渇を招かないような措置を取れば、環境は復元するものと確信 しております。今回認定を受けた「環境王国」というロゴも、これから堂々と使用できます。

現在、観光物産推進本部において取り組んでいます対馬の加工品などの原産地表示を明確にしながら、島産品のトレーサビリティを確立することを目指す推奨基準に照らした推奨マーク進呈と相まって、環境王国のエンブレムを冠した産品が市場で注目されるよう、私たち行政と加工業者の皆さんが高い意識で取り組んでいかねばなりません。

今後は、あえて環境を全面に露出させ、環境というフィルターを通しながら、すべての事柄に 突き進んでいきますので、これを契機に、市は森、人里、海の3点をセットにし、よりよい環境 づくりに取り組んでいきたいと存じます。環境王国認定協議会によると、認定団体は、本市以外 に高知県本山町など4町、宮城県七ケ宿村など3村が既に認定されており、全国で100団体ま でしか予定していないため、今後は狭き門となることが想定されます。また、九州管内の団体で は、本市が認定第1号となります。

次に、消防本部関係でございます。

新型インフルエンザの対応について。

WHOの新型インフルエンザ流行「フェーズ6」の宣言に先駆け、4月中には業務継続計画を 策定し、5月1日からこれに沿って業務を進めてきました。7月末に初の島内感染例を確認し、 最近では学級閉鎖なども増えていることから、感染の拡大を認識し、防御装備を整え救急対応を 行っているところであります。

次に、小型動力ポンプ等の配備についてであります。

今年度計画しておりました消防団の機材等は、小型動力ポンプを5台、小型動力ポンプ積載用軽トラックを2台、小型動力ポンプ付積載自動車1台及び消防ポンプ自動車1台を購入して、10月30日までにすべて分団へ配備いたしました。これにより、消防団の士気も一層高まり、地域住民の皆さんにも安心していただいていると思います。

以上でございます。

〇議長(作元 義文君) 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- ○議長(作元 義文君) 日程第5、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。厚生常任委員長の報告を求めます。16番、厚生常任委員長、大浦孝司君。
- 〇議員(16番 大浦 孝司君) 厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成21年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の事務 調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定によ り報告いたします。

当委員会は、11月10日に実施した地域医療の調査研究のため、対馬保健所及び豊玉診療所においての調査内容を次のとおり報告します。

全委員出席のもとに、午後1時30分より対馬保健所において、対馬保健所緒方所長及び関係 課長3名、対馬市福祉保健部より扇部長、担当課長及び係長の出席を求め、長崎県病院企業団が 進めている地域医療再生基金の事業計画について説明を受けたところであります。

地域医療再生計画については、当初県は全体事業費100億円としていましたが、離島圏域25億円、佐世保県北圏域25億円の合計50億円と計画の縮小に至っております。このことは、御承知のとおり、さきの総選挙で勝利した民主党政権のもとで、平成22年度の予算財源確保のため、国の第2次補正予算のうち、基金に組み込まれた未執行額の見直しが行われたところでありますが、地域医療再生臨時特別交付金もその対象となり、全体総額3,100億円のうち、750億円の執行が停止されたことによるものであります。

このようなことから、対馬地区は次のとおり変更されました。対馬いづはら病院、中対馬病院の新築移転の新病院建設事業費は、当初65億円に対し、交付金は30億円を見込んでいましたが、これが10億円削減され20億円となっております。上対馬病院の人工透析設備整備に2,500万が計上され、現在国への申請手続を行っているとのことでありますが、最終確定ではなく、申請の段階との説明でありました。

意見交換では、10億円削減を含めた財政上の問題については、関係機関の意見集約、土地の確保など、極めて難しい課題が山積しているため、検討委員会を設置のうえ、早急に取り組むことが肝要であるとの見解を了承したところであります。なお、対馬地区での地域医療再生計画の窓口は、対馬保健所になります。

次に、新型インフルエンザの流行についてでありますが、10月23日までの期間、各町別の 感染者は、厳原町31人、美津島町6人、豊玉町9人、峰町2人、上県町11人、上対馬町6人 の合計65人と報告を受けましたが、その後さらに感染者は増え、11月29日まで260人に 及び、翌日の30日からは対馬市も警報が発令されております。また、対馬市ケーブルテレビ静 止画面で新型ワクチンの接種について具体的な情報が提供されておりますので、特に幼児、児童 等の感染率が高いことに留意されたいと思います。

次に、午後4時30分から、豊玉診療所において、升木医師、吉田医師、豊玉診療所の中村主 幹の出席を求め、中対馬地区の医療実態について聞き取りと意見交換を行いました。当診療所は、 市直営によるもので、2名の嘱託医が常勤しており、診療科目は外科、内科、小児科の3科目で あります。職員は、看護師4名、看護助手1名、事務職3名の計10名であります。外来診療は、 月曜から金曜までの午前9時から午後5時までとなっています。急患については、土曜及び日曜 日も対応するとのことでした。

外来の実績は、ここ2年間1日平均80人を超えており、月1,600人を上回る数値の報告を受けたところでありますが、遠くは上対馬町比田勝方面から、また、美津島町大船越からも通院しているとのことであります。診療所の特徴としては、インフルエンザの予防実績が大きいことと、入院治療はできないが、点滴による治療効果に実績が大きく、患者負担が軽減されているものと思われ、患者本位の治療に専念されるなど、中対馬地区住民からの評価も高く、基幹診療所としての位置づけを果たしているものと判断するところであります。

意見交換では、嘱託医から次の2点について検討してほしいとのことであります。1点目は、 最寄りのバス停から診療所までの交通手段が整っていないため、お年寄りは、医療費より交通費 の負担がはるかに多くなるなど、通院に大変困っているような状況であり、小型バスの乗り入れ を含め、再度検討していただけないだろうかとのことです。

2点目は、豊玉診療所は、平成19年度200万円の赤字、平成20年度800万円の赤字となっております。これは、診療報酬の国費3%削減が主な理由であるとの担当部の説明でありましたが、診療報酬の請求は1件1件の処理が適正でなければ莫大な損失となり、対馬市の一般職の配置では専門的になるまで相当の期間を要することから、医療事務従事者は専門職を配置するなど改善を要望するとのことでありました。

以上が、現地調査の内容でありますが、今後行政の対応の改善に努力することをお願いし、委員会の報告といたします。

- O議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 7番、阿比留梅仁君。
- ○議員(7番 阿比留梅仁君) 大浦委員長の報告に対し、ちょっとお聞きしたいのですが、この地域再生計画で、当初100億円が50億になってると、離島圏地域が25億円になったと、この民主党が政権を取ってからなったという今の報告でありますが、私これちょっとお尋ねしたいんですが、自民党政権時代はハード面の予算で100億組んどったのが、民主党政権になって50億になったのは、ソフト面の充実をしなさいということで方向転換したのと伺っておりますが、その点はどうでしょうか。
- O議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 民主党政権の主たる目的は、あくまでも平成22年度の一般財源がかなり不足するという中で、麻生政権が14兆の補正予算を組みまして、未執行の基金を今回対象に洗い直しをしてくれというふうなことを指示されて、そういうふうな事業費の削減を絞りに絞ってそういう方向にいったという範囲の説明を私は聞いておりますが、中身の件、今指摘のことについてのことは、私は把握はしておりません。で、ただ、長崎県内のことで、保健所の

担当課長の話ですが、県内の医療対策のうち、特に対馬の2病院の統合合併を主体に県は考えているんだと、そのことは十分理解してほしいというふうな範囲の説明、程度で、私の報告を、不十分と思いますが、一応そういうことでございます。

- **〇議長(作元 義文君**) 7番、阿比留梅仁君。
- ○議員(7番 阿比留梅仁君) 当初の地域医療の再生計画が、建物、ハード面の整備が、ソフト面、そのいろんなソフト面に変わったということになれば、当初からの計画と市議会も計画の練り直しが必要じゃないかと思いますが、その点どうですか。
- **〇議長(作元 義文君**) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) これは、30億が20億となった、10億の削減を、県、病院、対馬市、これは根本的に検討し直さにやいかん。というふうなことは当然だと思います。それで、先ほど行われた委員会でも、それを早急に検討委員会を立ち上げて、その変わる方向性にどう対応するかの結論を、見直し、指摘のとおり出すべきであろうというふうなことを、委員会は意見を一致のうえ、行政に対して、そこらの対応を望むという報告を先ほど申し上げたところでございます。全くその指摘のとおりでございます。
- 〇議長(作元 義文君) 7番、阿比留梅仁。
- ○議員(7番 阿比留梅仁君) 所管事務調査で、ハードからソフトに変わったという、そのことだけわかっていれば私結構だと思います。

以上です。

- ○議長(作元 義文君) ほかに質疑はありませんか。13番、初村久藏君。
- ○議員(13番 初村 久藏君) 厚生常任委員長に1点だけお尋ねをしておきたいと思います。 2ページ目で、30億円が20億円に削減されたという報告でございましたけど、それとあわせ て土地、確保、いろいろと問題が山積しているということで、検討委員会を設置ということでご ざいますが、ここは、どこが中心になって設置されるものか。また、下のほうに対馬地区での地 域医療再生計画の窓口は対馬保健所となっておりますが、そういうふうにありますけど、ちょっ と説明をお願いします。
- **〇議長(作元 義文君**) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) ただいまの質問にお答えいたします。

これは、議会の、厚生常任委員会が旗を振るものではございません。で、当然長崎県病院企業 団が、この病院を建てるという1つの行為から始まって、その受け入れ負担、土地の確保、対馬 市がする中で、あるいは長崎県の負担の中で、やはり地元と病院の関係がほぼ同じ状態で、どち らが先というよりは、そういう形を取るべきだろうということで、議会といたしましては、その 動きに対して、並行して、その前に進めるというふうなことをするいろんな問題を検討していき たいと、こう思っております。ですから、病院企業団と市が当然一番前に立つというふうなことで、今後の展開を望むものであります。よろしいでしょうか。

- 〇議長(作元 義文君) 13番、初村久藏君。
- ○議員(13番 初村 久藏君) そしたら、これを進めていくためには、やはり病院企業団が中心になってということでいいわけでしょ。病院企業団と市と。対馬保健所とあるもんですから、そこのところは。
- O議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 長崎県の、いわゆる医療の対応対策は福祉保健部が所管でございます、県の。その所管であります、その対馬の一番要になるといいますか、関係する窓口は対馬保健所というふうになっております。これは、そういうふうな説明を病院企業団側から受けておりますので、そういうふうなことで報告を申し上げます。

以上でございます。

〇議長(作元 義文君) はい。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 暫時休憩します。開会を11時5分から。

〇議長(作元 義文君) 再開します。

日程第6. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- ○議長(作元 義文君) 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。 産業建設常任委員長の報告を求めます。17番、産業建設常任委員長、小川廣康君。
- ○議員(17番 小川 廣康君) 産業建設常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成21年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成21年10月15日、豊玉地域活性センター3階会議室において、全委員出席のもと、市長部局より橘農林水産部水産振興課長、豊田地域再生推進本部副本部長並びに担当職員の出席を求め、水産物の流通体系の現状について調査をいたしました。

現在、鮮魚類の島外出荷については、九州郵船株式会社、壱岐・対馬フェリー株式会社の2社

により保冷車等で出荷されていますが、通常午前の便は、九州郵船株式会社の厳原港発8時50分のみであり、厳原港で乗船できても壱岐で一端下船し、唐津港経由にて福岡方面へ迂回する事例が発生しています。平成20年度における水産物の島外出荷量は約1万8,042トン、287万2,000箱であります。午後の便は、九州郵船株式会社の厳原港発15時25分、比田勝港発15時05分、壱岐・対馬フェリー株式会社の厳原港発15時10分の3便が運行されていますが、市場等の受け入れ体制により、その大部分が厳原港発8時50分の便で出荷されているのが現状であります。唐津港経由で市場等へ出荷された場合、魚種によっては1割から2割の魚価安が発生をいたしております。

このことから、課題解決のため調査を継続することを確認し、次回はさらなる現状調査のために、対馬市漁業協同組合長会から出席をいただき調査を実施することが決定されました。

11月13日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、全委員出席のもと、作元議長も出席され、市長部局より川本農林水産部長、橘水産振興課長、豊田地域再生推進本部副本部長の出席を求め、調査を実施いたしました。今回は、対馬市漁業協同組合長会から会長の根津組合長ほか全組合長に出席をいただき、意見交換を行いながら、水産物の流通体系の現状と課題について調査をいたしました。

最大の課題は、水産物の島外出荷が厳原港発8時50分の1便に集中するために、やむなく唐津港経由を余儀なくされることであります。意見交換では、比田勝港発が現在の出航時間では使用しづらく、比田勝発の出港時間が午前中であれば厳原港発の便との分散でき、この課題は解決できるのではないか、厳原・博多間のフェリー便数の枠を増やしていただきたい。さらに、漁の操業の関係から、厳原港発の1便の出港時間を少し遅くしていただきたい。安定的な流通体制を確立するには、貨物専用船の建造を検討すべきであるなどの意見が出されました。

これらの意見をふまえ、水産物の流通問題に関し、まず当面の対策として、今後盛漁期を迎えるスルメイカ等の鮮度保持のため、博多港までのスムーズな運送体制が確立できるよう配慮を求める。また、長期的な対策としては、安定的な流通体制を確保するためには、貨物専用船の建造について、関係機関が一体となり研究する必要があることを委員会としてまとめました。

11月19日、市役所4階会議室において、全委員出席のもと、市長部局より松原地域再生推進本部長、川本農林水産部長及び担当課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。今回は、九州郵船株式会社常務取締役龍造寺宏之氏にも出席をいただき、前回の調査をもとに対馬漁業協同組合長会の意見等もふまえながら調査をいたしました。まず、比田勝・博多航路については、現在市民へのアンケート、物流関係者の意見を分析しながら調整中であります。また、厳原港発の1便については、通常10トン車で4台分は確保していますが、平成21年1月から10月までの間、11日間で24台が唐津経由を余儀なくされています。九州郵船株式会社の説明により

ますと、壱岐からの10トン車の枠は4台分であり、他の車両等の予約が先に入った場合に、このような事態が発生するとのことでした。会社としては、コンテナ等を別の便に回すなど、鮮魚車を優先するよう努力はしているとのことであります。

委員会としては、これらの調査結果をふまえ、対馬の水産物に関して、とにかく壱岐での積み替えが発生しないよう、九州郵船株式会社に対し、さらなる配慮を要望をいたしました。また、今後については、関係者がそれぞれの分野で改善に向けて協議を重ねることが必要であると思われます。

以上で、産業建設常任委員会の調査報告といたします。

○議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長(作元 義文君) 日程第7、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員長の報告を求めます。国境離島活性化対策特別委員長、糸瀬一彦君。

○議員(14番 糸瀬 一彦君) 国境離島活性化対策特別委員会の報告をいたします。

対馬市議会議長作元義文様、国境離島活性化対策特別委員会委員長糸瀬一彦。

国境離島活性化対策特別委員会調査報告書。本特別委員会の調査の状況を、会議規則第45条第2項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。本委員会は、平成21年10月16日に、対馬市役所4階会議室において、第1回の委員会を開催いたしました。委員8名のうち兵頭委員が欠席、今回は作元議長も出席され、説明員として財部市長、大浦副市長、永尾総務企画部長、桐谷総務課長、志田地域振興課長が出席をしました。

今後の方針についてと、国の新政権下における国政及び長崎県政について、市長及び議長から 状況報告を受けましたが、国の経済危機対策予算3兆円見直しの方針で方向性が判明しないとい う内容でありました。

本委員会としては、今後の方針として活性化の具体策、方向性等今後の活動について検討いた しましたので、簡単ではありますが報告します。

まず、新政権に代わり陳情は受け付けないとか、議員立法廃止とか言われ、地方自治体の意見や要望をどのような形で中央に訴えればよいのか、いまだに方向性が見えないことが上げられます。

平成25年3月に現行の離島振興法が期限切れとなることを考慮し、前回の国境離島活性化対策特別委員会の決定事項なども基本にしながら、「防人の島新法」の内容もさらに検討を加えることも考えられます。同時に、前回の自衛隊誘致増強調査特別委員会の最終報告もふまえ、市民の負託に答えられるよう、今後とも市長部局との連携を密にし、意見交換を図りながら、本委員会の活動を推進することを申し合わせ協議を終わりました。次回の開催については、国政及び県政の状況を見極めながら検討することを申し合わせました。

以上で、委員会の報告といたします。

- ○議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

- ○議長(作元 義文君) 日程第8、国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。 国県道路整備促進特別委員長の報告を求めます。国県道路整備促進特別委員長、齋藤久光君。
- ○議員(8番 齋藤 久光君) ただいまより、国県道路整備促進特別委員会の調査報告を行います。

対馬市議会議長作元義文様、国県道路整備促進特別委員会委員長齋藤久光。

国県道路整備促進特別委員会調査報告書。平成21年第3回定例会において設置が承認されました国県道路整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、10月23日、午後1時より、豊玉地域活性化センター3階会議室において、委員全員出席のもと、作元議長も出席され、第1回の委員会を開催いたしました。

今回は、本特別委員会の設置目的である国県道路の整備促進とあわせて、海の国道である離島 航路の改善について、調査、研究の方向性と今後の活動について協議し、本特別委員会としては、 市長部局と連携を密にして、意見交換を図りながら調査、研究を行っていくことを申し合わせま した。委員会の中で、対馬の道路整備に係る県の考え方を伺いたい。また、国県道路の整備促進 と離島航路の改善の調査研究は、並行して行っていくなどの意見が出され、次回の委員会は、市 長部局及び対馬振興局との意見交換を行うことといたしました。委員会終了後、委員全員で対馬 振興局に出向き、下山振興局長と面談し、本特別委員会の今後の活動に対する協力をお願いいた しました。

11月18日、委員全員出席のもと、第2回の委員会を開催いたしました。まず、午前10時より、対馬市役所4階会議室において、市長部局より松原地域再生推進本部長並びに担当職員の

出席を求め、離島航路の改善に関する調査、研究を行いました。松原地域再生推進本部長より、 現在までの市の離島航路に関する取り組みとあわせて、対馬市航路対策協議会での航路改善要望 事項に対する協議経過、九州郵船株式会社との協議経過、離島基幹航路の公的支援による運賃低 廉化の方策等について説明を受けました。

次に、午後1時30分より、対馬振興局別館4階第1会議室において、作元議長も出席され、 市長部局から、斉藤建設部長ほか担当課長等の出席を求め、また対馬振興局から下山局長を始め、 古川建設部長、山崎道路課長、中原管理課長並びに担当職員の出席をいただき、国道、県道の整 備促進に関する調査、研究を行いました。

初めに、対馬市建設部の堀建設課長から、対馬市管内の国県道路事業概要の説明を受け、その後、未改良区間の箇所と問題点等について、対馬振興局と意見交換を行いました。下山局長、古川部長ともに、国の政権交代により公共事業等については大変厳しい状況下にあり、県の予算配分についても全く予測できない状況であるとの説明がありました。未改良区間の整備については、基本的に条件整備が整った箇所から整備改良を進めていく考えであるとのことから、今後においては、地元地権者の協力が不可欠であると思われます。

今回の委員会では、総体的な管内の現状の把握ができましたので、今後は市長部局との連携を 密にして、本市の地域経済の再生と活性化並びに市民生活の利便性を図るため、早期の国県道路 の整備促進とあわせて、海の国道である離島航路の抜本的な改善を求め、時期を見て一つ一つ取 り組んでいくことを申し合わせました。

以上で、国県道路整備促進特別委員会の調査報告といたします。

- ○議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 長崎県病院企業団議会議員の報告

O議長(作元 義文君) 日程第9、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

長崎県病院企業団議会議員の報告を求めます。16番、長崎県病院企業団議会議員、大浦孝司君。

〇議員(16番 大浦 孝司君) 長崎県病院企業団議会議員の活動報告を申し上げます。

長崎県病院企業団議員の活動及び審議の内容について、次のとおり報告します。

平成21年10月27日午後1時より、長崎市において長崎県病院企業団の平成21年臨時会が招集され、対馬市議会から糸瀬一彦議員と私の2名が出席いたしました。

議題は、議案1件、報告1件の2件でありますので、その内容について報告いたします。

議案第27号、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、新上五島町にある有川病院を今年10月31日で廃止し、上五島病院附属診療所「有川医療センター」とすることについて、所要の改正を行うものであります。

これまでの経過は、本年4月1日以降、長崎県病院企業団により上五島地区の再編成計画が策定され、有川病院を診療所(無床)として入院機能を停止し、上五島病院の附属診療所とするものであります。6月に計画が策定され、住民説明会を実施した後、11月からスタートいたしました。

報告第1号、企業長専決事項報告(長崎県病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例)については、本年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給を、国及び県等と同様に病院企業団の職員についても0.2カ月分を凍結したもので、あわせて企業長に支給する期末手当の額も0.15カ月分凍結、減額するため、所要の改正の専決処分を行ったものの報告であります。

審議の結果、2件とも原案どおり可決、承認されたことを報告します。

以上で、長崎県病院企業団議会議員の報告を終わります。

〇議長(作元 義文君) これから、長崎県病院企業団議会議員の報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10. 平成20年度一般会計決算審査特別委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長(作元 義文君) 日程第10、平成20年度一般会計決算審査特別委員会に付託の、閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は認定第1号、平成20年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についての1件であります。

本件について、平成20年度一般会計決算審査特別委員長の審査報告を求めます。19番、平成20年度一般会計決算審査特別委員長、兵頭栄君。

○議員(19番 兵頭 栄君) 平成20年度一般会計決算審査特別委員会審査報告をいたします。

平成21年第3回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました認定第1号、平成20年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査結果を同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、10月28日及び29日の2日間にわたり、対馬市議会議場において、28日は

桐谷徹委員が欠席、29日は桐谷徹委員及び中原康博委員が欠席ありましたが、市長部局より担 当部長、関係職員及び代表監査委員の出席を求め、細部にわたり説明を受け、慎重な審査を行い ましたので、その内容について特に質疑や意見が集中した点を報告いたします。

総務費関係では、公有財産の管理のあり方について、財産台帳や備品台帳の整備状況で、合併後5年半が経過するにもかかわらず、いまだ整備がなされてなく、早急な整備を求めたところであります。

財政状況についての質問に対し、県下でも財政状況はよくないほうだと理解している。対馬市が実質公債費比率18%を超えていた。今の段階で作成している財政計画では、少しずつ下がっていくと理解しており、平成21年度には実質公債費比率も過去3カ年平均で15%という見込みを考えているとの説明であり、中期財政計画は、平成18年度から平成22年度までであり、財政健全化計画を立て、金利が5%以上の分については補償金免除の繰り上げ償還手続を取っているとのことであり、起債残高は、平成20年度末で575億円になっております。

湯多里ランドつしまの所管についてのバイオマスボイラーの設置許可についての質問に対し、この施設の所管については、昨年8月の機構改革の折、各支所を地域活性化センターとして権限と予算を与え、その地域の施設はそれぞれの地域活性化センターで管理することのことであり、したがって湯多里ランドつしまにおいては、美津島地域活性化センターが所管するとのことでありました。

また、バイオマスボイラーの設置許可については、先の議員全員協議会の中で、市としては使用許可してないとの報告であったが、平成17年11月1日付の公有財産使用許可書が美津島地域活性化センターに存在していることが確認されました。

使用許可財産、使用許可内容、使用許可条件が記載されており、本庁においてもコピーなり控えを保管しておくべきではなかったのか、またボイラーの所有権についてもはっきりさせるべきであります。

定額給付金の差し押さえの成果についての質問では、定額給付金を差し押さえたのではなく、 通常の差し押さえの中に定額給付金も含まれていたという説明であり、1,300万円ほどの成 果があったとのことですが、差し押さえすることにより、不誠実な納税者に対する意識の高揚を 図ることで、差し押さえ金額以上の効果があったとのことであり、今後においても努力し、市民 の理解を得ていきたいとのことでありました。

次に、民生費関係では、保育料の滞納問題に対して、職員が家庭を訪問し、分納計画の説明を して確約書を取るなどの努力はしているものの、思うような成果が上がっていないのが現状であ り、さらなる努力をお願いしたいと思います。また、福祉保健センター等の活用があまりされて おらず、有効利用を考えるよう指摘があり、検討していくとのことであります。 次に、農林水産業費関係では、市有林の立木等の把握状況について、立木の推定蓄積量は、合併したときからの引き継ぎの積み上げ数字を計上したものであり、あまりにもずさんであり、毎年の調査が必要であるとは思わないが、現在の市の財政状況を考えれば大事な財産であり、定期的に種類別にきちんと整理していくよう指摘があり、今後把握するということでありました。

旧㈱対馬物産開発に貸与していた備品の処分について、備品のうち1点を財団法人豊玉町振興公社に配置換えしているとのことであり、市と公社とは別の団体であり、以前から指摘を受けているにもかかわらず、まだ正式な手続が取られていないとのことであり、早急に適切な処理をするよう再度指摘があっております。

また、イノシシ対策について、予算措置したにもかかわらず、執行残がかなりあり、何が問題なのかを精査し、今後の対策を図ってもらいたい旨の要望があっております。

次に、土木費関係では、維持補修工事費に不用額が計上されているが、この不用額で対応できる箇所があると思われるので、執行残を残さずに維持管理に努めてもらいたいことと、繰り越し 事業等で発注が遅れているが、住民のためにも、地域経済の浮揚、活性化につながるという基本的な考えで、早期発注に努めてもらいたいとの要望があっております。

次に、教育費関係では、交流センターの駐車場の利用状況の把握ができてないということであ り、多額の借り上げ料を支払っており、利用台数が少ないようであれば必要ないのではなかろう かという意見があっております。

仁田の温水プールの使用について、せっかく予算がついているにもかかわらず、なぜ執行させなかったのかという質問に対し、部長以上の行革の会議の中で決定されたということだが、議会に提出され決定された予算をだれの権限で執行しなかったのか、必要ない予算であれば補正で減額すべきであるという意見がありました。また、施設の廃止等は費用対効果だけで決定していいのか、もっと有効利用できるような対策を取ってもらいたいという意見があっております。

また、教員住宅の空き家問題等について意見があり、なぜ入居が少ないのか等の調査を行い、 今後改善を図ってもらいたいとの要望があっております。

2日間にわたり、活発な質疑応答が行われ、決算の内容を審査した次第であります。

質疑、討論終了後、採決を行った結果、認定第1号、平成20年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、この審査の過程において、特にお願いしたいことを申し上げます。

まず、組織のあり方について、その権限及び責任がどこに帰属するのか、本庁、地域活性化センター間での権限を明確にすることを委員会の総意として強く求めるものであります。

また、旧㈱対馬物産開発に貸与していた備品については、競売の手続を取るべきであるとの委員会の意見であることを報告します。

なお、市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、市 民福祉向上のため、後年度の予算編成や今後の行財政運営に活かしていただきたいことを強く要 望いたします。

以上で、平成20年度一般会計決算審査特別委員会の審査報告といたします。

- O議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、平成20年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり 認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、平成20年度対馬市一般会計歳入歳 出決算については認定することに決定しました。

日程第11. 総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

〇議長(作元 義文君) 日程第11、総務文教常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題 とします。

付託案件は認定第9号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第10号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件であります。

各案について、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、阿比留梅仁君。

○議員(7番 阿比留梅仁君) 総務文教常任委員会報告をいたします。

平成21年第3回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件については、議長あて報告し、既に皆様のお手元に配付されておりますので、その経過と結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成21年11月10日中原委員は欠席でしたが、豊玉地域活性化センター3階会議室において、豊玉地域活性化センター、上県地域活性化センターの説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。その結果を、報告書の2ページの3行目から報告いたします。

認定第9号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、

歳入決算額3,470万4,011円、歳出決算額3,429万4,176円であります。本事業は、 国、県の補助でほとんどが賄われており、一般会計繰入金も116万円と少額であります。今後 におきましても、生活航路としての定期航路の運行とあわせて、不定期航路の充実も図り健全運 営に努めてもらいたいと思います。

また、この補助金がいつまで続くのか心配でありますが、廃止になったときのことを今から十分想定し、いつでも事業廃止ができるよう、正職員としての採用をしている者が辞めた後の職員の採用等、将来を見極めた計画を今から考えておくことが重要であるということを委員会の総意として報告します。

認定第10号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額4,422万926円、歳出決算額4,403万7,005円であります。事業開始当初からすると、年々発電量は減り、修繕費の維持管理費は増えてきている状況であります。また、基金についても、当初の6,976万円から5,424万5,000円まで減少し、平成21年度においても1,500万円を繰り入れており、現在は3,924万5,000円となっております。平成20年度においては、売電単価より発電費用が高くなっており、今後におきましては費用対効果を十分に考慮され、特別会計としての独立採算を原則とし、事業に取り組んでもらうこと

以上、本委員会に付託されました認定第9号及び認定第10号の2議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

を強く要望いたします。

○議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第9号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第10号、平成20年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長報告のとおり 認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号及び認定第10号は認定 することに決定しました。

暫時休憩して、昼食休憩といたします。午後は1時から。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

〇議長(作元 義文君) 再開いたします。

報告します。阿比留梅仁君より、体調不良により早退の申し出があっております。

日程第12. 厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長(作元 義文君) 日程第12、厚生常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題とします。

付託案件は認定第2号、平成20年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから 認定第8号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまで の7件であります。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。16番、厚生常任委員長、大浦孝司君。 〇議員(16番 大浦 孝司君) 特別会計における厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成21年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託された案件は、認定第2号、平成20年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成20年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成20年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の審査について、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、10月19日に豊玉地域活性化センター3階会議室において、松本委員は欠席でありましたが、扇福祉保健部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審議を行ったところであります。

認定第2号、平成20年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入3億5,971万8,000円に対し、歳出は3億5,773万4,000円で、差し引き

198万4,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款診療収入2億4,983万3,000円、3款県支出金2,501万1,000円、4款繰入金6,624万円の一般会計からの繰り入れであります。

歳出の主なものは、1款総務費2億3,513万9,000円、2款医業費1億2,259万6,000円であります。対馬管内23診療所のうち、仁田診療所1名、豊玉診療所2名の嘱託医報償費及び医師派遣委託料等が主なものとなっております。ちなみに、豊玉診療所においては、年間延べ約2万人の外来患者で、1日平均80人の実績となっており、地域医療の位置づけに貢献しているものと思われます。

認定第3号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入は55億6,948万円、歳出は53億4,868万円で、差し引き2億2,080万円の 黒字となっております。

黒字の要因につきましては、収納率の向上等により、国県の特別調整交付金として7,621万円の交付を受けたこと。また、平成20年度医療制度改革による財政支援分として、前期高齢者交付金が創設され、その交付が当初見込みより5,320万1,000円増額になったことが大きな要因として上げられます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税13億544万3,000円、3款国庫支出金17億4,776万8,000円、5款前期高齢者交付金8億9,267万9,000円、8款共同事業交付金6億5,241万1,000円、10款繰入金3億7,847万8,000円であります。

歳出の主なものは、2款保険給付費33億6,224万6,000円、3款後期高齢者支援金6億6,814万円、5款老人保健拠出金1億183万5,000円、6款介護納付金3億1,328万円、7款共同事業8億1,826万6,000円であります。

審査の中で、歳入の1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者 等国民健康保険税の現年課税分は、89%の徴収率となっておりますが、過年度分については 12.1%の徴収率で、極端に低いことが指摘されます。これを合わせた徴収率は61.1%とな りますが、税に対する住民の認識を改めていくと同時に、職員の徴収に対する努力をさらに願う ところであります。

参考ではありますが、現年度収納率が92%を下回れば、普通調整交付金は減額されることとなり、対馬市は7%減額で3,831万1,000円が減額されたことになります。

認定第4号、平成20年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

本会計は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年3月診療分までの精算期間となりますが、歳入は3億5,473万1,000円、歳出が3億5,410万円で、差し引き63万1,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款支払基金交付金1億8,444万5,000円、2款国庫支出金1億1,451万7,000円であります。

歳出の主なものは、2款医療諸費3億4,973万6,000円であります。

認定第5号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成20年4月1日より、従来の老人保健制度から移行した75歳以上の高齢者を対象とした 医療制度であります。この運営は、長崎県後期高齢者医療広域連合が行い、保険料徴収、申請時 の手続を本市が行っており、歳入は2億9,560万9,000円、歳出は2億9,099万 2,000円で、差し引き461万7,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料1億7,009万4,000円、4款繰入金1億2,522万5,000円であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,040万3,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金 2億6,058万9,000円であります。歳入の保険料徴収率は98.05%となっております。 なお、本市における75歳以上の後期高齢者は、10月末で5,322人となります。

認定第6号、平成20年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入は29億9,203万6,000円、歳出が29億3,130万5,000円であり、差し引き6,073万1,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款保険料4億6,371万2,000円、3款国庫支出金7億6,216万9,000円、4款支払基金交付金8億2,756万2,000円、5款県支出金4億1,426万1,000円、7款繰入金4億5,649万6,000円であります。

歳出の主なものは、1款総務費1億1,095万7,000円、2款保険給付費26億6,234万5,000円、4款基金積立金5,937万2,000円、8款地域支援事業費8,874万3,000円であります。

本市における介護認定者は、平成20年度末で2,050人となっており、対前年比4.37% の増加であります。また、保険料の徴収率は92.2%でありますが、さらに徴収率の向上に努力されることを望みます。

認定第7号、平成20年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。 歳入は、1億1,762万7,000円、歳出が1億938万1,000円で、差し引き 824万6,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、1款繰入金8,874万3,000円、3款諸収入2,738万9,000円 であります。

歳出の主なものは、1款地域支援事業費9,144万6,000円、2款介護予防支援事業費1,793万5,000円であります。

この制度は、平成18年4月より介護保険制度の改正で、地域包括支援センターが中核となり、 要支援、要介護状態になることを予防するとともに、要支援、要介護状態になっても、住み慣れ たところで自立した日常生活を行うことができるよう支援を行っているところであります。

認定第8号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について。 歳入は、4億7,600万5,000円に対し、歳出は4億6,365万3,000円、差し引き 1,235万2,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、3款繰入金1億876万9,000円、5款諸収入3億6,378万円であります。

歳出の主なものは、1款民生費3億9,617万9,000円、2款公債費6,747万4,000円であります。

今年度の特徴として、嘱託職員報酬が3,329万6,000円の増額となっております。その理由としては、労働基準監督署の指導により調理員の雇用形態を変更したこと、一般職員の退職補充2名を嘱託職員で補ったことであります。

また、決算全般として、歳入歳出差し引きが1,235万2,000円となっており、介護収入 見込みを実際の収入額より低く予算計上し、結果的に一般会計からの繰り入れが過大になってい る状況が見受けられます。したがって、歳入の予算計上に当たっては、適切な計上額を見極め、 一般会計からの繰り入れを必要最低限に抑制されることを望みます。

以上、本委員会に付託されました認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の7特別会計の歳入歳出の決算は、慎重に審議を行った結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、平成20年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

お諮りします。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長報告のとおり

認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第8号までの 7件は認定することに決定しました。

日程第13. 産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告

○議長(作元 義文君) 日程第13、産業建設常任委員会に付託の閉会中の決算審査報告を議題 とします。付託案件は、認定第11号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定についてから認定第13号、平成20年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの 3件であります。

各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、小川廣康君。 〇議員(17番 小川 廣康君) 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成21年第3回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第11号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号、平成20年度対馬市水道事業会計決算の認定についての3議案でございます。その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、10月15日豊玉地域活性化センター3階会議室において、全委員出席のもと、 市長部局より一宮水道局長並びに担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第11号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳 入決算額12億672万4,896円、歳出決算額11億8,175万8,021円であります。

認定第13号、平成20年度対馬市水道事業会計決算の認定については、水道事業収益2億4,524万5,886円、水道事業費用は2億2,805万2,804円であります。

両会計における水道使用料の滞納額が、簡易水道事業特別会計で1,430万3,790円、水道事業会計で2,145万5,490円であり、水道事業会計においては、過年度分299万3,120円が不能欠損処理されています。3カ月滞納で給水停止としているなど、水道料金の徴収に努力されていますが、使用者負担の公平を期するため、今後さらなる徴収率の向上に期待をいたします。

認定第12号、平成20年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、 歳入決算額2,393万371円、歳出決算額2,294万102円であります。加入計画戸数 89戸のうち、平成20年度末の加入戸数は54戸で、加入率60.7%という状況であります。 この事業への新規加入には、家屋の改築を伴うなど厳しい状況であることは理解できますが、一 般会計からの繰入金の圧縮のためにも、当初計画に沿った事業の推進を強く要望いたします。

議決された予算は、その趣旨、目的に沿って適正に効率的に執行されており、付託された3件の特別会計の歳入歳出決算については、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(作元 義文君) これから、委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第11号、平成20年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第13号、平成20年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの3件を一括して採決します。

お諮りします。各案に対する委員長の報告は認定とするものです。各案は委員長報告のとおり 認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号から認定第13号までの3件は認定することに決定しました。

日程第14. 議案第86号

〇議長(作元 義文君)日程第14、議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

○総務企画部長(永尾 榮啓君) ただいま議題となりました議案第86号、平成21年度対馬市 一般会計補正予算(第5号)について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は地域活性化経済危機対策臨時交付金事業、新型インフルエンザ費用軽減事業、地 方バス路線維持費補助金、水産加工施設地域総合整備資金貸付金、各事業の決定によります調整 及び職員等の人件費の補正が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5億6,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331億7,410万円としようとするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての第1表「歳入歳出予算補正」によるとしようとするものであります。

第2条債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を8ページ、9ページの第2表「債務負担行為」によることを定め、島内IP電話に対応するための庁舎デジタル電話自動交換機リース料及びごみ積替輸送委託料等を計上いたしております。

第3条地方債の補正は地方債の変更を10ページ、11ページの第3表「地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を46億6,820万円に変更いたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でありますが、16ページをお願いいたします。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は159万2,000円を増額いたしております。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金で1,6 2 2 万 9,0 0 0 円、2 項特別交付金で5 5 万 7,0 0 0 円をそれぞれ増額いたしております。

10款地方交付税、1項地方交付税は、普通交付税を3億2,206万8,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金、1項分担金は、漁港整備事業分担金5万9,000円の増額と、農地農用施設災害復旧事業分担金5万2,000円の減額であります。

18ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の2,190万4,000円の増額は、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉負担金で、自立支援費負担金2,490万4,000円の増額、4節生活保護費負担金で生活保護費負担金300万円の減額によるものであります。

2項国庫補助金の7,951万円の増額は、1目総務費国庫補助金で地域活性化経済危機対策 臨時交付金6,600万円の増額、6目土木費国庫補助金で地域住宅交付金400万7,000円 の増額、7目消防費国庫補助金で防災情報通信設備事業交付金900万円の増額が主なものであ ります。

15款県支出金、1項県負担金の1,245万2,000円の増額は、2目民生費県負担金の自

立支援費負担金増額によるものであります。

20ページをお願いいたします。

2項県補助金の1,235万9,000円の増額は、2目民生費県補助金で福祉医療費補助金320万円の増額、3目衛生費県補助金で新型インフルエンザ費用軽減事業補助金2,241万6,000円の増額、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金で鳥獣害防止総合対策事業補助金174万8,000円の減額、3節水産業費補助金で新世紀水産業育成事業費補助金418万2,000円の増額、漁港整備事業補助金249万9,000円の減額、漁協施設等整備事業補助金816万円の減額、9目災害復旧費県補助金で農地農用施設と林業施設の事業費決定によります819万4,000円の減額が主なものであります。

3項委託金は統計調査費委託金89万2,000円の減額であります。

16款財産収入、2項財産売払収入の423万5,000円の増額は、1目不動産売払収入で 土地建物売払収入323万5,000円の増額、3目出資金返還収入で、本年度末をもちまして 解散を予定いたしております美津島町振興公社出資還付金100万円であります。

22ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入の1,847万9,000円の増額は、生活保護費返還金400万円の増額、市町村振興協会基金分配金616万7,000円の増額が主なものであります。

21款市債、1項市債の7,240万円の増額は、4目農林水産業債、1節農業債で中山間地域総合整備事業債210万円の増額、3節水産業債で漁場環境保全創造事業債330万円の増額、水産加工施設地域総合整備資金貸付事業債7,300万円の増額、9目災害復旧債で農地農用施設と林業施設の事業費決定によります460万円の減額が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

24ページをお願いします。

今回の補正で、ほぼ各費目に人件費の補正をいたしております。 1 節報酬、 2 節給料、 3 節職員手当等、 4 節共済費で、全体予算では 1,8 7 2 万 4,0 0 0 円の増額となっております。 これは、 給料、職員手当等の減額はあるものの、早期退職者特例措置に係ります退職手当負担金 1 億 1,0 8 0 万 6,0 0 0 円の増額によるものであります。 さらに、同じように地デジ対応テレビ購入のために、 1 2 節役務費にリサイクル手数料、 1 8 節備品購入費に庁用器具費といたしまして、合計で 2,2 3 0 万 8,0 0 0 円を計上いたしております。 保育所、 特別養護老人ホームを始め、市の各施設にテレビ 1 8 6 台、チューナー 7 台の整備を予定いたしております。

それでは、1款議会費、1項議会費の296万8,000円の減額は、議員及び職員の人件費の減額が主なものであります。

2款総務費、1項総務管理費の3億1,785万3,000円の増額は、1目一般管理費で職員

の人件費の増額、26ページをお願いいたします。

9節旅費で463万円の増額、5目財産管理費、15節工事請負費で庁舎等改修工事260万円の増額、7目企画費。

28ページをお願いいたします。

18節備品購入費で、豊小学校、比田勝小学校のスクールバス使用及び比田勝鰐浦地区の循環線乗り合いバスとして使用するための庁用車購入費1,731万2,000円の増額、19節負担金補助及び交付金で、地方バス路線維持費補助金1億2,136万3,000円の増額、航路運賃割引事業補助金195万2,000円の増額が主なものであります。2項徴税費の1,505万7,000円の減額。

30ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費の490万4,000円の減額は、主に職員の人件費の補正によるものであります。

4項選挙費の456万4,000円の減額は、市議会議員選挙の執行経費確定によります減額 が主なものであります。

32ページをお願いいたします。

5項統計調査費の135万3,000円の増額は、職員の人件費と指定統計に係ります事業費 決定によります増額であります。

6項監査委員費の15万2,000円の増額は、主に職員の人件費の補正によるものであります。

3 4ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費の8,849万1,000円の増額は、1目社会福祉総務費、20節扶助費で、障害者福祉医療費640万円の増額、自立支援給付費4,980万9,000円の増額、23節償還金、利子及び割引料で国費及び県費精算返還金1,823万円の増額。

36ページをお願いいたします。

5目老人福祉費、28節繰出金で介護保険特別会計繰出金216万4,000円の増額、特別養護老人ホーム特別会計繰出金2,093万3,000円の増額、介護保険地域支援事業特別会計繰出金375万8,000円の減額が主なものであります。

2項児童福祉費の1,118万9,000円の増額は職員の人件費の補正と、2目児童福祉施設費、7節賃金で、臨時保育士賃金1,307万3,000円の増額。

38ページをお願いいたします。

23節償還金、利子及び割引料で、県費精算返還金193万3,000円の増額が主なものであります。

3項生活保護費の279万4,000円の減額は、主に職員の人件費の補正によるものであります。

4 款衛生費、1項保健衛生費の2,749万8,000円の増額は、職員の人件費補正と、40ページをお願いいたします。

2目予防費で、新型インフルエンザ予防接種事業経費2,988万9,000円の増額。4目環境衛生費、11節需用費で、峰町にあります斎場、峰浄苑の修繕料209万3,000円の増額が主なものであります。

2項清掃費の6,037万9,000円の増額は、職員の人件費補正と、2目塵芥処理費。 42ページをお願いいたします。

13節委託料で、ごみ積替輸送委託料1,327万円の減額、作業環境測定委託料841万8,000円の減額、機械器具法令点検、保守点検委託料1億2,486万2,000円の増額、溶融飛灰資源化処理委託料442万4,000円の減額、3目し尿処理費で、11節需用費で燃料費600万円の減額、医薬材料費489万4,000円の減額が主なものであります。

6款農林水産業費、1項農業費の489万8,000円の増額は、職員の人件費の補正と、 44ページをお願いいたします。

3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金で、イノシシ捕獲補助金500万円の増額、 有害鳥獣被害防止対策事業補助金611万1,000円の減額、5目農地費、19節負担金、補助及び交付金で、中山間総合整備事業負担金343万8,000円の増額が主なものであります。

2項林業費の472万5,000円の減額は、職員の人件費補正と、46ページをお願いいた します。

2目林業振興費、13節委託料で、測量、設計管理等委託料272万1,000円の減額、 15節工事請負費で林道ナムロ線開設工事330万2,000円の増額、19節負担金、補助及 び交付金で有害鳥獣駆除事業補助金200万円の増額が主なものであります。

3項水産業費の6,230万3,000円の増額は、職員の人件費補正と、1目水産業総務費、48ページをお願いいたします。

21節貸付金で、水産加工施設地域総合整備資金貸付金7,300万円の増額、2目水産業振興費、19節負担金、補助及び交付金で漁業等近代化対策事業補助金443万9,000円の増額、漁協施設等整備事業補助金1,088万円の減額、県漁場環境保全創造事業負担金350万円の増額、3目漁港管理費、15節工事請負費で、各漁港維持補修工事1,168万1,000円の増額、4目漁港建設費、13節委託料で測量調査、設計管理等委託料586万1,000円の減額。

50ページを願いいたします。

15節工事請負費で、各漁港等整備工事319万7,000円の増額が主なものであります。

7款商工費、1項商工費の549万8,000円の減額は、職員の人件費補正と、3目観光費、 52ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金で、美津島町振興公社解散清算補助金480万円の増額が主なものであります。

8款土木費、1項土木管理費の1,259万9,000円の減額、2項道路橋梁費の30万円の増額は、主に職員の人件費の補正であります。

54ページをお願いいたします。

3項河川費は、修繕料20万円を増額いたしております。

4項港湾費の44万2,000円の増額は、56ページをお願いいたします。

2目港湾建設費、13節委託料で測量調査、設計監理等委託料273万円の減額、15節工事請負費で厳原港湾関連施設整備工事240万円の増額が主なものであります。

5項都市計画費は、主に職員の人件費の補正で55万8,000円の増額であります。

6項住宅費の1,637万9,000円の増額は、1目住宅管理費、11節需用費で修繕料291万2,000円の増額、13節委託料で公共建築物耐震診断委託料1,473万4,000円の増額が主なものであります。

58ページをお願いいたします。

9 款消防費の1項消防費の251万7,000円の減額は職員の人件費補正と、4目防災対策費、15節工事請負費で、全国瞬時警報システム整備工事1,200万円の増額が主なものであります。

60ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費の1,078万4,000円の増額は、職員の人件費の補正が主なものであります。

2項小学校費の2,373万6,000円の減額は職員の人件費補正と、62ページをお願いいたします。

15節工事請負費で、ネットワーク切替工事507万7,000円の減額が主なものであります。

3項中学校費の1,210万2,000円の増額は職員の人件費補正と、15節工事請負費でネットワーク切替工事333万9,000円の減額が主なものであります。

4項幼稚園費、212万9,000円の増額は、64ページをお願いいたします。

職員の人件費の補正が主なものであります。

5項社会教育費の2,454万4,000円の増額は職員の人件費補正と、2目公民館費、

- 11節需用費で消耗品費214万8,000円の増額、13節委託料で図書館システム構築委託料263万6,000円の増額が主なものであります。
 - 66ページをお願いいたします。
- 6項保健体育費の1,166万6,000円の増額は、1目保健体育総務費、19節負担金、補助及び交付金で、スポーツ活動振興補助金232万8,000円の増額、2目体育施設費、
- 15節工事請負費で維持補修工事311万1,000円の増額、3目学校給食費で職員の人件費 補正などが主なものであります。
 - 68ページをお願いいたします。
- 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の1,416万1,000円の減額は、農林業施設の災害復旧工事費決定によるものであります。
- 2項公共土木施設災害復旧費36万6,000円の増額は、職員の人件費の増額によるものであります。
- 13款諸支出金、2項公営企業費83万7,000円の増額は、旅客定期航路事業特別会計繰出金であります。
- 70ページから73ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、 御参照方よろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長(作元 義文君) 説明が終わりました。暫時休憩して、2時から再開します。

午後 1 時48分休憩

午後2時00分再開

〇議長(作元 義文君) 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、小宮教義君。

○議員(10番 小宮 教義君) 3点お尋ねいたします。

まず第1点は、歳出の2款の総務費、これの一般管理費について、ページ数で言いますと 27ページ、節で言いますと、この10節の交際費、これは市長交際費追加ということですから、 もとあったものに対して追加されたんでしょうが、これは金額は60万でよろしいんですよね、 マイナスじゃなくて、プラス60万ですね、ですね。あっ、わかりました。この60万というの は、別にその補助金が入るわけじゃないと思うんですが、一般財源からの60万ですよね。ということは、市民の税金から払うわけですよね、60万円。この数字から見ると、全体からみると、市の小さい金額だが、しかし60万という金額は、1人のお年寄りが年金暮らしで2年分あるん

ですよ、60万というのは。2年分、老人の生活費の。今回追加ということですから、もとあったのと足して今回どのくらいになるんですかね。前回と今回を足した金額、それをまず提示をお願いしたいと思います。

それと、53ページ、上のほうなんですが、19節のところ、480万円、これは説明ですと 美津島の振興公社を閉めるんだと。それの清算のお金だということですよね。これ、どうなんで すかね。この外郭団体については、ことしの予定では4回か5回か会議を開いて、その中で方向 性を見出して結論をつけると。さらに、今後のスケジュールとしては22年度までに決定をとい うことで、まあインターネット関係載っとるわけですが、この480万円、この外郭団体の検討 された結果がこうなったのかということですね。検討すると言っとるんだから、その結果を見て こうなったのかということですよ。それと、この外郭団体、いっぱいございますよ。いつぞや、 対馬物産開発、これも同じ外郭団体でした。あれは清算するときに、約2億、3億近くですかね、 2億近くの欠損が出たわけですが、その欠損については、その代表者たる人が個人で負担をした ということですが、これも同じような外郭団体であれば、責任者に負担させたらどうなんですか、 責任者に。同じ外郭団体ですよ。一緒なんだから。その辺はどうなんですかね。

それと、これは教育長のほうになろうかと思うんですが、64ページ、公民館費がございます。これに関連してちょっとお尋ねしたいんですが、市のほうの計画が、今月上対馬のほうでしょうか、落語の寄席をやるように聞いておるんですが、その寄席に係る費用が約210万円、これは補助は入ってないということですから、これはまた、税金で賄うわけですよね。この寄席というのは、多分御案内があろうかと思うんですが、一般市民でもやっとるんですよ。名称は「対馬市民寄席の会」ということで、既に2回落語の寄席をやっとります。この団体は、自分たちのお金でするんですよ。赤字をこけば、それぞれ負担してやるわけですよ。税金使うことないんですよ。そのような団体と連絡を取られたのか。その辺をちょっとお尋ねいたします。3点。以上。

- 〇議長(作元 義文君) 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) まず1点目の交際費の件については、私のほうから御説明申し上げます。

当初予算幾らだったかということなんですけど、180万円を計上いたしております。今回 60万をお願いしておりますので、合わせて240万になろうかというふうに考えております。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君**) 美津島の振興公社の清算金のことが出ました。担当は美津島ですけど、 私のほうから答弁します。

今回振興公社がこの3月末で解散をするという理事会の承認が得たということですから、今ま

での累積の赤字の分、それから、ことし単年度の赤字が予定される額を含めて480万円全額市が支払い。というのは、市が100%の出資者である。ですから、市の責任において、赤字の分は市が全額補てんをするということで支出をしたいと思います。

- 〇議長(作元 義文君) 教育長、河合徹君。
- **〇教育長(河合 徹君)** 失礼します。

市民団体の皆様が、市全体のこの生きがいや娯楽について関心を持って取り組んでくださっていることに感謝を申し上げます。今回はこの連絡というのは取っておりませんでした。今後は連携を図りながら、全市民が楽しいひとときが過ごせますように、連携を図っていかなければいけないというふうに思っております。市民手づくりの娯楽の楽しめる方向性というものを探りながら、一緒に検討していければいいなというふうに思っております。

ただ、毎年開催等について協議をするというようなことを、やはりこう、口約束みたいなそういうものではなくて、きちんとした文書にして、毎年何月ごろにはこういう打ち合わせをするというふうに決めておくような、そういう手立てをしておけば、次のまた担当者に引き渡せるというふうに思いますので、そういう手続もまた図っていきたいというふうに思っております。 以上です。

- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 先に教育長のほうなんですが、先ほど連絡を取らなかったということですね。わかっとって取らなかったのか、それとも知らずに取らなかったのか、どっちのほうなんですか。それによってかなり違いますからね。どっちなんですか。(発言する者あり)ああ、そうですか。わかってなかった。
- **〇教育長(河合 徹君)** はい。まことに申しわけないことでありますけれども。
- ○議員(10番 小宮 教義君) ああ、それはいかんですね。
- ○教育長(河合 徹君) だから、先ほど申しましたように、口約束といいますか、そういうふうな。(発言する者あり)
- ○議員(10番 小宮 教義君) はい、わかりました。わかってなくて連絡を取らなかったということですよね。やはり、こういうものは公民館活動、市民が今何をしておるのか、どういうことを要望しておるのかということも、やはり担当者の方は随時把握していって、そして全体の中の計画を立てなきやいけないと思うんですよ。だから今後は、これから市民色々活動されますから、公民館活動として一致するとこがあれば、ぜひ連絡を取り合いながらやっていただきたいと思います。

それと、副市長のお話ですが、理事会で決めたから解散をするということですね。ということ は、その対策協議会じゃなくて、その美津島振興公社が自分たちで判断をして解散を決めたとい うことでいいんですね。わかりました。

それと、その100%出資だから、市が負担するというお話ですよね。基本的には市のものなんですから、それと先ほど申しました対馬物産開発、これもほぼ市のものなんですよ。同じだと思うんですけどね、パーセンテージは変わったとしても。だから、個人に払わせるべきじゃないんですか。向こうもそうさせたんだから。個人に払わせればいいじゃないですか。

それと、もう1つありましたよね。一般管理費の問題。先ほどでは、トータルで何ぼでしたか。(「240万」と呼ぶ者あり)240万円ですよね。交際費ですから、それは使わんといかんでしょう。飲んだり食ったりするのもいいけども、240万は高すぎますよ。いいですか。20年度の決算はどうなっていますか、交際費は。20年度の決算は139万2,654円ですよ、決算が。そして、不用額として出したのが107万346円余ったから返しておるんですよ。こんな不景気な世の中に、自分たちだけが使うだけ使って、足りんからまた補正するなんて、ちょっと度が過ぎるんじゃないんですか。これからは、もっと慎んで、ほんと大変なお金なんですよ、60万というのは。そういうことをどう考えてますか。もう1回、市長。

〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 費目的には交際費ということでございますので、今10番議員がおっしゃられるように飲んだり食ったりというふうに見られがちでございますが、実を申しますと、今回交際費で約七十数万円の突発的な支出がありました。というのは、ティアラの4階、3階ですかね、3階に、万葉の絵を寄贈をしていただいたところでございますが、鈴木靖将先生でしたかね。あの先生が、豆酘をモチーフとした絵を描いてくださいました。で、それをこちらに持って来て、こちらで額等をつくり上げて寄贈したいというふうなお話がありまして、これについてなかなか支出項目というのが難しい部分があったもんですから、交際費で、実は時価は五、六百万するだろうというふうなお話は聞いておりますけれども、まず三十数万円の必要経費等を交際費でまず出させていただきました。それで、あそこに飾らしていただいている次第です。

それともう1点につきましては、このたび私ども対馬市が、本来であれば対馬市史なりですね、というものをつくらなければいけないとは思うんですけども、そこまで予算等がうちは持たないもんですから、永留久恵先生が「対馬国志」という通史を3巻にわたるものを上梓されました。それについて、学校、小中学校関連に、この本を配る必要があるんではないか。私どもの市がつくれない市史的なものでございますので、それを約50万円ぐらい購入させていただいて学校現場に配ったところでございます。そういう意味において、不足が生じるのではなかろうかという見込みで今回補正を上げさせていただいたところであります。御理解をいただければと思います。

〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。

〇副市長(大浦 義光君) 振興公社の赤字の分について、個人と言われる、理事長ということな

んですけど、に払わせたらどうかということなんですけど、前回、対馬物産については三セクで、そして、あれは個人補償されたものについて、個人が補償ということであります。今回の美津島の振興公社については、赤字相当額、清算をするときに赤字の分の清算をしなければなりませんから、この分については100%出資の市が清算をする。ですから、今後予定されるであろう上対馬の国民宿舎についても、清算するときには赤字の分については市が100%の責任において清算をするというふうに思っております。

- O議長(作元 義文君) 17番、小川廣康君。
- ○議員(17番 小川 廣康君) 1点だけ、バス路線の、ページ数は29ページですが、1億2,100万弱の負担金、補助及び交付金で支出されてますが、この財源の内訳は、ちょっと確認のために教えてもらいたいんですが、この財源の内訳を、すべてがその一般財源なのか、歳入のほうを見ましてもそこらあたりが、あれが見えませんので、もしよければ教えていただきたいと思います。
- **〇議長(作元 義文君)** 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) 財源につきましては、一般財源で計上いたしております。通常、特交等に8割が加算されるということで算定をされておりますが、明確に8割入ってるかどうかについては算定はできませんけど、特別交付税に8割程度が跳ね返ってくるというふうに考えております。

以上でございます。

- O議長(作元 義文君) 20番、中原康博君。
- ○議員(20番 中原 康博君) 2点ほど質問をしたいと思います。41ページですね。予防費の委託料、予防接種の委託料ですけれども、先ほど厚生委員長から11月29日まで260人の、今対馬市内にインフルエンザの患者がおられると報告がありましたけれども、福祉保健部長、昨日まででも人数がわかれば、もう少しまた増加しておるんじゃないかなと思いますけれども、人数が把握してあれば報告を願いたいと思います。そしてまた、この2,800万ですか、どのようなこの割り振りで委託料の支出をしていかれるのか、説明を願いたいと思います。

43ページの、清掃費の中の機械器具の法令点検、保守点検委託料追加1億2,400万ですね。これにつきまして、市民部長に尋ねます。もう少し詳しい説明をしていただければ非常に助かりますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 福祉保健部長、扇照幸君。
- ○福祉保健部長(扇 照幸君) インフルエンザの患者数ですが、現在はもう報告をしなくてもいいようになっておりますので、数字はつかんでおりません。だから、今インフルエンザの警報が出てるんですが、この警報を出すときに、いづはら病院、中対馬病院、それから上対馬病院の

3病院が定点になっておりまして、1週間の患者数が30人、平均30人ですね。だから3病院で90人、90人を超えた場合には警報を発令ということで、先週1週間で約150人ちょっと超えておりますので、今警報の状態ですが、この3病院はその定点調査病院になっておりますので出てるんですけど、そのほかの病院の分は報告がありませんので、実際出ておりません。だから、うちのほうでも把握はできないという状況でございます。

それから、委託料でございますが、この委託料につきましては、優先接種者がおりますが、その優先接種者の対象者のうちに生活保護世帯、それから住民税の非課税世帯、この人たちの接種 委託料が、接種料が無料という分の予算を組んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 市民生活部長、近藤義則君。
- ○市民生活部長(近藤 義則君) 中原議員さんの御質問の機械器具法令点検、保守点検委託料 1億2,486万2,000円の増でございますが、これは対馬クリーンセンターの後期の機械器 具の保守点検の委託料に係るものでございます。機械器具保守点検につきましては、例年前期と 後期の2回に分けて実施いたしておりますが、委託料の適正化について、例年議会のほうからも 御指摘を受けておりましたので、今年度はメーカーと対等に協議できる専門的な知識、技術を持つ環境コンサルに、補修内容の緊急性があるか、材料及び労務単価等の見積もり金額が妥当であるのかなどの精査業務を委託して、前期は実施したところであります。メーカーからの金額から大分金額も減らしてやらせていただいたところでありますが、今回後期の委託料につきましても、前期の点検結果に基づきまして、補修工事の優先度や緊急性をふまえながら、メーカーからの提案についてコンサルに精査していただき、溶融炉の1号炉及び2号炉の溶融炉耐火物補修の工事、ごみクレーン補修及びスラブ等の排出、コンベヤー等の交換、点検補修に最終的に絞り込みを行い、あわせまして、リサイクル施設の点検補修として増額補正をお願いしたところでございます。以上です。
- 〇議長(作元 義文君) 20番、中原康博君。
- ○議員(20番 中原 康博君) 市民部長にもう少し尋ねたいと思いますけれども、いろいろなその7年ですかね、あそこがやりかけてから、まあいろいろなかなりの温度ですから傷むとは思いますけれども、そのコンサルで点検をされまして、そしてまた、そういったいろいろな点検をされるということですけれども、今後まだコンサルの点検次第によっては傷んでおるところがまだ出て来るんじゃないかなと思いますけれども、今後また予算の追加というのは想定をされておるんですかね。もう、これで終わりですか。

それと、福祉保健部長、今インフルエンザ、ケーブルテレビでなかなか3チャンに入れないと 見れない状況でありまして、まあ私が入れた場合にはなかなかそのインフルエンザの対馬の状況 がわかりません。もう少し、こう啓蒙をですね、してあるかもわかりませんが、もうすこしわかりやすい啓蒙をしていただければ非常に助かるんじゃないかなあと、市民の皆さんにですね。わかりやすくしていただければと思います。

- 〇議長(作元 義文君) 市民生活部長、近藤義則君。
- ○市民生活部長(近藤 義則君) 議員が申されますように、クリーンセンターが稼働し始めまして丸7年が過ぎて、8年目に入っております。溶融炉自体が数百度から1,300度ぐらいで24時間ずっと稼働しているわけですので、おのずと劣化してるところがありますが、今年度はこの補修で点検補修で補正はないという、基本的な考えで進んでまいりたいと思っております。ただ、炉の内部の状態を、その都度検査のときにはすべて1号炉と2号炉あるんですけど、片方とめて中まできちんと検査しているわけですけど、この1,300度という温度で、どんな状態が発生するかというのは完全なる保証はできませんけど、今年度はそれで終わる予定でございます。

以上です。

- **〇議長(作元 義文君)** 福祉保健部長、扇照幸君。
- ○福祉保健部長(扇 照幸君) ケーブルテレビで、今インフルエンザにつきましては定期的に流しております。これは、保健所とも連絡を取りまして、それから病院の先生たちとも協議を重ねながら、重要なことは流しておるところでございますが、何分にもこう字幕で流れるばかりですので、たまたまその3チャンネルに入れたときに見れなかったということもありますが、なるべく広報、CATVでは載せていきたいと思っておりますし、今回の警報が発令されたときも防災無線のほうで注意を促しております。そういうふうに、できるだけ住民に周知をしていきたいというように思っております。
- 〇議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 委員会に付託をする中でありますが、理事者がおる前で、私再度小宮議員の質問の関連で、ぜひとも確認したいことがございますので、ただいまから質問いたします。

美津島振興公社の解散清算金のことを、副市長の言葉で「振興公社の理事会で解散を認めたから、3月いっぱいでその閉じるということの清算金を組んだ」とこういうふうな発言がございましたが、途中、私が説明を直接聞いた範囲では、解散が条件でなければ補正はしないと、こういうふうな発言をされて、このことを私は聞き取りをしております。で、そのことについての確認、それと、上対馬町が3月末で国民宿舎の経営をすべて終止符をうつと、2,000万相当を超える、借入金と赤字が説明でございましたが、この補てんをするときに、そういうふうな公社独自の解散をとってからやるのか、あるいは上対馬振興公社の解散が条件の中で補正を組むのか、こ

の点で非常に今の先ほどの発言では、美津島振興公社が認めたからやるんだというふうな言い方は、私はちょっと今までの中の話では承知しておりません。再度、その真意のほど、確認を取りたいと思います。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** 理事長のほうにも何回も話をしたつもりなんですけど、指定管理料を増額をして補正予算を組めませんよ。あくまでも指定管理は年間契約をしたうえでやっとるんですから、指定管理を契約をして、赤字ですから、振興公社に限っては補正予算で増額をしてくれということにはなりません。振興公社を清算するときには、市が責任を持って、100%出資だから清算をしなければならないけども、繰り返しになりますが、指定管理料の増額ということはありませんということで言って来たつもりです。

それから、上対馬荘ですけども、上対馬荘を民間に譲渡するということですから、今上対馬荘 が抱えている赤字の分については、今後振興公社が国民宿舎を運営をしませんので、その分につ いてはその時点で清算をすべきというふうに思っております。

- **〇議長(作元 義文君**) 16番、大浦孝司君。
- 〇議員(16番 大浦 孝司君) 清算をするということを、今の段階で考えておるわけですね、 上対馬振興公社について。そういうことですか。2,000万相当の補正予算を組んだ時点で、 振興公社を解散するというふうな前提で同様に考えるんですか。そこを確認取ってるんですよ。 先ほどの答弁では、先に美津島振興公社が解散を理事会で決めたから予算を組んだんだと、こう いう発言ですが、私が聞いた話では解散が前提であって、その後に予算を組むと、こういうふう なことで説明を聞いておりましたよ。逆ですよ。ですから、私はその辺が非常に一貫性がないし、 それと外郭団体の運営評価、そういうふうなチェック機能を、まあ地域再生本部のほうでやって いる、その中に私はゆだねてもいいんではなかろうかと。と申しますのは、特に市長に聞いてほ しいことは、美津島町の場合には、真珠の湯温泉の、いわゆる沸かした油代相当を全額公社がか ぶって、その現物をホテルにすべて送っとったというふうなこの事実を見たときに、あまりにひ どい現実じゃないかと。その赤字の累積が主に300万というふうな、美津島、前の支所長、今 の部長ですが、そういうふうな報告を聞いたときに、もう少し考えていいんじゃないかと。まっ たく市の責任がないかじゃなくて、市の責任がありまして、この欠損については。もう少し私は 今回の補正の仕方はこれで、いずれ補正しないといけないことは当たり前ですが、解散という問 題はある程度委員会の中でも検討してほしいというふうな思いでございます。ですから、副市長 の発言がちょっと違うということですよ、私はそういうふうに理解しております。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **〇副市長(大浦 義光君)** 理事会でどういう理解をされたかわかりませんけども、理事長にはそ

ういう思いで話をしてるつもりです。ですから、市が解散をしないと、早く解散をしなさいよと、 そうせんと負担をしないよというふうに取られてあるかもしれませんけども、解散をするときに、 市が責任持って清算をせざるを得ないじゃないですか。ですから、理事会で決定した解散につい て報告がありましたから、そしたら清算するときにはこれぐらいの額が要りますと、その額につ いては今までの、今大浦議員が言われた真珠の湯温泉にかかわる分の赤字が三百数十万あります。 そして、今回の単年分の赤字が含めて480万ですから、それを全額清算をしてくださいという ことですから、「わかりました」ということなんです。

で、市の責任が真珠の湯温泉にあるじゃないかということですけど、このことがわかったのが、この指定管理が終わった時点で、前回ですよ、前回の振興公社が指定管理が終わった時点で真実がわかったんです。振興公社のほうも、その時点で真珠の湯温泉からグランドホテルに温泉が行ってるということもわからなかった。市も振興公社もわからなかったんです。そのことが、先ほど言いましたように、指定管理が終わった時点で清算をするときにわかったということですが、それを全部市の責任で真珠の湯温泉からグランドホテルにやったと。市の責任がそこにあるんでしょうか。それはわからなかったのは事実ですけども、今までグランドホテルと真珠の湯温泉が振興公社との中で話し合いがされた結果、そうなっとったんじゃないかと思ってますけども、しかしそれは、振興公社も市もお互いにわからなかったという事実はそこにあると思います。

- ○議長(作元 義文君) いいですか。(発言する者あり)はい、わかりました。それじゃあ、一般質問でやってください。はい、13番、初村久藏君。
- ○議員(13番 初村 久藏君) ちょっと1点だけお尋ねをしてみたいと思います。水産業費の49ページ、収入のほうでは市債で上がっておりましたけど、この貸付金の7,300万円ですね、これ具体的にどこにどういう形で貸し付けするものかちょっとお尋ねをしたいと思います。
- **〇議長(作元 義文君)** 農林水産部長、川本治源君。
- ○農林水産部長(川本 治源君) ただいまの水産加工施設地域総合整備資金貸付金についてでございますが、この水産加工施設とは、上対馬の泉地区に建設されるCAS冷凍冷蔵施設でございまして、この施設は農村、農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で建設をされますが、補助金が50%の国費、国庫補助金のみでございます。このため、補助残につきましては、ふるさと財団と呼んでおりますけども、財団法人地域総合整備財団のふるさと融資と、残りは銀行等の協調融資で賄うというものでございます。

ふるさと融資は、事業者が金融機関の連帯保証を受けて、市に申請をしまして、市が金融機関から借り入れ、ふるさと財団と事務委託契約によりまして、財団が事業主に貸し付けるものでございまして、地域の振興、地域経済の活性化を推進するものでございます。

市は、金融機関と協調して融資を行いますが、借り入れ総額の25%以内というように基準が

なっておりまして、今回の融資は借り入れ総額3億700万円に対する23.8%の7,300万円でございます。市の融資資金は無利子で事業者に貸し付けますが、財源は起債で賄われますし、起債の利息の75%は交付税措置がなされます。償還につきましては、10年償還で2年据え置きとなっております。

以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) いいですか。13番、初村久藏君。
- O議員(13番 初村 久藏君) 大体わかりましたけど、貸し付けにつきましては、契約として やっぱりしっかりした契約でやってもらいたいと思います。後で残らないような貸し付け、ひと つよろしくお願いしておきます。

以上です。

- 〇議長(作元 義文君) 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) 若干農林部長の補足をいたしますけど、この貸し付け制度、うちの部が担当いたしておりますけど、この制度はあくまで県、いわゆるふるさと財団が許可しないと許可になりません。市独自で許可するという制度ではございませんので、あくまで保証はふるさと財団もします。ですから、あくまで市が勝手に、いいですよという決定ができませんので、今議員さんが言ってある部分は大丈夫かなと思っております。市としては全額返ってくるというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(作元 義文君) ほかにございませんか。9番、堀江政武君。
- ○議員(9番 堀江 政武君) この補正は委員会付託ということでございますので、後ほど詳しくわかると思いますが、1点は、今質疑がありました貸付金についてでございますが、これはCAS冷凍施設への貸付金ということでわかりましたんで、もう一点お尋ねをしたいと思いますが、49ページの水産業振興費の13節委託料、海水成分調査委託料追加で30万されておりますが、追加が。金額は小そうございますが、これはもう実施されておりますんでしょうか。また、実施されておればその場所等をお知らせいただきたいと思います。
- 〇議長(作元 義文君) 農林水産部長、川本治源君。
- ○農林水産部長(川本 治源君) この海水成分調査委託料でございますが、磯焼けの原因を探る ために西沿岸と東沿岸と2カ所ずつ、それと北と南でございますが、合計6カ所で海水を取水い たしまして、海水の成分調査を委託するものでございます。今回は海水だけではなくて、河川の 成分調査をあわせて行うということで補正をさせていただいたものでございます。

場所でございますが、西沿岸では美津島町の大面、上県町の女連、東沿岸では上対馬の小鹿、 美津島町の太田浜、対馬北で上対馬の鰐浦、南で厳原の豆酘という6カ所でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 9番、堀江政武君。
- ○議員(9番 堀江 政武君) わかりました。もう磯焼けが対馬では大変進行していることは御承知のとおりでありますが、その原因がいろいろ言われております。港のコンクリートのあくではないか、山から流れてくる栄養分が偏っているんではないかとか、食害、温暖化、いろいろありますけど、はっきりした原因はわからないそうでありますが、温暖化が大きな原因ではないかと言われております。この調査をすることによって相当におおよその磯焼けの原因、また対策についても相当役立つと思います。

私も、今言われましたように、西海岸が相当進んでおるわけです。東海岸はまだ厳原町ぐらいで、あとの美津島町から北部はかなり海草もあるということですので、黒潮が西海岸に当たるかどうかようわかりませんが、とにかく西海岸がひどいということですので、言われますように、西海岸と東海岸と両方で調査されて比較したほうがいいんじゃないかという気がしたもので、どういうふうにされているんだろうかという思いがありましたので、ちょっと質問をしてみました。また委員会等で詳しくはわかると思いますので、そのときはまたよろしくお願いいたします。

以上です。(発言する者あり)

〇議長(作元 義文君) まあ委員会付託ですから、当然委員会の所管外の質問をしていただきた いというふうに前から申し上げておりますので。

6番、松本暦幸君。

○議員(6番 松本 暦幸君) 2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

28ページの諸費の中の防犯灯の設置工事について1点お伺いをいたしたいと思います。それ と、2点目につきましては、44ページの農業振興費の中の負担金、補助及び交付金、有害鳥獣 被害防止対策事業補助金についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、防犯灯の設置工事でありますけれども、予算をちょっと見てみましたら、当初予算に 47万3,000円、そして9月で12万4,000円、今回9,000円というようなことになっておりますが、合計で60万6,000円ということになっておりますが、予算のことに関してではなくて、防犯灯の設置基準などについて御教示をいただければと思います。

防犯灯につきましてはいろいろ生活道、通学路などなど設置がされておると思いますけれども、 市道、そして里道などにも設置がされておりますが、どのような設置基準において設置がなされ ておるのか、基準等があれば御教示願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、農業振興費の有害鳥獣被害防止対策事業補助金ですが、これは当初予算に1,071万円、それと9月定例で5,837万7,000円と補正がなされておりますが、今回、どのような理由で611万1,000円の減となったのか、その理由についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) まず、防犯灯の件についてお答えいたしますけど、明確な基準 ちょっと持ち合わせておりませんけど、防犯灯の設置につきましては地区から要望がありますと 職員が現地に行きまして周辺を調査いたしまして、地区の方の言われる部分を参考にしながら、 やっぱり暗いということであれば防犯上設置しているというような状況でございます。

基準等につきましては、再度調査をいたしまして御報告申し上げます。よろしくお願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 農林水産部長、川本治源君。
- ○農林水産部長(川本 治源君) 有害鳥獣被害防止対策事業補助金の減額についてでございますが、この補助金は国費と県費をいただいてワイヤーメッシュ柵を購入する補助金でございまして、入札執行残による県費と市費の減額でございます。この事業は、国、県に事業計画を提出いたしまして、内示を受けて実施するものでございますが、国からの2次募集がないと変更ができないということでございまして、今回減額をさせていただきました。昨年は2次募集がございましたので補助金の消化はできましたけれども、ことしは2次募集がなかったために、やむを得ず減額をするものでございます。

先ほどの、後で言われました5,837万7,000円の分でございますが、この分は別でございまして、経済危機対策臨時交付金の分でございますので、この分につきましては予定どおりといいましょうか、予算どおり実施をするようにしております。

以上でございます。

- O議長(作元 義文君) 6番、松本暦幸君。
- ○議員(6番 松本 暦幸君) まず防犯灯のことですけれども、地区から数多くの防犯灯の設置要望が上がっておると思います。担当の方におかれても、現地を調査された上でいろいろ判断をなされておるとは思いますけれども、やはり地区からは防犯上、やっぱり危険であるというような中で要望があがっておると思いますので、そのあたりについてはやはり調査など、現地で昼となく、防犯上ですからやはり夜のほうが現地においてもわかりやすい状況であろうと考えられますので、しっかりと対応していただいて、危険でないようなように努めていただきたいと、かように考えるものであります。よろしくお願いいたします。

それと、イノシシの防護柵の件ですけれども、21ページに歳入のほうで、農業費補助金の中で、有害鳥獣被害防止対策事業補助金追加というようなことで125万円上がっておりますが、これと先ほど私が質問したとの整合性についてはどのような関係でしょうか。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(作元 義文君)** 農林水産部長、川本治源君。
- ○農林水産部長(川本 治源君) 21ページの有害鳥獣被害防止対策事業補助金の追加は、イノ

シシの捕獲補助金の追加でございます。そういうことです。

- 〇議長(作元 義文君) いいですか。6番、松本暦幸君。
- **〇議員(6番 松本 暦幸君)** わかりました。また国のそういうふうな方針であればやむを得ないところであります。どうぞ今後ともに被害防止について御努力をいただきたいと思います。ありがとうございました。
- **〇議長(作元 義文君)** ほかに。12番、三山幸男君。
- ○議員(12番 三山 幸男君) 35ページをお願いします。20節の扶助費、自立支援給付費 追加ということで4,980万9,000円があります。これは追加ですので、当然当初予算なり なんなりで金額もあったことと思いますが、どういうような方に自立支援をされるのか、まずお 尋ねをしたい。

ちょっとその次に、41ページ、これは中原議員の質問に関連がありますが、予防接種事業委 託料追加となっておりますが、当初私が尋ねたときは医療関係者に予防接種をするというような お話でした。今回、もし予防接種をされるならどういう人たちが対象になるのか教えていただけ ればと思います。

副市長にお尋ねをしますけれども、美津島の振興公社が解散をすると。これは理事会で決まったことだと。それはそれでいいと思うんですが、そこに嘱託職員なりなんなりで働いていた方々がいらっしゃると思うんですが、そういう人たちには説明をして了解を求めて、あと雇用するなりなんなりの話はされたのかどうか、まずその3点をお尋ねいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 福祉保健部長、扇照幸君。
- ○福祉保健部長(扇 照幸君) 35ページの自立支援給付費の追加でございますが、この自立 支援給付費は、障害者が心身の故障の状態の軽減を図り、日常の生活または社会生活を営むため 必要な医療等のサービスを受けるというものでございまして、医療にかかる費用、それから補装 具、それから入所者の施設利用等の福祉サービスの利用というのが主なものでございます。その 中で、今回補正する分も大部分がこの入所者の施設利用等の福祉サービスの利用の際の給付費で ございます。当初予算で5億2,419万6,000円でございました。今回、4,980万9,000円を補正いたしまして、5億7,400万5,000円というふうになります。

それから、41ページ、予防接種事業の委託料でございますが、当初は医療従事者が最優先でございました。その後、徐々に範囲が広がりまして、まず基礎疾患を有する1歳から小学校3年生、それから基礎疾患を有する方の中でも最優先の方、それから妊婦の方、基礎疾患を有する小学校4年生から中学校3年生、それから1歳から小学校3年生というふうになっておりまして、その後もまた順次対象者が増えてくるということになります。その中で、今回予防接種委託料で上げております分につきましては、先ほど言いましたように生活保護世帯、それから市民税の非

課税世帯についてはワクチン接種料が無料になるというための補正でございます。 以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- ○副市長(大浦 義光君) 公社の職員についてということですけれども、市が直営で雇った職員ではありません。美津島の振興公社が採用された職員ですから、公社のほうから職員には通知があると思っております。今、美津島振興公社が指定管理で委託を受けているのが運動公園ですから、運動公園の職員を今後どうするかということになると思うんですけれども、それは今後運動公園をどういう形で管理するかという問題がありますから、当然今の状況からすると、指定管理が3月で切れますので直営になるかなと思います。直営になったときにはまた教育委員会と協議をしながら、どういう形で管理をするかということになると思いますから、振興公社のほうと協議をしながらやっていく必要があるかなと思っております。
- **〇議長(作元 義文君**) 12番、三山幸男君。
- ○議員(12番 三山 幸男君) まず副市長に、市がどうこうじゃなくて振興公社が契約をして雇った人だと、それは当然それでいいと思うんです。ただ、私がいいたいのは、市の都合あるいは振興公社の事情で解散をして、そこで何年間なり従事していた人がそういう理事会の決議によって解雇なりなんなりされるのはあまりにもふびんじゃないか。できればそういうような雇用の機会がどこにでもある時代ならいいんですけれども、なかなかないときに一方的に打ち切るとはどうかなということで質問をしましたので、その辺はまた心にとめていただきたいと思います。

福祉保健部長に再度お尋ねをいたしますが、35ページの自立支援給付費ですね、これ障害者の方々に自立するために給付をするということで、内容はわかりました。

障害者だけでなく、今の対馬を考えた中で、これは市長も聞いて今後対応していただきたいと思うんですけれども、高齢者の方々、非常に生活が苦しい状況です。年金が例えば2カ月で5万円、介護保険を引かれますと5万円ぐらいしか手取りがない人が結構います。本当に医療機関に行きたくても、あるいは医療機関がある地域に住んでいる人は自分の足で行くなり、タクシーを使っても500円か600円で行きますけれども、十何キロ、20キロ離れているところから行きますとバス代でも往復千七、八百円、タクシーで行きますと往復6,000円ぐらいかかるというような話で、とてもじゃないが医療機関には行けませんよという言葉をよく聞きます。

最近対馬でも、私9月の定例会でも言いましたように、みずから自分の命を絶つ人が結構増えています。これもやはり生活を苦にした、あるいはそういうような自立ができない人がそういうことになっていると思うんです。ですから、やはり今まで対馬を支えてくれたお年寄り方を、時代がこういう時代ですので、何もできないんじゃなくて、やはりもっと市民のために何か市でできることはないのか、金を出すだけじゃなくて、例えば市の職員なり福祉協議会の職員あたりが

家庭訪問して、ひとり暮らしというのは市のほうでは十分把握されていると思いますので、そういう家庭を訪問して心のケアに努めたらどうかなと思います。市長のお考えはどうでしょうか。 ちょっと待ってください。それと、インフルエンザの予防接種ですけれども、今後は、一般の 方が希望すれば、それはすぐ対応してもらえるわけですか。部長、その辺お願いします。

- **〇議長(作元 義文君)** 福祉保健部長、扇照幸君。
- ○福祉保健部長(扇 照幸君) インフルエンザのワクチンは数に限りがありまして、接種を受ける人が限られております。これからは1歳未満の子供の保護者、それから小学校4年生から6年生、中学生、高校生、高齢者というふうに順次進んでいくわけですが、それ以外の人は今のところする予定はなってないようでございます。ワクチンの数に限りがありまして、そこまでは回らないという状況だそうです。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 三山議員の質問に対して答えさせていただきます。

高齢者の方が2カ月間で5万円程度、介護保険料等を天引きされてそういう状況である。それに対して市として金銭給付ではなくてもいろんな措置の仕方があるんではないかというお話であります。確かに手を差し伸べていく手法はあろうかと思います。私どもの担当部と、それから社会福祉協議会、さらにはほかのボランティア団体等々とそのあたりの手法について話し合いを持ちたいというふうに思います。

ただし、今のこの状況というのが、ある意味この何十年の間にこれが生まれてきたというふうに私は認識しています。老後に対する安心もしくは子育ての時期の支援の問題、そういうもののつくり込みを変えていくということが今回の政権交代だったろうというふうに思います。明らかに格差社会が生まれた。それをどのようにして是正していくかというのがこれから先の、この一、二年の国が模索していく部分だろうと思いますし、私ども市としても、そういうつくり込みをこれから先、一括交付金とかいう話もございます。まさにそのあたりに手が行き届いたような行政をみんなでどのようにつくり込んでいくかということを一生懸命考えていきたいというふうに思います。

- **〇議長(作元 義文君**) 12番、三山幸男君。
- ○議員(12番 三山 幸男君) 今、市長の答弁を聞いて、私も幾らか、言ってよかったなと思っています。ただ、これから先、各家庭で核家族制がさらに進行して、お年寄りのひとり暮らしというのはもっともっと増えると思います。そういうときに、やはり健康の不安あるいは生活面の不安、本当に子供もなんもいなくてそういう人ばっかりじゃないと思います。子供もいるし同居すれば別に問題はないでしょうけれども、やはり年をとって子供のところに行くのもなかなか住みなれないところよりは自分が生まれ育ったふるさとがいいといって対馬に残っている人は今

でもかなりいます。今後もそういう人が増えてくる可能性は十分ありますので、そういうことも十分考慮していただいて、今後の検討課題にしてほしいと思います。

以上で終わります。

- ○議長(作元 義文君) 以上で質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議長(作元 義文君) これで議案第86号に対する質疑を終わります。

3時10分から開会します。暫時休憩します。

halls on the only TBB

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

〇議長(作元 義文君) 開会します。

日程第15. 議案第87号

日程第16. 議案第88号

日程第17. 議案第89号

日程第18. 議案第90号

日程第19. 議案第91号

日程第20. 議案第92号

日程第21. 議案第93号

日程第22. 議案第94号

○議長(作元 義文君) 日程第15、議案第87号、平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)から、日程第22、議案第94号、平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第1号)までの8件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長(扇 照幸君) ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第87号から 議案第92号までの6議案について、続けて内容を御説明申し上げます。

まず、議案第87号、平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、仁田診療所、鹿見診療所及び伊奈診療所の診療収入の増額及び診療所医薬品購入費の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成21年度対馬市の診療所特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ1,377万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,231万4,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算補正によるとするものであります。 歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款診療収入1項外来収入は、仁田診療所、鹿見診療所及び伊奈診療所の診療収入を777万6,000円増額しております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を571万9,000円増額しております。

5款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金を28万2,000円増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。1款総務費1項施設管理費は、公用車購入 費等343万円を増額しております。

2款医業費1項医業費は、仁田診療所、鹿見診療所等の医薬材料費等1,034万7,000円 を増額しております。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上が、議案第87号の補正予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第88号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、一般被保険者高額療養費の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成21年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,615万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,749万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算補正によるとするものであります。 歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費等負担金を1,672万円増額しております。 2項国庫補助金は、普通財政調整交付金を590万1,000円増額しております。

6款県支出金2項県補助金は、県財政調整交付金を353万8,000円増額しております。 歳出でございますが、10ページをお開き願います。

2款保険給付費2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費を4,800万円増額しております。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金を117万7,000円 増額しております。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、保健指導等の実績報告に係る電算システム改修 委託料を58万8,000円増額しております。

12款予備費1項予備費は、2,360万6,000円減額しております。

以上が、議案第88号の補正予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第89号、平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人事異動及び人事院勧告の実施により人件費を増額するものでございます。

1ページをお開き願います。平成21年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億851万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算補正によるとするものであります。 歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。

5 款繰入金1項一般会計繰入金は、一般管理事務費繰入金を72万2,000円増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

- 1款総務費1項総務管理費は、職員手当等72万2,000円を増額しております。
- 12ページ及び13ページに、補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上が、議案第89号の補正予算の内容でございます。

続きまして、議案第90号、平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険料の減額、介護保険給付費及び基金繰入金の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成21年度対馬市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,714万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,130万4,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。 歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者保険料を1,826万4,000円減額しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費負担金を317万4,000円増額しております。

2項国庫補助金は、調整交付金を137万1,000円増額しております。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金は、介護給付費交付金を513万6,000円増額しております。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金を239万2,000円増額しております。

10ページをお開き願います。7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を216万4,000円増額しております。2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を、2,117万円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費は、職員の人件費を2万3,000円増額しております。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費は、特例介護予防サービス給付費負担金を636万円増額しております。

3項その他諸費は、診査支払手数料を12万8,000円増額しております。

4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費負担金を559万6,000円増額しております。

14ページをお開き願います。6項特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護サービス費負担金等503万6,000円を増額しております。

16ページ及び17ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上が、議案第90号の補正予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第91号、平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越金の増額、一般会計繰入金の減額及び事務用パソコン購入の備品購入費の 増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成21年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,893万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。 歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

- 1款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を375万8,000円減額しております。
- 2款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金を529万円増額しております。
- 3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を145万6,000円増額して おります。

歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款地域支援事業費1項地域支援事業 運営費は、パソコン購入の庁用器具費等198万1,000円を増額しております。

- 3項包括的支援事業任意事業費は、消耗品費を8万5,000円増額しております。
- 2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料を92万 2,000円増額しております。
 - 12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上が、議案第91号の補正予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第92号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホーム浅茅の丘の施設補修工事費等の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成21年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,365万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,678万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算補正によるとするものであります。 歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。

3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を2,093万3,000円増額しております。

4款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金を970万2,000円増額しております。

5款諸収入1項介護給付費収入は、特養日吉の里の短期入所生活介護収入を263万円増額しております。

2項自己負担金収入は、特養日吉の里の短期入所者生活介護自己負担金収入を39万3,000円 増額しております。 歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款民生費1項社会福祉費は、3,365万8,000円を増額しております。

1目特養浅茅の丘管理費及び2目特養日吉の里管理費は、地デジテレビの購入のための備品購入費の増額が主なものでございます。

3目施設管理費は、12ページをお願いします。浅茅の丘の空調設備補修工事、ナースコール 改修工事費等の施設改修工事費の増額が主なものでございます。

14ページ及び15ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上、議案第87号から議案第92号までの補正予算の主な内容について御説明をさせていただきました。御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(作元 義文君) 水道局長、一宮英久君。
- **〇水道局長(一宮 英久君)** 議案第93号、平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) について提案理由を御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ11億6,556万4,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 第1表、歳入歳出予算補正によります。

歳入から説明いたします。6ページをお願いします。

7款繰越金の559万円の増は、前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございますが、8ページをお願いします。

1 款簡易水道費 1 項水道管理費 1 目一般管理費を 5 1 9 万 7,000円追加し、内訳は 2 節給料で 2 1 6 万 1,000円、3 節職員手当等で 1 4 2 万 4,000円、4 節共済費で 1 6 1 万 2,000円の追加、2 目施設管理費を 3 9 万 3,000円追加し、その内訳は 1 節報酬で 3 7 万 5,000円の追加が主なものでございます。

今回の補正予算は、人事異動によるものでございます。

以上、簡単でございますが、御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定いただきま すようお願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 豊玉地域活性化センター部長、橋本政次君。
- 〇豊玉地域活性化センター部長(橋本 政次君) ただいまー括議題となりました議案第94号、 平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の御説明 を申し上げます。

平成21年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万6,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ3,710万5,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入につきまして御説明を申し上げます。 8ページをお開きください。 4款繰入金として一般 会計からの繰入金83万7,000円と、6款繰越金として前年度繰越金30万9,000円を追加させていただくものでございます。

次に、歳出につきまして、10ページをお開きください。1款総務費の一般管理費につきましては、職員の人件費等4万円の増額、2款の施設費の施設管理費として、機関部分のクラッチの修繕等及び代船の賃借料等110万6,000円の追加増額をお願いするものでございます。

なお、末尾に補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照ください。 以上、簡単でございますが、議案第94号についての提案理由の説明を終わります。 よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(作元 義文君) これから、各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23. 議案第95号

日程第24. 議案第96号

<u>日程第25. 議案第97号</u>

○議長(作元 義文君) 日程第23、議案第95号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例から、日程第25、議案第97号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例までの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。教育部長、中村敏明君。

○教育部長(中村 敏明君) ただいま一括議題となりました議題のうち、議案第95号、対馬市 教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について 御説明申し上げます。

経年劣化による腐食及び破損等により入居不可能な住宅及び危険な状態にある住宅の解体等を 実施したことに伴い、教職員住宅の適正な管理を行うため所要の改正を行うものであります。

また、条例制定当初から数件の教職員住宅の表記に誤りがありますので、あわせて訂正するものでございます。

改正の内容でございますが、厳原管内14棟16戸、美津島管内3棟3戸、上県管内2棟2戸、

上対馬管内3棟3戸、合計22棟24戸について、解体及び普通財産への所管換え等により廃止 し削除するものであります。

また、5棟の建築年度の訂正、3棟の住所地番の訂正を行うものであります。

以上の改正内容について、番号等の整理を行い、別表のとおり改正するものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いい たします。

- 〇議長(作元 義文君) 福祉保健部長、扇照幸君。
- ○福祉保健部長(扇 照幸君) ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第96号及び 議案第97号の2議案について、続けて御説明を申し上げます。

まず、議案第96号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が 平成22年1月1日より施行されることになりました。これは、現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期間の 日数については延滞金利率を軽減するというものでございます。

介護保険料につきましても、厚生年金保険料等と同じく延滞金の軽減措置を設けていない保険 者については、本法律の趣旨を踏まえ、同様の取り扱いを行うよう国からの通知を受けたところ であります。

改正の内容は、第6条第1項で、「納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6%の割合をもって計算した金額を加算して納めなければならない」となっておりますこの延滞金の率を「納期限の翌日から三月を経過するまでの期間については年7.3%」に改めるものでございます。

また、同条第3項で、やむを得ない事由があるときの減免措置の規定を設けております。

なお、附則の第3条で「当分の間、この7.3%の割合は各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該特例基準割合とすること」を定めております。

続きまして、議案第97号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案第96号の対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で説明をいたしましたが、現下の厳しい経済社会情勢の影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日より施行されます。このため、後期高齢者医療保険料につきましても厚生年金保険料と同じく延滞利率の軽減措置を設けるものでございます。

改正の内容は、第9条第1項で「納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ当該金額につき 年14.6%の割合をもって計算した金額を加算して納めなければならない」となっております この延滞金の率を、「納期限の翌日から三月を経過するまでの期間については年7.3%」に改 めるものでございます。

また、同条第3項で、やむを得ない事由があるときの減免措置の規定を設けております。

なお、附則の5項で「当分の間、この7.3%の割合は各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該特例基準割合とすること」を定めております。

以上、簡単でございますが、議案の説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(作元 義文君) これから、各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇議長(作元 義文君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26. 議案第98号

○議長(作元 義文君) 日程第26、議案第98号、体験であい塾匠の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産部長、川本治源君。

○農林水産部長(川本 治源君) 議案第98号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について御 説明を申し上げます。

本施設は、旧厳原町が平成12年4月1日に開設し、以来、体験であい塾匠運営協議会に管理 運営を委託し運営してまいりましたが、今回、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、さら なる対州そばの消費拡大を図るとともに、管理経費の縮減を図ることを目的に、関係条例により 公募を行ったところ、匠運営協議会のみの申請でございました。

選定の結果、指定管理者候補匠運営協議会代表者神宮忠弥氏を指定管理者として指定いたした く、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び 基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取によ り、現在の委託管理者でありその実績、今後の事業計画、収支計画並びに経営能力及び管理能力 を総合的に判断し、匠運営協議会を指定管理者候補として選定いたしました。

管理委託料は年193万4,000円を予定いたしております。

なお、指定管理期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間としております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

O議長(作元 義文君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 本日の会議は、議事進行の都合により、あらかじめ延長いたします。

日程第27. 議案第99号

○議長(作元 義文君) 日程第27、議案第99号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定に ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。

○美津島地域活性化センター部長(阿比留正明君) ただいま議題になりました議案第99号、対 馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬ふるさと伝承館の管理運営につきましては、平成17年4月1日より財団法人美津島町振 興公社を指定管理者として管理運営してきておりますが、平成22年3月31日をもって契約期 間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公 募を行ったところ、1団体からの申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補社会福祉法人梅仁会理事長阿比留志郎氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者候補の選定に当たっては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第4条に定められた対馬市指定管理者選定委員会により、同条例第4条の第1項の選定方法及び基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の聴取により、経営能力及び管理能力を総合的に判断し、社会福祉法人梅仁会を対馬ふるさと伝承館の指定管理者候補として選定いたしました。

管理委託料は年510万円を予定しております。

なお、指定管理期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間といたして おります。

以上で、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(作元 義文君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 何点かお尋ねしますけれども、今回申し込みが1件しかなかったということですね。そして、金額が510万、前回の指定管理者はどのくらいの金額で受けて

おったんでしょうか。

それともう一点ですが、対馬市の政治倫理条例、これには抵触はしないのか。しないから出しておるんでしょうけれども、どういう点で抵触しないのか、その2点。

- 〇議長(作元 義文君) 美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。
- **○美津島地域活性化センター部長(阿比留正明君)** 1番目の金額に関しましては、平成21年度 については私の関係になるんですけれども、年間479万5,000円です。21年度です。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **〇副市長(大浦 義光君)** 政治倫理のことで質問がありました。その前に、510万の委託料ですけれども、先ほど話がありましたように、ことしの赤字部分を含めると同等金額になると思っております。

それから、政治倫理ですけれども、第5条に、議員、市長等の配偶者、一親等の親族及び二親等の親族、議員、市長等が役員をしている企業並びに議員、市長等が実質的に経営に携わっている企業は、公共事業等にかかわる請負契約を辞退することとするというような規定があると思います。

その実質的に経営に携わっている企業ということですけれども、規定の中で、企業への出資、 それから報酬の受領、経営への関与の判断基準が示されておりますけれども、その規定において、 社会福祉法人は企業という定義には当てはまらないというふうに判断をいたします。

- O議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) その5条の企業という中には社会福祉法人は入らないと。だから今回は政治倫理条例には触れないということでいいわけですね。

じゃ、仮にその5条が改正を帯びた場合、改正をされた場合には即対応ができるんでしょうか。 それが1つです。

もう一点、この関連でお尋ねしたいんですが、きょうもちょっと話があってましたが、上対馬の上対馬荘、この問題について、同じ指定ですから、ちょっと外れるかもしれませんがお尋ねしますが、この9月の全員協議会のときに、議員のほうから市長に対してこういうふうな質問をしているんですよ。

その公募の範囲、島内、国内、外国、外資関係はどうなるのかと。島内よりも、外資だと国内 のほうが案がすぐれた場合には非常に選定に困るんじゃないかということを言っておるんです。 これ全協ですから約束事なんですよ。

そこで、こう答えていますよ、市長は。外国の方がすぐれていた場合、どうかするというお話でございました。一緒に公募をかけるつもりは正直言ってありません。島内、国内でまずかけたいと思いますし、それで全く進まないという状況になったときには広げて物事を考えていくと思

っておると。だから競合することはないというふうにお話していらっしゃいますが、今回のこの上対馬荘の無償譲渡に対する公募、これはこれに沿った内容の公募をかけられたんですか。

- ○議長(作元 義文君) ちょっと10番議員、その上対馬荘の問題とこれは関係あるの。
- ○議員(10番 小宮 教義君) はい、関連ですから、指定という。
- ○議長(作元 義文君) 指定ということで関連。
- ○議員(10番 小宮 教義君) そうです。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- ○副市長(大浦 義光君) 倫理条例の改正というのが、よく理解ができないんですけれども、今条例は先ほど読み上げたとおりに、報酬だとか出資の額だとかいうことを規定をされているわけです。それがどういう形で改正されるかについては、これは議員の発議の議案ですから、条例ですから、そこは議会が再度改正する条例を見ないとちょっと判断がつかないと思っております。それから、上対馬荘の公募の問題ですけれども、前回、市長が答弁しましたように、選定の段階で島内、国内の法人団体を優先しながら判断をさせてもらいたいというふうに答弁しました。今から、今月いっぱいが公募の期間ですから、公募を見ながら来年に向けて検討してみたいと思っております。
- ○議員(10番 小宮 教義君) その公募の内容はどうなっているんですか。公募の内容は、島内、国内だけなんですか。内容はどういうふうになっているのか、それもお願いします。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **〇副市長(大浦 義光君)** 資格が、対馬島内に主たる事務所を置くか、または置こうとする法人、 その他の団体であるということです。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) ということは、島内、国内、海外を問わず参加をできるということですよね。副市長、そうなんでしょう。その解釈でよろしいんでしょう。返事は。それでいいんでしょう。いいんですね。3回目だから、返事だけでいいですよ。そういう解釈でよろしいんですよね。ですよね、そりゃそうだろう。

では、市長が言われたこの島内、国内をまずやるんだと。だから競合することはないと。はっきり全協の場で言ってるんですよ。これはどうなるんですか。物事は約束事でできとるんですよ。 市長、どうなんですか、この辺は。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 小宮議員がそういうことを今おっしゃっておられます。まずもって、私の全協の発言というのと食い違いがあるじゃないかと、公募条件。ということでございますが、基本的なところに、私の心の中にある部分は全くぶれてないつもりで、私はございます。

先立っても申し上げましたように、島内、国内、それから海外というふうな段階を踏まえた選定をしていきたいというふうに思っております。私自身の全協における発言によって、来年の4月、新たなところに渡すという時間的なものがないと。何度も、3度に分けてやった場合、ということを事務方もおもんばかって一緒に物事を進めてくれたんだろうというふうに私は理解しています。

○議員(10番 小宮 教義君) ということは、事務方が勝手にしたんですか。そういうふうな話ですね、今のは。全協は皆さんで協議をするんですから、皆さんで決めたことは守るようにしていかんと。これはルールですから。今後、その人については重々注意してやってください。以上。

○議長(作元 義文君) ほかに。なければこれで質疑を閉じます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) これで質疑を終わります。

日程第28. 議案第100号

日程第29. 議案第101号

日程第30. 議案第102号

日程第31. 議案第103号

日程第32. 議案第104号

日程第33. 議案第105号

日程第34. 議案第106号

○議長(作元 義文君) 日程第28、議案第100号、市道の認定について(内山峠線)から日程第34、議案第106号、市道の認定について(比田勝網代3号線)までの7件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。建設部長、斉藤正敏君。

〇建設部長(斉藤 正敏君) ただいま一括議題となりました議案第100号から第106号まで の市道の認定と廃止7議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第100号から第102号の3議案につきましては、一般県道及び主要地方道の道路改良 工事により、新たな路線の開通、また開通見込みにより廃道となります旧県道及び旧県道から新 道への取りつけ道の3カ所につきまして、長崎県より、県道から市道への移管依頼がありました ので、市道の認定をお願いするものでございます。

まず、議案第100号、市道の認定について(内山峠線)でございますが、本案は一般県道瀬 浦厳原港線道路改良工事、内山から安神工区の完成に伴う旧一般県道の引き継ぎによるものであ ります。内山峠線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により 議会の議決をお願いするものであります。

裏面の参考図面をごらんいただきたいと思います。濃い黒色の実線で表示しております。路線名を内山峠線とし、起点は対馬市厳原町安神字陽上原から、終点は同町内山字前原に至る延長5,430メーターをお願いするものであります。

議案第101号、市道の認定について(内山峠支線)でございますが、本案は、前議案第100号で市道の認定をお願いしております旧県道と新県道との連絡道で、内山峠支線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面の参考図面をごらんいただきたいと思います。濃い黒色の実線で表示しております。路線名を内山峠支線とし、起点は対馬市厳原町内山字前原から、終点は同じく前原に至る延長190メーターをお願いするものであります。

議案第102号、市道の認定について(アノセ前原線)でございますが、本案は主要地方道上 対馬豊玉線道路改良工事、曽から千尋藻工区の完成見込みに伴う旧県道の引き継ぎによるもので、 アノセ前原線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会 の議決をお願いするものであります。

裏面の参考図面をごらんいただきたいと思います。濃い黒色の実線で表示しております。路線名をアノセ前原線とし、起点は対馬市豊玉町千尋藻字アノセから、終点は同町曽字前原に至る延長539メーターをお願いするものであります。

次に、議案第103号から106号の4議案につきましては、長崎県が比田勝港港湾整備事業で実施いたします臨港道路と、市道比田勝網代線の重複区間を廃止するため、市道の廃止と認定の関連議案であります。

議案第103号、市道の廃止について(比田勝網代線)でございますが、本案は臨港道路計画と市道比田勝網代線の重複区間を廃止して、県の臨港道路として認定しなければ合併施行により市に事業費負担が生じることとなるので、市道を廃止したいため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面の参考図面をごらんいただきたいと思います。濃い黒色の実線で表示しております。路線 名は比田勝網代線で、起点は対馬市上対馬町比田勝字南在所、終点は、同町網代字アナタカ浦に 至る延長1,726メーターを廃止するものであります。

議案第104号、市道の認定について(比田勝網代1号線)でございますが、本案は前議案第103号で廃止をお願いしております旧道の起点から、臨港道路計画との最初の接点までを比田勝網代1号線として認定し維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の

議決をお願いするものであります。

裏面の参考図面をごらんいただきたいと思います。濃い黒色の実線で表示しております。路線 名は比田勝網代1号線とし、起点は対馬市上対馬町比田勝字南在所、終点は、比田勝字シイザキ に至る延長383メーターをお願いするものであります。

議案第105号、市道の認定について(比田勝網代2号線)でございますが、本案も議案第103号で市道廃止をお願いしております旧道と臨港道路計画の4番目の接点から5番目の接点までの道路が重複しない区間を比田勝網代2号線とし、認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面の参考図面をごらんいただきたいと思います。濃い黒色の実線で表示しております。路線名を比田勝網代2号線とし、起点は対馬市上対馬町比田勝字シイザキから、終点は同じく字シイザキに至る延長83メーターをお願いするものであります。

議案第106号、市道の認定について(比田勝網代3号線)でございますが、本案も議案第103号で市道廃止をお願いしております旧道と臨港道路計画の8番目の接点から旧道の終点までの延長821メーターを比田勝網代3号線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面の参考図面をごらんいただきたいと思います。濃い黒色の実線で表示しております。路線名を比田勝網代3号線とし、起点は対馬市上対馬町網代字瀬ノ浦、終点は同じく網代字アナタカ浦に至る延長821メーターをお願いするものでございます。

以上で、市道の認定と廃止についての議案第100号から106号までの7議案について説明 を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(作元 義文君) これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第86号から議案第106号までの21件を、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

なおまた、委員長の審査報告は、12月16日の最終本会議で行います。

日程第35. 陳情第5号

○議長(作元 義文君) 日程第35、陳情第5号、永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府に求める陳情についてを上程します。

ただいま上程いたしました陳情第5号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務文 教常任委員会に付託します。委員長の審査報告は12月16日に行います。

〇議長(作元 義文君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。12月7日月曜日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時10分散会

平成21年 第4回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日) 平成21年12月7日 (月曜日)

議事日程(第2号)

平成21年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(22名)

1番	脇本	啓喜君	2番	黒田	昭雄君
3番	小田	昭人君	4番	長	信義君
5番	山本	輝昭君	6番	松本	曆幸君
7番	阿比督	習梅仁君	8番	齋藤	久光君
9番	堀江	政武君	10番	小宮	教義君
11番	阿比督	冒光雄君	12番	三山	幸男君
13番	初村	久藏君	14番	糸瀬	一彦君
15番	桐谷	徹君	16番	大浦	孝司君
17番	小川	廣康君	18番	大部	初幸君
19番	兵頭	栄君	20番	中原	康博君
21番	島居	邦嗣君	22番	作元	義文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 局長
 永留
 徳光君
 次長
 渋江
 雄司君

 参事兼課長補佐
 長野
 元久君
 副参事兼係長
 國分
 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	大浦	義光君
副市長	齋藤	勝行君
総務企画部長	永尾	榮啓君
総務課長	桐谷	雅宣君
市民生活部長	近藤	義則君
福祉保健部長	扇	照幸君
観光物産推進本部長	廣田	宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原	敬行君
農林水産部長	川本	治源君
建設部長	斉藤	正敏君
水道局長	一宮	英久君
教育部長	中村	敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比督	了正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本	政次君
峰地域活性化センター部長	永留	秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田	延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬	良久君
消防長	阿比督	望 健君
会計管理者	森田	健一君
監査委員事務局長	主藤	繁明君
農業委員会事務局長	大石	邦一君
教育委員長	村井	成枝君

午前10時00分開議

〇議長(作元 義文君) おはようございます。報告いたします。本日は、教育委員長が出席をいたしております。

本日の会議を開きます前に、各議員へ連絡をいたします。明日の一般質問終了後に、全員協議会を議場において開催をいたしますので、全員御出席をお願いをいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長(作元 義文君) 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は5名を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。17番、小川廣康君。

○議員(17番 小川 廣康君) おはようございます。新生クラブ所属の小川でございます。本日は、議長の許可を得、ここに行政一般に対する質問の機会を与えていただきましたことに対し感謝を申し上げます。

さて、いよいよ今年も残すところ、あとわずかになりました。多くの市民が島内に仕事がなく、 本土に仕事を求め島を離れたものの、思うような仕事もなく、正月をふるさとで過ごしたくても 帰れない人々の気持ちを思うとき本当に心が痛むものでございます。本当に将来に希望の持てる 新しい年を迎えたいと思うものであります。

しかし、国政では民主党を中心とした連立政権がスタートし、マニフェスト実現のため行政刷 新会議による事業仕分けなどで、2010年度の予算編成のため、費用対効果等の名目で、事業 の中止、見直し、予算の削減を図ってきました。補助金、公共工事等の削減は避けられず、いよ いよ先々不透明な時代に突入しようとしております。

去る11月24日の事業仕分けで、離島航路補助の議論の中で、仕分け人から、島に住む住民の高齢化を理由に、「離島は海の上の老人ホームになっているのではないか」との発言があったと報じられました。まさに、国域を守る離島の島民を愚弄する発言であり、見識者の発言とは思われません。「不便なところに住んでいる人に国が手を差し伸べるのは当然である」との国土交通省の官僚の反論で落ちついたということでございます。全くそのとおりであると、私も感じております。

本題に入る前に、去る9月定例会で、幼稚園教諭と保育士の正職員の採用を取り入れなければ、将来的に職員の構成バランスがとれないことを指摘し、採用に向けて提案をいたしておりましたが、保育士については、早速22年4月採用に向け取り組まれたことに対し、敏速な対応を高く評価をいたします。

しかし、市に勤務する保育士は71名だと聞いております。正保育士は35名であり、年齢層で40歳未満は4名だと伺っております。今回、年齢が、採用年齢を30歳と上限されていることに少し違和感を感じております。いずれにいたしましても、長年嘱託保育士として子供の安全保育に正職保育士と同じようにかかわっている嘱託保育士の賃金のかさ上げを検討すべきだと考えております。また、幼稚園教諭につきましても、同様、私は指摘しておりましたけど、今後の検討をよろしくお願いをしておきたいと思います。

さて、本題に入らせていただきますが、通告いたしておりましたように、今回は、平成17年

度を初年度とした「対馬市行財政改革大綱」の実施計画も本年度が最終年度となっておりますが、 進捗状況とその見込みについて市長にお伺いをいたします。

まず、職員数ですが、「定員適正化計画」に基づき20年度の指標を716人と定めていましたが、同年、20年、年度末3月31日で686人、その年度末の退職により4月1日では40人減の646人となっております。今年度新規採用し、現在648人が在職していると伺っておりますが、今年度もさらに定年退職者を含め多くの退職者が見込まれますが、計画では、22年度までに660人以下にする計画でありますが、財政改革との関連もありますが、組織運営の面からどれくらいが適正な定員と考えておられるのかお伺いをいたします。現政権により、将来始まるであろう一括交付金に対応する組織、職員力を視野に入れなければならないと感じております。

また、20年度決算によりますと、市債残高569億1,274万円でありますが、21年度 末にはどれくらいの残高を見込まれておるのか。なお、財政調整基金、減債基金、振興基金の 3基金の残高は約27億4,000万円でありますが、中期財政計画に基づき、平成22年度ま でに収支均衡予算、いわゆる基金を取り崩さなくても予算が組めるという財政運営を目標にいた しておりますが、本当に可能なのかお伺いをいたします。

次に、「公共施設見直し実施計画」が、平成21年度から22年度までの取り組みとして、行 財政改革推進委員会の意見書に基づき策定をされました。本計画について、二、三点質問をさせ ていただきます。

まず温泉施設でありますが、市内に5カ所、現在ございますが、最終的に市が維持管理経費を 支出する施設は、北部地区の「渚の湯」と南部地区の「湯多里ランドつしま」の2カ所とし、今 後も福祉の増進、または観光客誘致の素材として活用していきます。他の3施設については、民間への売却を含めて検討するということがうたわれておりますが、現在、どこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

2点目は、体育施設の見直し計画でありますが、特に佐須体育館、西地区体育館、緒方体育館、伊奈体育館については、指定管理への移行、また既に指定管理者へ委託している施設については、地元への移管を勧め、22年度までに移管できない場合は休止計画でありますが、現時点でどこまで地元との協議が進んでいるのか。また、上県総合公園内温水プールは、21年度から常温の屋内プールとして夏場のみの運営となっているが、今後もこの運営方法で行うのか。

3点目は、公民館、集会施設についてでありますが、各町の主要な公民館以外の公民館や指定管理を導入していない集会施設についても、自治会等へ指定管理する計画で、今年度内に地元と協議するようになっておりますが、その見込みについてお伺いをいたします。

最後に、対馬市立学校適正規模・適正配置等検討委員会の取り組みについてお伺いをいたしま

す。第2回定例会で本条例が制定されましたが、その後の検討内容についてお尋ねをいたします。 そのとき、発議案の提案理由で申し上げましたように、当市では平成18年に対馬市小中学校適 正配置基本計画が策定され、19年と20年に分校がそれぞれ本校に統合されましたが、近年小 規模校が増加し、中学校においても複式学級が発生しているにもかかわらず、その後、進展して いないこと。市内の子供たちが、よりよい教育環境の中で教育が受けられるよう早急に検討する ため、本条例が制定されたのであります。制定後、どのような検討がなされたのか、教育長にお 尋ねいたします。

明快なる答弁をお願いし、あと答弁の内容によりましては一問一答でお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) おはようございます。小川議員が冒頭おっしゃられました今対馬の状況、そして日本の経済の状況というのを考えますと、大変心が重とうございます。私ども、対馬の一自治体だけで、この経済が好転するとは到底思えません。今のデフレスパイラルの中に入っている、日銀も動き出しても動きが遅い、株価も若干しか上がらないというふうな状況です。世界の経済の中で日本が埋没していくんではないかと、大変私も憂慮しております。

そういう中において、対馬は今後、そういう状況下でどのように生きていけばいいのかということを常日ごろ思いをめぐらしておるところでございます。議会の初日の行政報告でも申し上げました新たな視点に立って対馬をつくり変えなくてはいけないという思いで、「環境王国」という一つの称号をいただき、対馬をそういう方向の中で、環境というフィルターの中で対馬をつくり込んでいかなければいけないんではないかと思っております。このデフレが一気に回復するということは到底思えないと、私はそのように考えております。

だから、この時期につくり変えるということが大切だと思っておりますし、市民の皆様には、 まだまだこえらていただけねばいけない痛みを伴う時期があるのかなと思っておりますけども、 一緒にそこを乗り越えていきたいというふうな考えでおります。

また、マスコミ等をにぎわしておりました事業仕分けの中で、第三ワーキンググループでしたか、外国人の委員の方が、今小川議員がおっしゃられるような「離島は海の向こうにある老人ホームの役割を」とかいう発言をされました。私も、その言葉についてはリアルタイムに聞いたところでありますが、すごく憤りを感じたところです。全国1億2,000万の中の40万人しか住んでない離島の位置づけをそれぐらいにしか考えてないのかと思ったとき、実際の事業仕分けのやり方がこれでいいのかなというふうな疑問も感じました。最終的には、離島の重要性というものを考えていただき、離島航路の補助金については現行のままやっていくんだということで落ちついたところであります。

さて、通告書にありました行財政改革の進捗状況ということが第1点目に上がっておりました けども、その点についてお答えさせていただきます。

市では、平成17年8月31日に、対馬市行財政改革推進委員会の最終答申を受け、同年 11月に「行財政改革大綱」を策定いたしました。

大綱の位置づけは、対馬市が目指すべき行財政の仕組みの最上位の計画とし、その大綱に基づき、平成17年度から21年度までの5カ年間を期間とした対馬市行財政改革大綱実施計画を策定したところであります。その進捗状況でありますが、目標を数値化しており、実施項目を全体で約2000取り組み項目としております。平成20年度の結果から見ますと、計画どおり実施が4分の3、残る4分の1が未達成となっているような状況でございます。

計画どおり達成できたものとして、市民協働推進指針の策定、定員管理の適正化計画、計画的な財政運営などで、一方、未達成のものとしては、税収の確保、住宅使用料の未収額の縮小、保育所再配置計画などでございます。

今後の見込みについてのお尋ねでございますが、未達成の項目につきましては、成果のある改革を実施するうえにも事後検証も必要との考えでございまして、次年度以降の行財政改革大綱実施計画の中で、進捗状況の評価を行いながら着実に実行できるよう取り組んでまいる所存でございます。

さて、御質問の1点目、どれぐらいが適正な定員と思っているかと。あくまでも450という その数字を設定しようと考えているのかという御質問でございますが、職員数が減少する中、事 務の効率化、合理化に努め、事務量を削減していくことは必須でありますが、地方分権が進む中、 市民ニーズの多様化・高度化などで事務量を減らすことは容易ではございません。

定員管理については、平成17年8月に、対馬市行財政改革推進委員会の最終答申において提言をいただいたところで、定員管理の目指すべき方向として、現段階の職員定数の最終目標は450名以下とし、平成22年4月1日で660名以下を目標とする。あわせて、定員適正化計画の策定を求められたところであります。

なお、450名の目標については、全国の類似団体の比較で、今後他団体も行政改革を推進することから、目標数値は、随時見直しをとの提言でございますので多面的な検討が必要となるものと考えております。当面、退職者の半数程度採用していくこととしており、次の適正化計画の中で検討することとなろうかと考えております。

次に、質問の2点目でございますが、普通会計における市債の平成21年度末現在高は560億7,000万円を見込んでおり、中期財政計画の523億9,600万円より36億7,000万円の増となる見込みであります。これは、臨時財政対策債が24億8,700万円の増となったことや、退職手当債を5億2,000万円借り入れしたこと等が主な要因であります。

平成20年度決算では、赤字補てんのための財政調整基金、減債基金、振興基金、これら3基金の取り崩しは実質的にはなかったものと考えております。また、21年度決算におきましても、現時点では、3基金の赤字補てんのための取り崩しはゼロになる見込みであります。

「平成22年度までに、基金取り崩しのない収支均衡予算となる財政運営が可能なのか」という御質問ですが、国の予算案が固まっていない状況であり、不透明な状況での予算編成作業になると考えておりますが、行財政改革の着実な推進、行政コストのさらなる削減など、財政健全化に努め、中期財政計画に沿った財政運営に最大限の努力をする覚悟であります。

また、今回、特に公共施設見直し基本方針に係るその方向性についての御質問でありますが、 行財政改革推進委員会からの意見を踏まえ、19年5月に市としての方針を策定いたしました。 市財政の大きなウエートを占める公共施設の維持管理費は、現下の厳しい財政状況にあっては一 層の削減が必要であろうかと存じます。そのためには、休廃止や統廃合を含めた抜本的な取り組 みが必要となります。さきに策定された基本方針では、個々の施設については方針が出されてい なかった状況にございましたので、基本方針に基づくところの見直しを着実に実現するため、具 体的な取り組みについて、今回、公共施設の見直し計画を対馬市行財政システム改革推進委員会 で決定し、本年6月に公表いたしました。

計画期間を21年度から22年度までの2カ年間とし、温泉施設、体育施設、集会施設など、9つに分類いたしております。その分類により、施設ごとに方向性を示しているところでございますが、計画の実施に当たっては、地域住民の皆さんに説明・協議を十分行ったうえで理解を得て取り組むべきものと考えております。

お尋ねの施設の進行状況、進捗状況につきましては、それぞれ担当部長より自席から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- **〇議長(作元 義文君)** 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) 温泉施設につきましては、私のほうから御説明申し上げます。 すみません。私事で申しわけありませんが、風邪気味でちょっと声がかすれておりますがよろし くお願いいたします。

温泉施設につきましては、先ほど小川議員さんが申されましたように、5カ所あるうちに北部 地域の「渚の湯」、南部地域の「湯多里ランドつしま」については、今後も引き続き運営をして いくということを確認いたしております。ただ、湯多里ランドにつきましては諸問題がございま して、今議員さん方にも問題を投げかけ、今後どうしていくかにつきましては、さらなる検討を 加えていきたいと考えております。

残る3施設のうち美津島町にあります「真珠の湯」、それと峰町にあります「ほたるの湯」につきましては、本年21年度から5カ年の管理指定をいたしております。21年から25年、こ

の間に、指定管理による管理運営の動向を注視しながら、この5年間で、今後、民間への売却等 含めた検討を含めまして地域の方々との意見を踏まえながら検討していきたいというふうに考え ております。

残るもう1施設でございますが、厳原町にございます「対馬海峡漁り火の湯」でございますけど、現在漁り火につきましては、季節天候による変動がございますが、平日の利用は1日平均40名程度、休日の利用は1日70名程度というふうに推測いたしております。利用者の内容といたしましては、平日はウォーキングの後、利用する方が20名前後いらっしゃいます。この方々は、ほぼ毎日御利用されているというふうに考えております。そのほか、子供を公園で遊ばせて利用する方、ペットの散歩等にあわせて利用する方がいるというふうに考えております。また、不定期ではございますが、介護老人福祉施設、またホテルの宿泊者等が時々利用されてるというふうにも聞いております。

今後の考え方につきましては、本年度中に継続か、休止等の判断を行うために、厳原小学校区 の地域マネージャー等と連携しながら、地域の皆さんの意見を聞くとともに、福祉施設、宿泊施 設等の意見も聴取しながら協議を重ねて、今年度中に継続、あるいは休止の方向性を示していき たいというふうに考えております。

温泉施設につきましては以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 教育部長、中村敏明君。
- ○教育部長(中村 敏明君) 御質問の体育施設の見直し計画についてでございますが、体育館の管理につきましては、見直し計画の進捗状況についてでございますけれども、西地区体育館、緒方体育館につきましては、地元へ現在指定管理をお願いしているところでございます。佐須体育館、伊奈体育館につきましては、現在直営で管理をいたしております。

教育委員会といたしましては、計画で4館ともにすべて地元へ移管する方法、方向で協議、検 討していく計画であります。現在まで、地元との協議等を行っておりませんが、早急に、地元へ の説明、協議を行っていきたいと思っております。

次に、上県総合公園温水プールの今後の運営方法についてでございますが、議員御指摘のとおり、21年度から常温で夏場のみの運営といたしました。今後におきましても、21年度と同様、6月から8月までの夏場の常温での運営をしていきたいというふうに考えております。

次に、主要な公民館以外の公民館、集会施設の管理方法についてでございますが、教育委員会 所管といたしましては、ありあけ会館、佐須公民館、豆酘公民館がございます。3施設とも、現 在直営で実施をいたしておりますが、地元自治会への指定管理を計画いたしております。この件 につきましても、現在、地元との協議は行っておりませんので、早急にこの説明、協議も行って いきたいというふうに考えております。 以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 上県地域活性化センター部長、武田延幸君。
- **〇上県地域活性化センター部長(武田 延幸君)** 上県地域活性化センター所管の公民館、集会施設について説明いたします。

見直し対象施設は、佐須奈地区ふるさとセンター、佐護住民センター、仁田住民センター、伊奈住民センター、南部住民センターの5施設でございます。佐護住民センター、伊奈住民センター、南部住民センターの3施設につきましては、診療所が併設されており、週1回から週3回の出張診療が行われております。地域の集会施設としてよりも診療所としての利用頻度が高い状況でございます。今年度中に住民センター、診療所、それぞれの利用状況を調査し、平成22年度におきまして、指定管理ができるかできないかを検討していこうと思っております。

次に、仁田住民センターでございますが、1階部分に市役所の仁田出張所、2階部分が仁田地区の集会施設でございます。この施設におきましても、同じように調査を行い、2階部分の指定管理ができるかできないか、今後において検討していこうと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。
- ○美津島地域活性化センター部長(阿比留正明君) 美津島地域活性化センター管内におきましては、高齢者コミュニティーセンターでございます。まず、昨年度の平成20年度につきましての実績なんですけれども、この施設の使用者範囲につきましては、美津島地域活性化センター46地区のうちの焼松地区を始め4地区の区民であります。集会施設が273名、それから娯楽休憩室が79名、調理実習室が30名ということになっております。今年度に入りまして、平成21年の10月現在なんですけれども、集会室が137名、娯楽休憩室が44名、調理実習室が16名と、こういうふうな実績になっております。

現在の管理状況といたしましては、鍵の貸し借りは、特別養護老人ホームでしていただき、清掃につきましては、地元の区の老人クラブにお願いをしております。また、施設の一部といたしましては、一昨年の平成19年10月より社会福祉法人「米寿会」が定員30名の学童保育として使用しております。

今後における見直し・管理につきましては、今月中に4区長を始め、役員さんとの地元協議をいたしまして、今年度末までには極力地元に管理していただくよう進めてまいりたいと思っておりますけれども、どうしても地元の理解が得られない場合には、先ほど言いましたように、毎日、社会福祉法人「米寿会」が学童保育として毎日使用されています関係上、施設管理ができないものか、あわせて協議をしていきたいと、このように思っております。いずれにいたしましても、今年度末までには結論を出していきたいと、このように思っております。

以上です。

- ○議長(作元 義文君) いいですか、今の答弁の仕方で。(発言する者あり)いや、だから、今の答弁が終われば、次は教育委員会の(発言する者あり)ちょっと待って、ちょっと待って。教育委員会に、まず質問の総括の説明をさせますので。はい。時間がなくなりますので。はい。教育委員長、村井成枝君。
- **〇教育委員長(村井 成枝君)** 小川議員の質問にお答えいたします。

御承知のとおり、平成21年7月10日付で、「対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員 会条例」は公布施行されております。

それでは、検討委員会の設置に伴う委員の選出、委嘱等の経緯及び進行状況について御説明申 し上げます。条例第3条の規定に基づく委員の選出については、各関係組織、団体及び市民公募 から16名の委員を選出いたしまして、11月18日開催の教育委員会において承認決定いたし ました。11月30日に「第1回検討委員会」を開催し、委嘱状交付と役員選出を行いました。 また、検討委員会会長に、条例第2条の規定に基づき、学校適正規模、適正配置等についての 「諮問書」を提出いたしております。

諮問の内容といたしましては、小中学校の「適正規模」、「適正配置」、「通学区域」及び幼稚園の「適正配置」についてであります。なお、答申時期を平成23年3月といたしております。今後、検討委員会で「諮問事項」についての検討協議が行われることになります。なお、検討委員会から、「答申書」提出までの間は、教育委員会事務局といたしましては、現行の平成17年度に策定された「対馬市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、また検討委員会と連携を密にとりながら基本的な考えであります複式学級編成解消を図るための適正規模を基本に据え、特に中学校の複式学級編成を避けるために統廃合に向けての説明会を実施しながら進行していきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 17番、小川廣康君。
- ○議員(17番 小川 廣康君) 時間がなくなってしまいましたが、私は、特にちょっと順不同になりますが、その公共施設の見直し計画の件について、箇所等については、先ほど申し上げました。今年の10月に公表されておりますこの公共施設の見直し計画、これに基づいて私はちょっと各施設について質問をしたかったわけですが、これもすべて今の私が質問しました施設につきましては、ほとんどがこの21年度中に、実態調査、あるいは地元の協議を進めて、22年度に向けて指定管理、あるいは指定管理ができない場合は休止ということが、それぞれうたわれております。

それで、この中でちょっと二、三点だけ、私はお尋ねしておきたいと思いますが、特に体育施

設の中で、佐須体育館、これも中身を見てみますと、大幅な補修が必要である。光熱水費は佐須 出張所から支出されておりますので、効果額は計算できないということが記されております。

それから西体育館、これ竹敷の体育館、これが竹敷地区が指定管理を受けておりますが、これは隣に保育所がございます。この施設は、もちろん、当初、これ平成9年に建築されたわけですが、これは対馬防備隊の周辺学習等の施設の何か助成金を、国庫補助金を受けております。緒方の体育館も、今指定管理者、伊奈の体育館は直営です。

この上県の総合運動公園プールにつきましては、後ほど、本日山本議員が質問されますので、 この分については省略しておきますが、私が言いたかったのは、例えば、この公共施設、西地区 の体育館、緒方の体育館、佐須の体育館、これが結局、民間指定管理にできない場合は休止をす るということがうたわれておりますね。休止をするということがうたわれている。休止をすると いうことになりますと、もう管理者がいないから休止をせざるを得ないんでしょうが、そこあた りのちょっと考え方を私は伺いたかったわけです。もし指定管理者制度に移管できない場合は、 休止した場合、その建物の所管がどこになってくるのか。そこあたりのお尋ねをしておきたいと 思います。

そして、それぞれまた民間委託といいますか、民間委託された場合には、もちろんその市のほうのいろんな補修等がそこから外れるわけでしょうから、そこあたりの関連について、特に今私が言いました佐須の体育館、緒方の体育館、西の体育館、今現在協議が進められてないということですが、もし移管できない場合にはどうされるのか。休止、計画書の中では休止と、休止をするということがうたわれておりますが、果たしてそれでいいのかどうか、その点、簡単に答弁願います。

- **〇議長(作元 義文君**) 教育委員長、村井成枝君。
- **〇教育委員長(村井 成枝君)** ただいまの御質問に対しましては、教育部長が答弁いたします。
- 〇議長(作元 義文君) 教育部長、中村敏明君。
- ○教育部長(中村 敏明君) ただいま議員御質問のとおりでございまして、いろいろ利用状況等も少ない中で、体育施設の分、特に、西体育館につきましては、議員おっしゃられるように、対馬防備隊の設置事業として補助金を受けて実施をされております。その件につきましては、これは利用件数も多ございまして、これは、何月か議会で、やったんですが、料金の値上げの要望がございまして、その分の値上げはできないということで補正で対応しておりますので、この分については地元移管という形で料金等は地元のほうでできますので、地元移管ということで話が何とかできるかなということで考えてはおりますけど、そのほかについてはまだ何もしておりません。

利用状況等につきましても、少ないような件数でございますので、一応の今の計画については

休止というような計画でいたしております。当分の間は、休止をいたしますと、所管としては、 教育委員会で管理はしていかなくてはならないかと思いますが、使用の休止ということでしてお ります。できるだけ休止とならないような形で協議を各地区の地元の方と協議をしていきたいと いうふうに考えております。

- 〇議長(作元 義文君) 17番、小川廣康君。
- ○議員(17番 小川 廣康君) ちょっと理解ができないんですが、休止をした場合には、休止をした場合には教育委員会で管理をしなきゃいけないということ、そのあたりが理解できないんですがね。

私が言いたかったのは、例えば、今指定管理をしておりますね。指定管理者しております。これをなぜ、例えば、緒方の体育館、これを民間に移管した場合、今多分指定管理料は15万8,000円、年間ですね。でしょ。竹敷の西地区の体育館が、これ休止した場合の効果額が年間55万、今のままで、今のその指定管理でできないのかどうなのか。私は、そこらあたりがちょっとこう解せないんですが、なぜ、地元に完全に移管をしなければいけないのか。これ財政厳しいから、厳しい中で、年間15万8,000円が削除しなきゃいけないのか。あるいは、西地区の体育館、私は西地区の竹敷の体育館につきましても、保育所が年間は使っておりますし、地区外の方もかなり、年間に約二百二、三十回、多分使ってると思いますが、そこをなぜ、今指定管理から民間移管にしなきゃいけないのか。私は、ちょっと理解にそこは苦しみます。

効果額が15万8,000円、55万7,000円と、それぞれうたわれておりますが、それぐらいの金額で民間に委託する私は理由がわかりません。もう、その点については、もう時間が本当になくなってまいりました。

もう一つの、これは市長部局のほうでしょうが、温泉施設の件、さっき永尾部長が言われました。基本的に、上地区の「渚の湯」と南地区の「湯多里ランドつしま」については、今後、その福祉の増進と観光客誘致の素材として残すということですが、9月の15日に全員協議会が行われまして、その中で湯多里ランドの件が出されました。その中で、理事者側の説明としては、今後、今のままでいいのか、ある程度、またほかに利用方法はないのかを検討する時間を与えてくださいということで説明がありましたけど、私はそのときも申し上げましたように、温泉というものは一たん休止をいたしますと、そのパイプライン、その他の問題で、また相当なまた経費がかかると。だから、早急に継続して運営ができるような方法をとっていただきたいということをお願いしておりましたが、今回は公募もあっておりません。

湯多里ランドにつきましては、前回の資料をもらいましたように、温泉、プール等で20年度 4万9,000人ほどの利用がございます。渚の湯につきましても、2万2,000人程度の利用 者がございます。そして、特に、湯多里ランドつしまにつきましては、プール等につきましては、 厳原、美津島の子供たち、そして大人まで含めて健康増進のために、大いに利用されているのを 御存じだろうと思います。今、子供たちを含めたプール会員になってる人が約290名ほど、毎 日毎日練習に励んでおられます。特に、子供につきましては、自分もそうですが、水泳力の向上 のために、遠くは久田あたりから毎日毎日通ってる子供たちもいます。もしこれが一時期でも休 止になった場合には、そのあたりがどうなるのか。どこに問題があるのか。問題点は、私も一部 知っておりますが、早くこの問題については解決をしていただきたいと思います。

そして、この12月5日に「長崎県エコフェスタ2009」というものが長崎で開催されまして、県内のエコな取り組みを競う「長崎グリーン甲子園」ということで、この湯多里ランドつしまが審査員特別賞を受賞したということで、きのうかおとといの新聞に載っておりました。

この点について、その湯多里ランドつしまの件について考え方を、再度お聞かせ願いたいと思います。いつごろ結論が出るのか。

- 〇議長(作元 義文君) 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) 湯多里ランドにつきましては、前回から全員協議会で御説明申し上げておりますように、市といたしましては、本年度指定期間が終了します。来年度の指定に向けていろいろ検討を重ねておるわけでございますけど、従前から御説明いたしておりますように、ボイラーなり、その配管施設等の問題がございまして、そこら辺をどうするかということで、ボイラーにつきましては、ある程度この前の決算委員会のほうで御説明申し上げましたけど、配管施設等、いろいろ米寿会さんと協議をさせていただいておりますけど、まだ十分なる皆様に御説明できる部分の回答がまだ見出せない状況にございます。

できれば、市としては、後ほど市長も、ほかの議員さんの中での質問にお答えになりますけど、 市としても、できるだけ継続はしていきたいという気持ちは持っておりますけど、かかる経費、 もろもろ考える中、そこら辺について、まだ判断をしかねているというのが一番の要因かなあと いうふうに考えております。

ただ、小川議員さん御指摘のように、湯多里ランドの利用頻度を考えますと、そこら辺については、詰めを急いで、なるべく早く結論が出せるように、今進めているところでございますので御理解をいただければと思います。

質問に対する答えになってないかとは思いますけど、現段階ではなかなか非常に難しい部分を 含んでおりまして、早急な結論を出すのが難しいと。できれば、市長も再三申しておりますけど、 もう少し時間をいただけないかというのが実態でございます。

以上でございます。

- O議長(作元 義文君) 17番、小川廣康君。
- ○議員(17番 小川 廣康君) 早急にということは、いつになるかわからないということでし

ょうが、私は一たん休止しますと、なかなか再開するのに、さっき言いましたように、パイプラインのほう、特に温泉ですから、そこあたりが、前回一回中止しましたときにそうでございましたように、まだ、相当の経費がかかるんじゃないかということを危惧いたしますので、まあ、そういう答弁ですので、早急に再開できるように、今現在はやっていますが、一たん休止した場合に再開できるように努力をしていただきたいと思います。

それから、先に戻りますが、職員数の件ですが、今、民主党の政権下で、特にこども手当が来年から支給されようとしております。これも、その新聞等によりますと、地元自治体の負担もやむなしかなというふうな報道もされておりますし、もちろん、事務は市町村が行うわけでしょう。そうしますと、今、職員が随時減員されておりますが、私が一番心配してるのは、先ほど述べましたように、今後、将来的に一括交付金制度ができたときに、今の職員能力、職員力、職員力といいますか、そこらあたりの、やっぱし、減らせばいいというもんじゃないと私は思っております。将来的に対馬市の機構改革がどのように進むか。これも大きな問題であろうと思いますが、やはり、そこらあたり、職員の構成のバランス、そこらあたり、早く手を打っておかないと、来るべきにいろんな支障が来すんじゃなかろうかなと考えております。もちろん、当初の目指す職員数は450名ということうたっておりますが、果たして、そこあたりのボリュームでいいのかどうか。もう一度、再検討をお願いしておきたいと思います。

そして、冒頭言いましたように、私は保育所の問題も言いました。40歳未満が4名かそこら しかいない中で、果たして、この30歳未満の人が果たしてどうなのかな、心配いたしておりま すが、後年度に向けて、そのあたりの検討もよろしく、職員の構成のバランスから考えて、よろ しくお願いしておきたいと思います。

それから、もう一つ、先ほど言いましたように、私は9月のときにもお願いしましたように、教育委員会のほうにも、幼稚園教諭、今3名か何か嘱託いらっしゃいます。もちろん、この少子化が進む中で、幼稚園の統廃合も進んでいこうかと思いますが、やはり、私は一番考えなきゃいけないのは、将来の管理職候補といいますか、構成のバランスを考えておかないと組織図が空洞化してしまうんじゃないかと。これを一番心配しております。今、幼稚園教諭につきましても、言い方悪いですが、ある程度年齢が上がっております。正職員といいますか、教諭はですね。だから、早く1人でも2人でもいいですから、私は手を打つべきじゃないかなと考えておりますので、教育委員会のほうでもこの件については再度検討していただきたいと思っております。

答弁が時間が食いましたので時間ございませんが、先ほど言いました、特にそして公民館の件。 これはもちろん私も進めていかなければ、他の地域の地区の公民館と同じようにしていかなきゃいけないと思うんですが、やはり、大きな公民館ですね。さっき言いましたように、佐須、豆酘、ありあけ、このあたりは大きな課題を抱えておると思います。私はどこが指定管理を受け持つの

か、ああいう大きな施設ですので、心配しておりますので、今後検討していただきたいと思いま すが、私が言いたかったのは、やはり、この計画に基づいて、早く、どの施設もそうですが、検 討がまだなされていないんですね。正直言いますと。 もう来年度から、いろんな指定管理者に移 行していこうという経過の中で、今年度、何らの地区に打診があってない。私は、これはですね、 この計画書ができたときには、やはり、年度当初から少しは地元に入って、地元の意見も聞きな がら、私は進めていくべきだろうと思います。もう12月ですよ。もう来年4月からまたこれに 取り組んでいくんでしょうが。その年度内に私は結論が出る簡単な問題じゃないと思います。施 設が大きかろうが、小さかろうがですね。やっぱり地元にとっては大変なことなんですから、私 は早目に、もうある程度これは進んでおかなければ、22年度から移管しますとか、うたってあ るわけですから。みんな書いてありますよ。この21年度までには地元と協議し地元の意見を聞 きながら、22年度には進めてまいります。うたってありますが、私も下調べした中では、ほと んど地元には入ってないようでございますので、これ市長、教育委員会だけの問題ではございま せん。ほかの施設についても、私は特にマネージャー制度がスタートしてるわけですから、その 中でですね、この施設は本当に要るべきなのか。必要ならば、どういうふうな運営の仕方をして いかなきゃいけないのか。ただ、指定管理がだめだったら、地元に移管します。市の手を離れま すとか、そういう冷たい対応の仕方では、せっかくの、今後、地域マネージャー制度を活かして 行こうという中で、私はどうかなと思いますので、早急に早急に取り組んでいただきたいと思い まして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長	(作元	義文君)	これで小川廣康君の質問は終わりました。
〇議長	(作元	義文君)	暫時休憩します。開会を11時5分から。
			午前10時53分休憩

午前11時05分再開

〇議長(**作元** 義文君) 再開します。

次に、1番、脇本啓喜君。

O議員(1番 脇本 啓喜君) おはようございます。1番議員、会派協働の脇本啓喜でございます。

前回の一般質問では時間配分がうまくいかず、肝心な市長の答弁、また再質問時間を十分に持てませんでした。前回の反省を踏まえ、消化不良に終わらないように臨みたいと思います。答弁のほう、的確に簡明にお願いします。

早速、1番、対馬市版事業仕分けの実施について。

12月1日の市長のブログによれば、「地方自治体は国から義務づけられた事務事業で縛られている部分が多く、現在の対馬市では対象事業が一部しかないだろう。一括交付金制度が実施され、機が熟せば、外部からの民間人だけで委員会を設置し、実施しなければならない」との御見解のようです。

11月21日、日本自治学会で原口総務大臣は、鳩山政権が掲げる地域主権改革について、「中央政府が方針を決め、地方が従うやり方は根本から変える」と明言しています。市長がよくおっしゃられている「市民力」が地方に要求される時代が到来したのだと思います。その市民力向上の機会として、対馬市版事業仕分けは有効な手段となり、参加者の中から若い議員や女性議員が台頭することも待望されます。市職員の政策立案能力を養成する場ともなるはずです。対馬市の高齢化そのものに歯止めをかけることは大変困難です。しかし、対馬市を動かしていく人たち。この高齢化をとめることは、このような新しい取り組みを始めることで可能になると確信します。

先週の大村市議会で、大村市長は事業仕分け早期実施に意欲的な答弁をされています。我が財 部市長も対馬市版事業仕分けの早期実施を御検討いただけないでしょうか。お尋ねします。

ブログである程度理解できたつもりですので、御答弁は早期実施の意思のみだけでとどめてくださって結構です。また、公聴組織整理再編の件につきましても、市報か市のホームページ等の御答弁で結構です。先ほどの答弁が長かったので。

市長は、観光ガイド組織構築を公約として掲げられ、既に発足した観光ガイド組織「やんこも」や「観光物産協会」を活用なさって、中地区や上地区でもガイド養成講座を開催されています。公約実現に向けた評価に値する真摯な取り組みだと感じています。このように、現有財産や組織を有効活用した施策の展開を、次の2つの質問についても、お取り組みいただきたいと思います。

大きな2番、北の玄関地区の活性化計画について。

①比田勝港CIQの常駐拡充促進事業に関する前回の私の質問に対して、市長から、「市はいかに韓国からの人流物流の実績を上げるかに尽力する」旨の御答弁をいただきました。人流物流の実績を上げるために、現在取り組み中や検討中の施策があれば、お尋ねします。

ところで、前回私が質問いたしました「JR国際船の比田勝港寄港による国際線国内線併用案」については、北部地域の方々の関心は予想以上に高く、私自身大変驚かされています。きょうもたくさん傍聴に来ていただいてるようです。

去る11月28日には、地元有志により、「比田勝港にJR九州のジェットフォイル就航を実現する会」が設立されました。早速、市長に役員方があいさつに行かれた際に、「国際線国内線混乗特区」として、対馬市が11月21日に申請の提案を、内閣府あて相談しているとお聞きし

ました。今後予定されている署名活動にもはずみがつくことと思います。市としてもますますの 御尽力お願いいたします。

さて、この併用案の実現にはCIQの常駐が必須条件です。まずは、「比田勝一釜山間の恒常的就航」をJRに依頼することが実現への第一歩ではないかと考えています。この併用案実現までのシミュレーションをどのようなメリットが発生するかも含めてフリップを使って説明します。

JR国際船が比田勝一釜山間を恒常的に就航すると、厳原まで運航している大亜高速船よりも JR船が運賃、運航時間で優位、したがって、安い廉価な運賃を設定します。そうすれば、当然 JR船で安く、しかも快適で早く比田勝港へ来島する客が増加してまいります。確かに当面は大 亜高速が運ぶ客は減少するかもしれません。 しかし、外国人が対馬に来島する、 しやすくなるた めに、来島客数全体は増加します。経済状況等もいろいろあるかもしれませんけど――こうです ね。すると、競争上不利な大亜高速の船は対応はどうするかというと、厳原航路から比田勝航路 にシフトするようになるでしょう。ますます比田勝港でのCIQ業務が膨大いたします。比田勝 港CIQの現在の体制では十分な対応ができなくなります。そうすると必然的に、国は否応なし に比田勝港CIQ常駐拡充を図っていきます。しかし、このとき、北部対馬には需要を満たす十 分な宿泊施設や娯楽施設、観光スポット、つまり、受け入れ態勢がまだ整っていません。 したが って、これまでと同様に客の大半が南部対馬に移動していくということです。客の流れる傾向は 変わらず、絶対数は増加するわけですから、すなわち、南部対馬は客が減少するどころか、むし ろ、おわかりですね、増加します。注目は海路の出入り口変更が陸路の変化を生みだすというこ とが予想される。また、そういうふうに誘導しなければいけないということです。従来、主流だ った、厳原から入って比田勝から出る。または、比田勝から入って厳原から出る。という片道し か通らない片道通過コース、これにかわって、東西両幹線道路を使用して対馬を8の字に回流す る「比田勝イン、比田勝アウト」に集約されていきます。このように島内を回流してもらうと、 新市建設計画、この基本理念、対馬の均衡ある発展、これが働いてきます。 計画概要図はもう既 に合併前からできてます。新市建設計画の概要のところにこういう地図が入ってました。 もう 8の字になってます。そして、まだいいことがありますよ。整備がおくれている島南部西海岸道 路、選挙で行きましたけど、大変でした――の費用対効果、これが向上し、道路の予算の確保・ 着工を早めていくということが起こります。北部住民が待ち望んだ「JR船による比田勝一博多 航路」、約2時間の実現、これが、その結果、前回私の言った併用案のメリットを享受できるよ うになり、こうして対馬市は幸せになるんです。(笑声)

ここに、にこっとした市長の絵を書こうと思ったんですけど、絵心もなく、ひまもなかったので、かわりに、にこっと、だめですね。はい。

一見、北部対馬だけにメリットがあり、南部対馬はデメリットばかりのように思っていた方が

多かったでしょう。強調したいことは、対馬全体でメリットが発生するということです。

さて、市として新たな国際航路を就航させることについては、昨年12月定例会で小宮政利議 員が「九郵の運航していない船を使って、対馬市で国際航路運航を」という旨の趣旨の一般質問 をしていらっしゃいました。市長は、「ウォン安で乗船率が低下している折、JRも九郵も話に 乗ってこないだろう」と答弁され、現実的な提案とは受け取っていなかったようです。

先日、運航会社に、この話のテーブルについてもらうヒントを見つけましたので紹介します。 11月27日の新上五島町臨時議会で、「町が民間船会社所有で運休中の高速船を購入した上で 運航を同社に任せる公設民営化案」が可決されました。購入費は5億7,300万円で、65% は国の「基盤創造交付金」からの補助金、残りは町の起債で賄い、運航経費は民間負担するという裸傭船契約を締結しています。運賃も引き下げ、町民や観光客の利便性向上で地域活性化につなげるという思い切った成長戦略にかじを切ったようです。非常に参考になる事例で、研究の価値はあるかと思います。

次に、上対馬荘の民間譲渡にかかわる疑問点を5つお尋ねします。

②のA、上対馬荘の民間譲渡にかかわる公募方法が9月の全協での確認事項と異なる内容となっています。全協のテープ起こしをしたところ、市長は公募の引受先について、「島内、国内、外国と、段階を踏んで行いたい」「一緒に公募をかけるつもりは正直言ってありません」「島内、国内でまずかけて、全く進まないといったときに、広げて物事をやっていこうと考えている」と答弁されています。なぜ、外国資本も応募可能とする方針変更をなされたのか。また、外国資本だけの応募しかなかった場合の対応についてお尋ねします。

2のB、上対馬荘の民間譲渡にかかわる契約は、建物は無償譲渡、土地は無償貸与と金銭の授 受は発生しないものの、対馬市政治倫理条例第3条(1)その他の契約に当然該当する事例だと 認識していますが、市の幹部や市議関係者が応募した場合の市長の対応方針をお伺いします。

C、選定方法について大浦副市長は、「第三者による選定委員会を設置して、2月中に選定できないか」と提案しています。選定委員の委嘱は申請者と利害関係等を考慮した選定となるため、公募締め切り後となるのは当然ですが、選定基準は少なくても公募時点で公表すべきです。 11月24日の臨時議会終了後の全協における市長の「選定基準に、島内、国内企業を優先する項目を設ける」旨の答弁は、申請を準備している外国企業から訴えられかねない発言だと思います。

「李下に冠を正さず」という故事成語もございます。公募開始後の選定基準公表は無用の疑惑を生じさせます。選定基準をいまだに公表していない理由をお尋ねいたします。

D、建物の無償譲渡について、地方自治法第237条の2によれば、「普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸しつけられてはならない」とあり、「適

正な対価」とは、通常、当該財産が有する市場価格(時価)とされています。不動産鑑定がなされるなり、専門家の評価が必要であると解釈されますが、市長の御見解をお伺いいたします。

E、今年度、上対馬町振興公社と指定管理の5年間更新を行い、「平成21年度外郭団体運営 点検評価調書」で、「基本的には北部対馬の宿泊施設として必要な施設で、存続の方向で考えます」と、今後の方向性を示し、同調書中の方向性診断よる結果では、「ランクC、存廃を含めた 抜本的な改善が必要」と判定しています。同じ北部の第三セクター対馬国際ラインについては、「ランクA、廃止を検討、できるだけ早い段階に廃止」とさらに厳しい判定をしたことと比較しても、拙速とも言われかねません。事実、本定例会初日の本会議において、市長御自身も認めざるを得なかった、短期間のスケジュールで、あえて譲渡をなさる理由をお尋ねしいたします。

11月27日の長崎新聞によると、南島原市温泉宿泊施設「くちのつ」は、「兵庫県の民間企業が落札後に大幅改修をして昨年2月に開業。しかし、経営不振により1年で閉鎖。ほかに大型宿泊施設のない口之津では、地元有志4人が出資し、会社を設立。前所有者の民間企業と賃貸契約を結び、施設の運営を始めた」とあります。南島原市のケースは新たな運営会社があらわれ、とりあえず安心できました。しかし、上対馬荘が同じような経緯になった場合、新たな運営先があらわれるのか心配されます。一たん、民間に譲渡した後では、対馬市が再建のイニシアチブはとりにくいんです。また、9月の全協で私が既に指摘したように、渚の湯横のホテル用地活用、ひいては、北の玄関地区まちづくり計画にも大きく影響を及ぼす提案であり、この提案はもう少し慎重にとりかかるべきだったと思います。

対馬市の発展につながる引受先の選定になるよう、今後とも市民とともに注目していきたいと 思います。

御答弁よろしくお願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 脇本議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の事業仕分けの分は簡単に終わらせてくれみたいな質問でしたので、簡単に終わらせたいと思います。

事業仕分けについては、今、マスコミをにぎわせてきましたが、この効果というものがどのようにこれから先評価されるか、まだ判然としてないというふうに私は思っております。まして、449の事業項目だけを扱うということでありますし、私のブログを読んでいただいたということですが、この事業仕分けを地方に持ってきた場合の話です。国は、約、ざっと言って、来年度の話で行くと、40兆の税、それから50兆の国債ということで、90兆で予算を組み立てると仮にした場合、税にしましても国債にしましても、一切、国自身がフリーハンドで物事を組み立てていくものであります。そういう中で、対馬市に置きかえますと、そのフリーハンドが、仮に

今回の補正までの331億がすべてフリーハンドでできるかというと、そういうわけにはいかないと。そういう中で、対馬市において事業仕分けを導入するとなった場合、ほんの一部になるんではないかというふうなことでブログを書いているところです。それについては十分に理解をしていただいてると思います。ということになりますと、今、政権与党が目指しております一括交付金というものがどういう形で最終、100%が流れてくるかわかりません。再来年度以降を目指してあるようにありますが、その方向性も見えませんし、23年度ですか、23年度に100%の国庫補助金等がですね、すべて一括交付金になるかどうかも見えない。そういうふうな、市がフリーハンドで物事が組み立てていけるような状況になったときに、市は事業仕分けというものを取り組んでいくことは十分に検討できるんではないかと私は思っております。

それと、大村市の松本市長のお話がありました。

大村市長は一部の事業について、やってみようかなというふうな表現をされてたと思います。 その一部というのが、私が先ほどから述べてるようなことを考えたときに、一部しかできないと いうふうな思いで言われたのかなというふうに、私は新聞を読んだとき、そのように感じた次第 であります。

事業仕分け、今回行われた事業仕分けというものの評価というものをきちんととらえたうえで、 物事は考えていきたいというふうに思っております。

事業仕分けについてはその程度でよろしいでしょうか。

次が、北の玄関口の活性化計画で、まずもって、人流物流に対してのどのような取り組みをされてるのかというふうな御質問だったと思います。

これまで順調な伸びを見せておりました韓国の観光客数も世界的な不況のあおりを受けまして 減少傾向を示しております。その対策としまして、対馬国際交流協会、対馬観光物産協会と連携 して、6月16日ソウルにおいて、12社27名の参加をいただき、対馬観光の説明会を開催い たしました。

18日には、釜山市において、九州観光推進機構主催の商談会に関係者40団体とともに参加し、主に九州に展開する韓国旅行代理店60社余りと意見交換を行っております。その後には、7月2日対馬市役所において、対馬の関係者及び対馬に送客、送り込んだ実績のある韓国のエージェントと対馬観光の現状と今後の方向性について意見交換会を開催をいたしております。また、同じ7月には韓国の大邸と対馬間にチャーター便が就航するようになりましたことは、皆さまも既に御承知のことと思います。その後、10月9日よりソウルの金浦空港からの就航となり、月、水、金に各1便がただいま就航をしております。お客様の目的は「トレッキング」とか「釣り」が多いというふうに伺っております。さらに、10月22日ソウルであった観光説明会に対馬釜山事務所が参加し、対馬の観光と飛行機の運航をセットで説明をしましたが、旅行社の反応は飛

行機の運航に興味を示したものの、ツアー商品の金額が高いと、このような意見を聞いております。また、昨年より実施しております対馬・釜山海遊ルート造成事業の利用についても旅行者に売り込みを行い、現在2社27名の利用実績があっております。一方、上対馬活性化センター管内においては、「対馬体験型観光推進協議会」が組織され、グラスボートの運航に関する調査、韓国人観光客の意識調査、海中散歩のできるコースの調査等が進んでいるという報告を受けております。

さらに、今年中における対策としまして、対馬の名所等を釜山市内の地下鉄車両、駅、タクシーの外見に広告を行うよう釜山事務所と協議検討をしているところであります。また、対馬市内においては、和服、着物のですね、着服体験や茶道等の日本文化体験ができないか、関係者と協議検討を今進めておるようなところであります。

次に、JRの混乗の御提案がフリップを使ってありました。申しわけありませんが、若干目が 見えんで、フリップがちっちゃすぎて見えんところがありましたことをお許しください。

既に、脇本議員ご存じのように、このJR混乗案については、11月中に内閣府のほうに提案をし、受け付けをしていただいてるところであります。そういう中で、この11月28日でしたか、会ができたということで、ありがたいという思いはいっぱいでございます。ただし、行政のほうは行政のほうで、しっかり、これについては取り組んでおるつもりでございますし、行政がまた皆さまの声をしっかりと内閣府のほうに伝えていきたいというふうに思っております。

私、フリップを見てて、ちょっとわからない部分があったんですが、私どもが今JRにお願いをしてる部分につきましては、あくまでも外国航路で、比田勝において、仮に釜山のほうから入って来られる方々を比田勝において降ろす案はまだ進めてはおりません。比田勝のほうから乗り込んで博多に行く航路。もしくは、博多のほうから乗り込んで、比田勝で皆さんが地元民の方たちが特に降りる航路ということを今お願いをしておりますが、先ほどの質問を聞いておりますと、そのJRを混乗させる中で、釜山のほうから一回比田勝に、韓国からの、要するに外国航路のお客さんを降ろすという考えもその中にはあられるんですかね。というふうにお聞きしました。なかなか、そうなると、JRのほうがですね、それについてはあまり考え方は持ってないような気がします。入管手続きを一度すべて比田勝でしてしまわないといけないことになろうかと思います。日本国に1回入るわけですから。そういうところで難しさがあるのかなというふうに御質問を聞いておりました。

それと、上五島町のほうが5億数千万で、上下分離方式で進めていくため、船を購入したというお話がございました。確かに長崎県も今運賃低廉化のためにやっている手法は全く同じ手法であります。あくまでも住民の足を確保するということでありますし、あの制度は海の国道という考え方の中で、上五島と九州本土を結ぶという航路でございます。国道の中の航路でありまして、

今、脇本議員がおっしゃってある部分につきましては、対馬から外国となると、これは海の国道 とは認められないだろうと思っておりまして、なかなか今おっしゃられる、地域活力基盤創造交 付金でしたかね、その制度を導入するというのは難しいかなというふうに思っておるところであ ります。

次に、3点目の上対馬荘の問題でございます。運営につきましては、現在、指定管理者制度を導入し、「財団法人上対馬町振興公社」が行っておりますが、施設の老朽化、旅行者ニーズの変化、社会情勢の変化等により宿泊客は減少し、経営は非常に厳しい状況にあります。また、平成17年3月の総務省通知、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」及び平成20年6月の「経済財政改革の基本指針2008」において、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進めるとされたことを踏まえ、対馬市としての方向性を検討するため、平成20年11月に関係部署の職員による「上対馬荘あり方検討会」を設置したところであります。

その中では、主に、上対馬荘が対馬北部最大の宿泊施設であることの認識から、その代替施設が建設されない限り、宿泊施設として存続させることが最良との意見で一致し、上対馬町振興公社、もしくは民間企業への経営移譲等を検討いたしました。そうした中、ことし9月に開催いただいた議員全員協議会において、建物の老朽化、累積赤字の問題等で、上対馬町振興公社の経営では難しく、効率的で魅力ある宿泊施設としての再出発を図るために、「国民宿舎上対馬荘の今後の運営について」を提案させていただいたところです。条件的には御承知だと思いますが、建物は無償譲渡、土地は無償貸与、職員の再雇用、宿泊施設としての維持などでございます。

協議していただいた結果、島内及び国内資本を優先していく、そして最終的には国外資本も視野に入れるとの御意見をいただきました。今回は、その応募資格の中で、「対馬島内に主たる事務所を置くか、または置こうとする法人その他の団体であること」とあるが、この文言では外国資本も応募できるし、議員全員協議会に反する応募の方法ではないかとの御質問だと伺っております。この件については、前回、私自身の、私自身の基本的な方針は変わらないわけですけども、選定までの、譲渡するまでの期間等の関係で、やむなくこのような状況になりましたが、選定の段階で申し上げた基本的な方針はぶれることはございませんので、その分は十分に承知していただければと思います。

外国資本だけだったらどうするかという御質問でございますが、現在、建物等を見に来られてる方々は、国内企業の方も含めいらっしゃるというふうに報告を受けております。そのような形にならないんではないかというふうに自分は思っておりますし、そういう中でしっかり選定をしていきたいと思います。

次に、政治倫理のことをおっしゃられましたかね。政治倫理条例の目的にも明記されていると

おり、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであり、職務遂行の公平性及び高潔性を実証するため定められたものであることにかんがみ、職員及び市議会議員も政治倫理基準を順守していただけるものと私は考えております。

選定基準の公表とか策定とかいうお話がございましたが、あくまでも議員全員協議会において協議・賛同していただいたことを優先し、考えさせていただきます。また、スケジュールの問題につきましては、議員全員協議会の提案により理解していただけたものというふうに、私自身推察しておるところであります。

次に、財産処分の関係ですかね。地方自治法における財産の管理及び処分についてですが、条例または議会の議決による場合でなければ、そういう判断になりますが、今回は議会の議決を求める事案というふうに私自身は考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

なお、不動産鑑定でございますが、御指摘のとおり、専門家の評価が必要との見方から、現在 長崎県不動産鑑定士協会を通じ、依頼をしているところでございます。

- 〇議長(作元 義文君) 1番、脇本啓喜君。
- ○議員(1番 脇本 啓喜君) 事業仕分けの件については、簡単にありがとうございました。

次に2番目、活性化計画の中で、私の案、ちょっと理解していただけてないところがあるかなと思うんです。私が、まず提案したのは、混乗する前に、とにかく今、大亜高速もやっているような比田勝、釜山間、これの往復だけ。国内のことはまだ、その後からでいいんだと。とにかくそこで、人流物流が起こることでCIQの設置をしなければならないという状況をつくりだして、それから混乗案に通りやすくするようにしてはどうかというつもりで私は言ったつもりです。御理解いただけましたでしょうか。

その件について関連して、一問一答でお願いします。

国際ラインについては、先ほど申しましたように廃止の方向ということでしたが、先ほどの私の提案についてはなかなか難しいようだということでしたけれども、対馬市として国際航路に、大亜高速が今やっているような形で入り込むという気持ちがあるかないか。とりあえず、その点だけ、まず答えてください。

対馬市として国際航路を新しく新設して、傭船契約をするなり、何なりするということだけ、 それだけとりあえず。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 上五島の上下分離方式によって、対馬市が船をどっかの会社に提供して、 国際航路をやるつもりはないかというお話ですよね。先ほど言いましたように、上五島が使った 補助金というのが、5億数千万円に対して60数%の補助があって、あとは起債でやってるというお話ですよね。その補助自体が、海の国道じゃない、要するに外国とのつながりの分は海の国

道という認定は私は受けられないと思っております。だから、そういう国内航路については、そ ういう上五島方式というのがとれろうかと思いますけども、国外航路について、そのような高率 補助の助成をいただけるというふうには今現在考えておりません。

それと少なくとも、今、再質問の最初におっしゃられたJRさんに、仮に釜山、対馬、比田勝間のですね、航路等のお願いという、そういう意味ですね。単独航路ということですね。そういうお願いというのは、大亜だけにとどまる必要は私はないと思っておりますので、それはそれで話は十分に持っていける話だというふうに思ってます。あとはJRさんがどのように考えるかというふうなことだと思います。

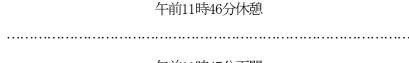
- **〇議長(作元 義文君**) 1番、脇本啓喜議員。
- O議員(1番 脇本 啓喜君) わかりました。JRさんの考え次第ではという形でよろしいですね。はい。

国民宿舎のほうに移らせていただきます。12月7日現在、11月2日公募開始後の公募問い合わせ企業、1つ目がですね。2番目、公募申し込みがもう既に書類として出てきているんであれば、その申込企業、名前は難しいと思いますので、それぞれ何社あっているか。それから、ここ数年に限ってで結構です。公募前にも上対馬荘について、買収や譲渡について申し入れてきたところがあると思います。その企業名、時期等わかれば回答願います。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** そのあたりの詳細について、私のほうではまだありませんので、担当部 長のほうに答えさせます。

上対馬地域活性化センター部長からお願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 上対馬地域活性化センター部長、糸瀬良久君。
- **〇上対馬地域活性化センター部長(糸瀬 良久君)** 脇本議員の質問にお答えします。 ただいま問い合わせがあっているのが5業者でございます。それと、まだ12月25日までが 申し込みでございますので、まだ正式な申し込みはあっておりません。
- **〇議長(作元 義文君)** ちょっと、暫時休憩します。



午前11時47分再開

〇議長(作元 義文君) 再開します。

1番、脇本啓喜君。

○議員(1番 脇本 啓喜君) 過去にどういうところがあってるか、市長はわかりますか、企業 数だけでも、どのくらいあってるか、わかる範囲で。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 私が過去において交渉したことは一度もございませんので、正直言って、 ここで何社ということは言い切れませんが、数社あったという話は聞いております。
- **〇議長(作元 義文君**) 1番、脇本啓喜君。
- ○議員(1番 脇本 啓喜君) 市長はまだ1年ちょっとでしょうから、副市長と、それから政策 補佐官、この方は以前からもう統括官としていらっしゃったはずですから、その辺は幾らかわか ると思います。回答いただけますか。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** 統括官でおりましたけども、実際にその本人から聞いたこともありませんし、具体的には私も承知をいたしておりません。
- 〇議長(作元 義文君) 政策補佐官兼地域再生推進本部長、松原敬行君。
- **〇政策補佐官兼地域再生推進本部長(松原 敬行君)** お話は聞いたことはありますけども、具体的にどういった会社がいつごろにあったかいうのは私どもも承知いたしておりません。
- O議長(作元 義文君) 1番、脇本啓喜君。
- ○議員(1番 脇本 啓喜君) じゃあ、私が聞いた範囲だけで少しお伝えしておきます。

多額の出資を見返りに、レジャー産業を起こしたいということで、韓国資本の企業が7億、 8億、さらにはトータルレジャーランドをつくる場合には3年で50億、それから5年で80億 というぐらいの話を持ってきているところがあったようです。

その際、1つ目、上対馬荘、2つ目、渚の湯、そして3番目、国際航路の使用権、この3点セットを市長に求めるような、そういう意向書ができてたようです。

そして、市長選挙前の臨時議会、その際に要望書なるものもできて、その要望書に議員の署名 をいただいて、臨時議会を開催しようというような動きもあったようです。これ御存じないとい うことですね、残念ながら。

で、もしこれ外国企業がこれをとった場合、どういうふうになるか考えてみてください。今現在、大亜高速が入ってきてますけど、対馬の経済浮揚にかなり大きな影響を与えてくれてる、いい意味でですね、くださっていると思いますけれども、好況のときには入りきれないぐらいのいっぱいのお客さんが来た場合、やはり大亜ホテル宿泊業者にさきに切符を販売して、それから、そういうことですから、ほかの厳原の日本人系のホテルに泊まる企業には後からというふうになってたことがあったようです。それは商売ですから当然だと思います。で、あと、厳原の業者にとっても大変な取り引き先だということはわかります。

今度、不況になったときどういうふうになったかというと、運賃の値下げをして、それから大 亜ホテルは値下げして、大亜のほうには損失がないという形、ある程度損失はないという形にな ってますが、そのときやっぱり困っているのは地元のホテルです。大亜さんは運賃値上げで少し はホテル値下げの分は賄えるかもしれませんけど、結局、厳原のホテルにはだれも泊まらないと いうような形が出てきてるんじゃないかと思います。

もし、外国企業が比田勝の上対馬荘を取得したら、同じようなことになっていくんじゃないか というふうに心配されます。

それから、政治倫理条例については、市議のモラルに信用しているという形でおっしゃられたようですけれども、もし県議、市長、市議にその上対馬荘と国際航路権をにぎった人が出馬したら、その人に有利な票を集めていくということも心配されかねません。どうか、もう一度よく上対馬荘の譲渡に関しては考えてください。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 大亜高速海運さんが航路を開設されておりまして、そしてホテルも厳原 のほうでお持ちです。

実際、100名規模のホテルだというふうに私は理解しておりますが、少なくとも厳原のほかのビジネスホテル等の経営者から聞いた話ですが、船で入ってこられて、ある程度の人数が乗ってこられる。そのとき、恐らく、先ほど脇本議員がおっしゃられるように、自分のところにまず泊める、それもう当然だろうと思います。

で、仮に100名泊めた後の乗客の方たちについて、実はシャワー効果があるというふうにホ テル経営者の方々も言ってありました。

そういうふうな意味においての恩恵は私はあってるというふうに、私は理解しておりますし、 今、上対馬荘が100名規模の宿泊だと思いますけども、仮に船の定員との内数であれば当然シャワー効果は出てくるものというふうに私自身は考えております。

- O議長(作元 義文君) 1番、脇本啓喜君。
- ○議員(1番 脇本 啓喜君) 今、シャワー効果についてありましたが、もう少し儲けると思えばまた新しいホテルをそのところが建てるでしょう。そこに競争に負けていくホテルもその操作によって出てくることも懸念されかねます。そのことも頭に置いてください。

それから、もとに戻りますが、上対馬活性化センター部長から「過去のことはよくわからない」ということでしたけれども、この公募をするにあたって、過去のことをわからないで公募するという姿勢はどうかと思いますよ。

過去にどういう企業が申請してきてるかもしっかり認識しないうちに公募をするというのは大 問題だと思いますよ。もし、これ、ただでなくてもっと高い金額で買いたいという企業があった としたら、それを調べてなかったらどうしますか。どうぞ、お願いします。

〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

- ○市長(財部 能成君) 公募ですから、過去において申し込みをされた、申し込みといいますか、正式な申し込みは当然ないわけですけども、お話をされた方があるならば、私は数社あったという話は聞いておりましたけども、魅力的な案件だというふうに思われるのならば、公募ですから十分にそれはわかっていただけるものというふうに思いますけど。(「最後で」と呼ぶ者あり)
- O議長(作元 義文君) 1番、脇本啓喜君。
- ○議員(1番 脇本 啓喜君) この短期間なスケジュールでするわけですから、準備期間がない 中でプロポーザル方式という形ですよね。

そしたら、さきに準備してきたところのほうがいい案を出してくるのは当然だと思いますよ、ですね。ということは、そういうところまで調べておく必要があったんではないかと思います。 もう時間ですから答弁、結構です。

〇議長	(作元	義文君)	いいですか。	はい、	これで脇本啓喜君	の質問は終わ	りました。

○議長(作元 義文君) 開会を1時からいたします。

暫時、休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

〇議長(**作元** 義文君) 再開します。

次に、10番、小宮教義君。

○議員(10番 小宮 教義君) 10番議員の小宮教義でございます。食事の後の非常に眠たい時間ではございますが、私の持ち時間は50分でございますので、よろしくお願いをいたします。市長、どうですか。この日本の円高、先月は1ドルが84円台になったんですよ。これは14年ぶりやそうですね。この我が日本国は輸出国でございますから、大変なダメージでございますよ。

そして、この国内、市長もお話がありましたがデフレ、デフレですよ。デフレは物が安くなるからいいけれども、しかし企業から見ると安くするために人件費を減らす、そして材料費を減らす。そうなると、企業は体力を失うわけですね。こういうことを繰り返すと、デフレスパイラルになるわけです。そして、この対馬、この企業は対馬の企業は体力がもともとない。それに対して、このようなことが起きるとさらに体力を失うわけでございます。

でも、1企業だけは、市長が社長をしておられるこの株式会社対馬市、これだけは安泰のようでございますが、あとの企業はまさに虫の息でございます。大変なことでございます。

求人も非常に厳しゅうございますよ。ことしの5月の有効求人倍率、これは0.19ですよ。

非常に落ち込んでます。

私が前回の9月の一般質問のときに、この新しくできた新政権に新しいパイプの構築が要るんじゃないかということで、私が市長さんにお尋ねをいたしましたら、市長さんは胸を張って言われましたが、私は心配御無用だと、心配要りませんよと、私は顔がきくからその顔で何とかできるというお話をされました。

対馬でこのケーブルテレビがずっと見れますが、市長さんの顔はほとんどの方がわかっておられるんですよ。でも、すごいのは東京、霞ヶ関に行くとまたこれがすごい。衆議院議員が今480名おられます。参議院議員が242名、そして官僚さんが約2万人以上と言われる。その中で、この対馬市長の名前を知らない者はまずもっていない。皆さんが、知ってあるわけです。知らないのは皆無に等しいわけでございます。

そういうふうな顔を生かして、この対馬で就職がなかなか決まらない方の就職活動もひとつお 願いをしたいと思います。

これまた9月の話になりますが、私が9月の一般質問のときに、美津島の昼ケ浦、錆びた桟橋のやつをここでお話させてもらいました。パネルをこう置いてですね。そのときに、大浦副市長が笑われた。

そして、前回のときに「なぜあなたは笑ったんですか」というお尋ねをしたときには「別のことで笑っておったんだ」という話をされましたよね。私が錆びた桟橋で苦しんでいる昼ケ浦の声を大きくするときに、その昼ケ浦の人の心すらあざけ笑うような、そういう態度をとられたわけですよね。

それは、大浦副市長の見識・知識からするとね、私の一般質問というのは、まあこれは無知たるもので、これは笑われてもいいが、しかし昼ケ浦のそのような苦しさをあざけ笑うということは許されない。これは、市長、どうですか。このような態度であれば、こういう問題は解任に値するんじゃないかと思いますが、その分もひとつお願いいたします。

では、さきに通告しておりました2点について、まず第1点は無駄をなくす予算の執行についてということ、第2点目が政策について、おおまかにこの2点でございます。

まず第1点目の無駄のない予算執行については、3点お尋ねいたします。

まず第1点の事業仕分けについては、先ほど脇本議員のほうから質問がございましたので、これは自席にてまた質問を私のほうからさせていただきます。

2点目の、補佐官とそれと副市長が今2名おるが、2名も要らんのじゃないか。1名を廃止し、補佐官も廃止して合計2人を廃止して約2,000万、この浮いたお金で高齢者の70歳以上のバス代を無料にできるんじゃないか。または、こういう不景気だから、この2,000万円で対馬市独自の雇用対策はできないか。第1次産業もございますのでね、その分をお尋ねをいたしま

す。

それと3番目に、この駐車場の問題、今、対馬市が個人の土地を借りて駐車場にしているところが金額で約600万円、大きい金額ですよ。そして、今、職員の方が市の駐車場にとめておられます。これを有料化することによって、約400万円捻出できます。合計で1,000万円、「銭がない、銭がない」の財政ですから、こういうこともできるんじゃないかと思いますがねえ。それも1つお願いします。

そして、2番目の政策について、これはイエス・ノーでよろしゅうございます。後で自席でいたしますんでね。この指定管理者の選定については公正・公平に行われたか、これはイエスかノーかだけでよろしゅうございます。時間がありませんからね。

それと、2番目の湯多里ランドの件なんですが、これは総務部長のほうから先ほどの小川議員の質問の中でもございました。これについては、検討をしておると、継続についてはですね。いろいろな問題があるというお話もされましたが、じゃあ、どのような問題が具体的にあって、どうなっておるのかということをお願いしたいと思います。

それと、3点目ですね、今よくテレビで話題になってます。沖縄の問題、普天間基地ですね、 普天間基地、なかなか日本政府も方向付けができない。もう普天間がだめならば対馬でもいいじ やないかと、こんな冷え込んだ状況ですから。そういう行動をするお考えはないのかという点で ございます。

以上、お願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 小宮議員の質問に答えさせていただきます。

円高の問題で輸出企業が困ってて日本中が今こういう状況だと、私も同じような認識をしております。

そういう中で、株式会社対馬市役所以外はみんな虫の息なんだよという、そういう認識も同じ 考えでおりますし、職員に対してもそういうふうな状況がある中で私ども市役所はしっかりと働 かなければいけないと。市民のために物事をやらなければいけないということは常日ごろから言 ってるつもりでございます。

それから、顔が広いから新しいパイプの構築の必要はないと。決してそういう言い方はした覚えはございませんし、衆議院、参議院をみんな知ってるわけでもありません。政府の役人さんを みんな知ってるわけでもありません。

ただし、自分にとってつながりある人は知ってるつもりも当然ございます。そういう意味での ことでございます。顔が広ければ就職活動のお願いをという話がありましたが、そういう斡旋を するような時代ではないというふうに私は思っております。 さらに、大浦副市長の昼ケ浦の桟橋の件を、そのときのフリップを出されて説明をする際に笑ったというお話がございましたけども、私は当然横にいますから、そのあたりよく見えませんしわかりませんが、笑った、それが昼ケ浦のそのことに対して笑っておるのであれば、今おっしゃられるような失礼な話とは思いますが、決してそういう意図はなかったと思いますし、私のほうから言わせていただくならば、小宮議員の日ごろの発言のほうが人を揶揄するような発言のほうが多いんではないか(笑声)というふうに私は思っております。 (発言する者あり)

答弁に入ります。

あらかじめお断りいたしますが、多岐にわたる内容でございますので、若干長くなるかと思いますけども、それは御承知くださるようお願いいたします。

1点目の事業仕分けについては、先ほどの質問の中で結構だということですので、それはしときますが、2点目の政策補佐官と副市長を1人をそれぞれ1人ずつ廃止して2,000万円の経費を浮かしてはどうか。それを高齢者のバス、もしくは市独自の雇用対策に充ててはどうかというお話でございますが、まずもってその2,000万というお話ですが、それはお調べになったかどうかわかりませんけども、私が知ってる範囲では副市長と政策補佐官の年間の職務給は1,378万9,000円と、2人でということですので、市民がお間違いのないように2,000万もらっているというふうに思われないように、私もきちんと伝えたいと思っております。

以後、そういうことで御質問いただければと思います。

浮いた財源で70歳以上の高齢者バスを無料化してはどうかということですが、この件につきましては第3回の定例会でも同じように御質問があったかと思います。

地方分権の推進、地方自治の確立が求められているこの昨今において、議員がこれらの職務を 無駄と考えられていることが私は非常に残念でなりません。この補佐官の採用につきましても、 昨年の第3回の定例会で御質問をいただきましたときに御説明を申し上げたところであります。 当時の在籍されておられました議員の皆様には、御理解をいただいたものというふうに私は思っております。

私、この職につく前に多くの市民の方々の声を直接聞く機会がありました。対馬が思った以上 に、私が思ってた以上に、当時、疲弊をしていて、希望の持てない島になりつつあることを危惧 いたしました。

これではいけないと考え、市長就任後、直ちに市役所の組織改正を行い、対馬市にとって喫緊の課題である「地域の再生、まちづくり」に即応した「地域再生推進本部」を創設、そして観光交流や物産開発・流通への取り組みとして「観光物産推進本部」を創設をいたしたところであります。

そうした中で、トップマネージメントの強化・再構築のためにリーダーとなって牽引していた だける人材をと考えたときに、信望も厚く、長年の卓越した行政経験から私の考えを理解し、片 腕となってくれる人材が必要であります。

政策補佐官には地域再生推進本部長として、着実に成果を上げていただいておりますし、職員 の人材育成にも尽力いただいております。対馬市の礎を築いていくうえで、必要であることを御 理解くださるようお願いいたします。

次に副市長の件でございますが、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、国と地方の役割分担の見直しや国の関与、言い換えれば国庫補助負担金の廃止や縮小を余儀なくされました。

地方自治法の改正で、翌19年4月に従前の助役制度から副市長制度へと移行された際に、副 市長の職責についても重要な権限が付与されたところです。

従前は、市長の補佐及び職員の事務の監督、市長の職務代理が主な職務でありましたが、国と地方の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係への様変わりし、副市長の職務に政策、企画を司ることが加わりました。具体的には、市長にかわって業務の詳細について検討を行ったり、政策の企画立案を行うなど市長から委任を受けた事案についての決定や処理を担っておるところであります。

地方自治を運営・遂行していくうえで問題も山積しており、業務が多岐に及んでいるため、副 市長を2人とし、担当分野を定めて職務にあたってもらっております。いずれの職においても、 市民が豊かで暮らしやすいまちづくり、市民の幸せに直結するまちづくりを英知を結集するとと もに寸暇を惜しんで日々尽力していただいておりますので、副市長2人制への御理解と御支援を 賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、高齢者のバス無料化につきましては、本年第3回定例会において議員の 一般質問に回答したとおりでありますので、ここでは割愛させていただきます。

なお、雇用対策につきましては緊急雇用、それからふるさと雇用の制度を活用し、今までに94名の雇用を実現しているところでございます。そういう意味において、今後も雇用の分野を一生懸命取り組んでいきたいというふうには考えております。

次に、駐車場の使用に関する件につきましては、これも先の6月定例会におきまして三山議員の一般質問の際に答弁させていただいておりますが、民間より借り受けている駐車場は現在、本庁が2カ所、豊玉地域活性化センターが3カ所でございまして、いずれも合併に伴う職員の異動等により庁舎敷地の駐車スペースが手狭となったことから、近隣の土地を借り受け使用しているものであります。

駐車場内は、職員用駐車場のほかに公用車や来客用駐車場として使用しております。駐車場の

使用料につきましては、場所によって契約内容は異なりますが、本庁分が年間488万5,500円、 豊玉地域活性化センターが年間119万7,000円の計608万2,500円でございます。

議員御指摘の賃貸駐車場を解約することについての御質問でございますが、現在、庁舎敷地内の駐車場には職員用駐車場のほか、公用車や商工会、福祉協議会等の関係車両や来客用駐車場など相当数の駐車スペースが必要となっておりますことから、特に本庁及び豊玉地域活性化センターについては先ほど申しましたように、庁舎駐車場だけでは物理的に賄えない状況でございます。

職員用駐車場の割り当てにつきましては、2キロ以上の職員、嘱託職員等に限り使用を許可しているところでありまして、今後も適正な配置により効率的な運用に努めてまいる所存でございますので御理解いただきたいと思います。

次に、職員駐車場を有料化することについての御質問でございますが、現在、対馬市職員が出勤時に使用する自動車の駐車場は市が確保し、職員に無償で使用させている状況でありますが、本市においては特に職員の居住地や勤務地により通勤事情等がさまざまであり、公共交通機関も少ないことから、遠距離通勤者や公共交通機関の利用不便者にとってはどうしてもマイカーを使用せざるを得ない状況にあります。

このため、職員駐車場はこのように公共交通機関を使って通勤できない職員あるいは公共交通 機関を使った場合通勤に著しく支障が生じる職員のために、職員の能率的運営や福利厚生の充実 を図ることを目的として使用しているものですので、利用料については徴収しておりません。

仮に、利用料を徴収するということになりますと、本庁や各地域活性化センターのみに限らず、 出先や消防署、教育機関等に勤務するすべての職員が対象となります。駐車料金の徴収につきま しては、種々検討しなければならない事項が多くございます。

県下各地の状況を見ますと、長崎市や大村市などといった交通機関が発達しているところについては一部減免規定などを設け有料化しているところもあるようでございます。

本市においては、有料化しているところとは交通事情も大分異なりますので、現在のところ、 職員駐車場の有料化についての考えはございません。今後、ほかの自治体の状況等も見据え、必 要な場合においては検討してみたいというふうに考えております。

次に、指定管理者の選定について、公平・公正に実施されているのかということ、イエス・ ノーで結構ですということですので、公平・公正に実施をしております。

次に、湯多里ランドの件がございましたが、この件につきましては議員御承知のとおり、先般、 平成21年9月15日に開催しました議員全員協議会におきまして対馬市温泉施設「湯多里ランドつしま」の指定管理についての提案及び提案理由、経緯を踏まえてのまとめを報告し議員各位 の御意見を伺ったところであります。 説明では、平成17年7月5日から平成22年3月31日までの5年間、対馬市長と社会福祉 法人「米寿会」との間で対馬市温泉施設「湯多里ランドつしま」の管理運営に関する協定書を締結しておりましたが、平成22年3月末で指定管理者指定の基本協定が終了いたします。

今後、バイオマスチップボイラーの整備及び指定管理料等をあわせ市民のニーズにこたえたと きに、温泉施設のままで今後、管理運営ができるかどうか検討する必要があると思われます。

1つの方向付けとして、「来年度1年間休止し、市民のニーズに合った施設とは何なのか」を検討する時期が必要と考えます。

また、あわせて今後、専門有識者、学識経験者等による検討委員会を設置した中で大いに検討 していただき、最善の考えを得ることが重要と思われますということで、議員全員協議会で説明 をさせていただきました。

協議の結果、「来年度以降も休止することなく、今年度もまだ半年あるから、議会としてはバイオマスチップボイラーの帰属や所有権等を明らかにするよう、現在の指定管理者と年内解決をめどに協議していただきたい」という議員全員協議会での意見を受け、これまで3回にわたって社会福祉法人「米寿会」との協議を重ねてまいりました。

まず、「米寿会」が主張するバイオマスチップボイラーの帰属・所有権についてですが、平成 17年10月17日付社会福祉法人「米寿会」から当時の対馬市長に対し、湯多里ランドつしま の熱源変更に伴うバイオマスチップボイラー及びボイラー建屋取りつけ道路の設置場所に係る公 有財産貸付申請書が提出されております。この件につきましては、平成21年10月28日の平 成20年度一般会計決算審査特別委員会におきましての議員の質問に対して、美津島地域活性化 センター部長の阿比留が、その許可に対しましての許可条件等もあわせて答弁をしています。

また、その際に議員の皆様には許可書の写しを配付させていただき、納得いただいたものと聞き及んでおります。

その結果、バイオマスチップボイラーの帰属・所有権については、これまでの3回にわたる協議の結果、申請者であります社会福祉法人「米寿会」の所有と明言できるかと思います。

次に配管についてですが、対馬市温泉施設「湯多里ランドつしま」の管理運営に関する協定書につきましては、平成17年度から平成22年度までの5カ年間であります。これまでの3回にわたる協議の中においても、当初の契約金額であります指定管理料の2,625万円の中にバイオマスチップボイラーとか、配管の設備費が入っているとか入っていないとか論議がまだまだされておりますが、「米寿会としては配管工事に関する支出は委託料からは全くしておらず、むしろ借入金から支出している」という答弁であります。

以上のことから、社会福祉法人「米寿会」としては配管施設すべての所有権は当法人のもので あるとの主張であります。 しかしながら、配管に対しましては帰属財産がいまだはっきりとしておりません。このような 状況にありますが、今後の方向性として、1つには「現在のバイオマスチップボイラー施設を減 価償却を考慮し、市が買い取る。」2つ目には、今後においても「米寿会」を指定管理者とする。 3つ目に、現バイオマスチップボイラー施設をすべて撤去し、新たに市が建設する。4つ目に、 従前の灯油ボイラーに切りかえるという、幾つかの選択肢の中から最善の方向性を見い出してい くことになろうかと思われます。

例えば市が新たに施設を整備することとなりますと工事の期間等が想定されますので、継続した営業は微妙なところであると思われます。

いずれにしましても、どのような方法がよいのか、市としての方針を明確にし、米寿会との最終的な協議を行い、早急に結論を出したいと思っておりますので御理解くださるようお願いいたします。

最後に、在日アメリカ軍普天間飛行場の移設を対馬への施設を要望する考えはないかという御 質問でございます。

誤解のないように最初に申しときますが、そういった気持は毛頭ございません。

現在、日本国内には米軍関連の施設が134もあり、うち米軍専用施設が85施設あります。 長崎県にも佐世保基地を始め13もの施設が存在します。アメリカ軍基地が日本国内から減少すれば軍事的抑止力が低下し、近隣諸外国による領土侵犯や内政干渉が激しくなる可能性があるほか、安全保障問題が懸念されます。

基地移転問題は、普天間基地を抱える宜野湾市や沖縄県だけの問題ではなく、日本国としての 重大な外交問題であります。新政権のもとで、解決に向けて慎重に協議を重ねているところであ りますので、必ずやいずれかの解決をしていただけるものと思っております。

そういった国とアメリカ国の政府間の今協議が進められておる情勢でありますので、それを見 守っていきたいというふうな考えであります。

- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 冒頭の大浦副市長の話なんですけどね、まあ、市長の話ですと、 昼ケ浦の話のときにそういうふうに、あのときに笑っておったならばそれはできないけどもとい う話でしたよね。

逆に考えるとですよ、私がその話をしておるときに、こうして話していたんですから、そして ほかのことを考えて笑うんですから、私の話は全く聞いてないということなんですよ。そして、 ほかのことを考えながら笑ったんだから、悪質ですよ、こういうものは。ほかのことを考えて笑 うんだから。だから、それに対しては対処が要るんじゃないかというお願いをしております。

それとね、先ほど「小宮議員は人を揶揄する」という話をしましたが、私はそういう記憶は一

切ないんですがねえ。もし、この議場でそういうことがあったならば、いつ、しかじか何を言ったかをお願いしたいと思いますよ。先にそれをひとつ。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** いつの話かという話がありましたが、いつあの部分だと云うまでもないというふうに私は思っております。

それと、大浦副市長の件でございますが、そのタイミングで別の件で笑ったという本人の話で ございますが、解任に値するとは決して思いません。

- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) まあ、人のそれぞれのとらえ方ですけどね、私は解任に値する と思ってます。

では、本題に入らせていただきますが、順番が逆になりますけどね、この政策について、先に お願いしたいと思います。

この指定管理の分ですね、第1項目の指定管理者の選定は公平に行われたのかということ、行われたんでしょうね、うん。

この指定管理者の条例なんですがね、3条に公募できる資格があるんですがね、その中には「法人、その他の団体」とあるんですが、この法人というのはどういう範囲までの法人なんでしょうかね。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** 具体的には、どの法人だということまではうたっておりませんけども、 法人と名前のつく法人、企業の法人もあるでしょう。三セクもあるでしょう。福祉法人もあるで しょう。そういうあらゆる法人だというふうに理解をいたしております。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) では、その法人というのは福祉法人でもあり、普通の一般会社 も法人ですから、両方含めたものということでいいんですよね。わかりました。

この福祉法人、これは利益を得る団体じゃないんですが、決め方としてはですね、まず福祉法 による第1種福祉事業、第2種福祉事業がございますが、主に第1種福祉事業をもとにしての認 可の法人なんですよ。

このような法人が例えば市の建物の管理委託とか、そういうふうなことに参加をしておるわけですが、この参加をする根拠というのは本来ならば、こういう法人というのは国、県から補助をいただいて厚く保護されておるんですよ。法人、こういうのはですね。どういう、その根拠において、こういうふうな一般の管理業務に参加することができるのかということを。

〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。

- **○副市長(大浦 義光君)** どうして参加できるかというんじゃなくて、条例の中で法人、その他の団体については指定管理として申請することができますといううたい込みですから、そこの中でこの法人とこの法人については、指定管理から該当しませんということにはならない。あらゆる法人、その他の団体が指定管理として申請することは可能だというふうに思っております。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 私の言い方が悪かったですね。福祉法人という団体があって、何でもできるわけじゃないわけですから、すべてのものについて。例えば一般工事に参加することができないじゃないですか。そういうきまりがあるわけだから、なぜ、そういう管理委託をすることができるのか、どのような根拠がどういうふうな条例にうたってあるのかということをお尋ねしてます。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** 福祉法人がそういう管理運営の仕事に携わってはいけない、その収益 事業に、その管理運営の指定管理者と収益事業の委託管理はだめですよということにはなってな いと、私は理解をいたしております。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) まあ、平成12年ぐらいに、法の改正をされておるんですね。 そのときに、公益事業、収益事業に福祉法人としてはある一定の範囲内では参加をすることが、 そのときに条例化されておるんですよ。それは、副市長、26条でそういうふうにうたってあります。だから参加できるんですよ。そして、参加をする法人として、ということは民間も、福祉法人も一緒の土台に乗るわけですよね、一緒の土台に。その中で公平性をうたっていかなければいけないわけですよ。

では、公正公平というのは、まあ市の条例、あらゆる条例で公平さがうたわれなければいけなんですが、例えばこういうふうな市の持つ施設の管理委託、これについては民間の会社の募集もありますよね。前回もかなりありました。そして、その福祉法人もあるわけですよね。対等にやっていかないといけない。じゃあ、例えば政治倫理条例1個取っても、その建設会社は何でも参入できるわけだから、このものについては、じゃあ建設会社の参入については政治倫理条例がかかりますよと。で、もう一方の福祉については、企業という観念から政治倫理条例にはかからないということは、不公平がそこに生じていると思うんですよね。その辺はどうなんですか。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** 金曜日もそのことで小宮議員ほうから質問がありました。うちの条例 に定めておる企業のとらえ方については、先日説明したとおりで、うちが指定管理の条例に定め ておる企業には、福祉法人は該当しないということで説明しましたから、そのことも今も変わっ

てはおりません。

- ○議員(10番 小宮 教義君) そこで不公正が生じてませんか。一方は政治倫理条例が生かされて、一方は生かされないということになるわけでしょう。その辺の見解はどうなんですか。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** 民間の土木の請負業者は、当然企業ですから、企業のとらえ方を指定管理の条例の中でうたい込んでいるんですから、それは仕方ないと。福祉法人は企業のとらえ方をこちらはしてませんから、当然建設事業の企業と福祉法人とは当然違う取り扱いをすべきだと思ってます。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 福祉法人も、今は収益事業ができるわけですよ。利益を得るためにできるわけですよ。そして、それと一般とのそういうふうな政治倫理条例の問題が発生した場合には、やっぱり公平性を保たんといかんと思うんですが、そのためには、この政治倫理条例、これの改正が必要だと思うんですがね。その辺の見解はどうなんでしょうかね。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 今、政治倫理条例の改正をというお話でございますが、この政治倫理条例の始まりは、議員発議で始まったものでございます。議員の皆様で十分に考えていただければというふうに思います。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) あの、今回はその指定管理者の件ですから、指定管理者を決めるのは市が決めるわけですよ。そういった意味じゃあ、市のほうが改正をされたほうがいいと思います。そして、もし、まあ私、まあ市長も忙しいでしょうから、私なりにこの改正案をつくってきとるんですよ。これが、あっ──ちょっと待ってくださいね。資料どっかいった。そういうふうな指定管理者を、他の公共団体もそうなんですが、同じような条例が結構あるんですよね。他の地方公共団体も、この指定管理者については、指定管理者の条例じゃなくて、政治倫理条例の中に入って来てます。私どもの今の政治倫理条例、これにはそれがございません。

それで、今の政治倫理条例の5条がそのいう企業の分に入っとるんですよね、企業云々とうたってあります。その下に、2条を加えるだけでいいんですよ。だから、6条、7条を追加する、この案を。まあ議会で出せというならば出しますよ、いいですか。これは、第7条、あっすみません、第6条からでした。申しわけない。5条がそれ、6、7が追加ですからね。第6条対馬市倫理条例改正案ですけど、「指定管理者の指定に関する遵守事項」第6条、赤で書いとる分が追加の分ですよ。「前条第1項に規定する企業及び議員、市長等、若しくはその配偶者、若しくは1親等及び2親等以内の親族が役員をしている団体は、地方自治法244条の2の第3項に規定

する指定管理者とならないように努めなければならない」ですね。これは、したらいけませんよということですよ。さらに、これは第7条ですね。これも追加の分ですよ。「福祉法人等の役員の就任に関する遵守事項」第7条、追加ですね。「議員は、市から補助金等」補助金というのは、対馬市補助金の交付規則ですね、平成16年に制定された分ですよ。「の交付を受ける社会福祉法人、学校法人、NPO法人、その他の法人について、報酬を受領する役員に就任しないように努めなければならない」と。この6条、そして7条を追加することによって、先ほど言った同じ土台に乗ることができるわけですよね。どうでしょうかね。こういうのを、これ指定管理者は市が決めることですから、条例制定というのはありませんか。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- ○副市長(大浦 義光君) 先ほどから市長も答弁しましたし、先日も私が答弁したんですけども、この条例は議員が発議をしてつくった条例ですから、それを理事者側がそこの一部を改正をすると、その小宮議員が言われるように、指定管理者との理屈が少しあってないという部分は全然わからんじゃないんですけど、そういう気持ちがあれば、議員が発議した条例ですから、議員が皆さんで協議をされて、この部分はこう改正をしたいということであれば、皆さんで協議をされればいいんじゃないかなと私は思います。
- O議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 議員の発議であろうが、理事者が出したものであろうが、法は法なんですからね。そして、この中でうたってあるように、議員だけの、議員だけの条例じゃないんですよ。議員、市長も入っとるんですからね、市長等というのは教育長も入るでしょう。お互いに入ったものなんですよ。その中だから、特に指定管理者というのは市が決めることだから、これは自然と、だれが考えても市のほうが出すと思いますけどね。出さんと言うなら仕方がない。改正しないんでしょう。ねえ、今の答弁だと。それはもう仕方がない、議会でこの訂正事項を加えるほか仕方ないと思いますが。まあ、それは、まだ会期まで時間ありますから、皆さんで協議したいと思います。

それと、例のこの湯多里ランド問題。先ほどの市長の答弁ですと、まあ全協のときも話したように、1年間は、その、まあ調査をしてみようという話でしたよね、検討期間をつくって。しかし、よく考えていただきたいのは、市長が答弁の中でありましたように、このバイオマスボイラーとか、そのそれに附属する屋根とか、そういうのは毎年、毎年その借地の更新をしているんですよ、更新を。そのときに状況はわかるわけですから、そのときに、交渉するんですから、毎年毎年印鑑を押すんですよ、ぱっと。そのときに状況はわかるし、さらにこの分については来年の3月で切れることも重々わかっとるわけじゃないですか。そのときに、更新をしたときによ。そのときに書類が回るんだから。市長はいつか、私が一般質問のとき、NUMOの処分場の話を

したときに、政策が間違っとるんだと、国の政策が間違っとる。なぜかと言うと、昭和38年に原子の火がついたときに、ついたときに既に処分まで考えるべきじゃないかと話されましたよね。だから国策間違っとるという話でしたよね。これも同様で、印鑑を押したその時点で、物がどう流れるかは自然とわかるんじゃないですか。その辺はどうなんですかね。事務的なミスがあったんですか。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- ○副市長(大浦 義光君) 私のほうから答弁したいと思うんですが、当初17年に申請があって 許可を出したということ、先ほど市長答弁をいたしました。当然そのときには上まで決裁があっ てる。毎年それを更新をいたしておる。まあ、事務的な処理ミスとは言いませんけども、途中か ら決裁が担当部長で、美津島で終わってることがありました。こちらのほうまで、そのことがあ ってたということまでには気がつかなかった。だから、まあ決裁区分の問題があると思うんです けども、財部市長になってからも確かに更新はいたしておりますけども、市長決裁ではなくて、 部長決裁ということで処理をしたということでございます。御理解を願いたいと思います。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) この施設は、まあ日本の方もたくさん使われるけども、韓国の方もたくさん使われるんですよ。小川さんの一般質問にもありましたが、約7万から8万の方がずっと使われるんですよ、この施設を。そうして、仮に1年間休止をするということであれば、配管関係の問題があると言われるが、配管というのは水を止めれば約3カ月、4カ月で、特に塩分を含んでおれば使えなくなるんですよ。今の考えですと、来年の予算、予算にも一切計上しないってことなんですか、当初予算にも。継続という意味での予算計上はどうなんですか。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 先ほどの私の答弁から、来年度の予算計上しないのかという、決してそういうことは申し上げたつもりは全くありません。幾つかの選択肢があるんではないかという話をさせていただきました。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) ああ、それで安心しましたが、できればそういうふうな厳しい 状況ですから、3カ月止めれば配管がだめになるということであれば、現状の予算付けぐらいで 来年度もやるという意思のもとに予算付けをしとかなければ、すぐ対応できないじゃないですか。 そういった意味での予算付けはどうでしょうかね。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 早急に私どもも方針を出したいと思っております。先ほどの選択肢、 4つ以外にもまた出て来るかもしれませんが、そういう中で市民の皆さんにとって、本当でより

よい方向を探していきたいというふうに思います。

- 〇議長(作元 義文君) 最後です。10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 最後、はい。いっぱい上げとったもんで、時間が足りんごとなりましたけど、最後に、最後いいですかね。この普天間基地の問題なんですけども、なぜ私がそう言うかというと、もう、この対馬は大変じゃないですか。ほんともう来週、再来週、来年はどうしようかという人が多いんですよ。そうなると、市長が言われるように、企業誘致も大事かもしれんが、まずもって人が増えることをしなければいけない。そのためには、国策しかないんですよ。だから、そのやる気はないと言われるけども、お願いをして、だめでもともとですよ。もしかしたら、「じゃあ、そうか、そんならほかのこれもあるんじゃないか」という話になるかもしれません。まず、土台に乗ることですよ。そうせんと、もういよいよだめになってしまいますよ。ぜひ努力していただきたいと思いますがね。答弁要りません。(笑声)
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) この問題でございますが、小宮議員もすっかりもう勉強してあるから御存じだと思いますが、1952年から2007年までの56年間に、この間に、アメリカ軍が起こした事件、事故、この件数は20万件です。そして、巻き込まれて死亡した日本人の数は1,000名を超えております。そういうふうな状況もあるということも十分に認識をしていただければと思っております。
- O議長(作元 義文君)
 以上で、小宮教義君の質問は終わりました。

 O議長(作元 義文君)
 開会を2時5分から。暫時、休憩します。

 午後1時52分休憩

 午後2時05分再開

〇議長(作元 義文君) 再開します。

報告します。齋藤久光君から早退の届け出があっております。

次に、14番、糸瀬一彦君。

○議員(14番 糸瀬 一彦君) どなたも大変お疲れさまです。質問に入ります前に、私の長年の懸案事項でありました諸案件が実現いたしましたので、まずお礼を申し上げたいと思います。まず、上対馬町の旧庁舎の解体、約7年がかりでやっと更地にできつつあります。また、両町の町民の悲願でありました火葬場、浄華苑の落成、それから国際ターミナルの補完工事、全島的に言いますならば、イノシシ対策の早急な取り組み、既に11月末現在で2,100頭、特別対策で148頭らしい、それぐらいの捕獲があっておるそうであります。まあ、上対馬、上県町に

いいますならば60頭ぐらいが捕獲された、そのように聞いております。このように、大変ありがたいことだと思って、市長ほか部課長の職員の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

また、そして、今回の補正予算では、比田勝、鰐浦方面の周回バスの予算も計上していただい ておりますので、地域住民の意向実現のために御尽力をほんとに感謝したいと思っております。 あわせて、最後にお願いができれば、高校生の通学バスも実現していただければこの上ない喜び であります。

それでは、本来の通告に移りたいと思います。まあ、市長、市政発展のために連日御苦労さまであります。特に政権交代後における目まぐるしい国政の変化、まずは百年に一度と言われました世界的恐慌における緊急経済対策の第1次補正予算での約3兆円の執行停止分による市政に対する直接影響する分野、いわゆる1次補正の分でどのような影響があらわれたのか。

また、22年度予算編成で、現在では95兆の巨額な数字を出ております。それから、同僚議員のほうからもありましたが、事業仕分けの名目で447事業を対象に事業仕分け委員、またそれなりの専門家、学者、一般の人を交えて廃止、見直し、縮小、精力的に実施されましたことは非常に新鮮に見えましたし、魅力的に見えました。また、全国知事会また市長会、各界、各層の専門家から、国民から評価と批判が出ております。

つい先日、5日ですか、大規模な第2次補正ということで閣議決定がなされる予定でありましたけど、7兆から8兆円でしょうか。きょう決まるんでしょうか、決まらないんでしょうか。まあ非常に指揮官がどこにおられるか、私も非常に目まぐるしい時代だなというような思いを持っております。

これから先、補正予算では、もし、きょうのニュースでは7兆1,000億ということでありましたが、総理のほうは補正予算にしましても「コンクリートから人へ」ということであります。もし雇用対策、エコ対策、環境、福祉、それから最後になりますが地方自治体に向けて大幅な1兆1,000億ぐらいの補正を組みたいと、こういうニュースが流れておりますけど、対馬市においては、病院の問題、離島航路運賃低廉化の問題、また継続的な公共事業がどのような見通しになるのか、市民一般の大変な関心事であると私は思っております。

それから、先ほど同僚議員からもありましたように、第1次、2次、3次産業、非常に対馬は 疲弊をしております。特に公共事業で社会に貢献されてきた事業主の皆さん方は、鳩山政権下で 「コンクリートから人へ」と、このようなキャッチフレーズでありますが、対馬の場合に、これ からどのような方向で企業努力をすればよいか、大変な関心事と私は考えております。

新しい情報を踏まえて、現在市長が掌握してある範囲で結構ですから、わかりやすく説明をお願いできればと思っております。また、私がいろいろと考えるに、一向に明るい兆しが見えない。唯一上対馬地区で、急速冷凍CASの誘致で、もし順調にいくようであれば十五、六人ですか、

雇用が発生する。これは本当に真新しい事業ですけど、これにも早速協力をいただきまして大変 感謝を申し上げます。

このような状況下で、来年度の当初予算が組めるのかどうなのか。私も行政におった人間として、非常に心配をしておりますけど、市長の考え方を聞かせていただければと思います。大変質問の問題が中央に関係あるようなことですけど、県政にも、市政にも、直接興味がありますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 糸瀬議員の御質問に答えさせていただきます。

まあ、話がある意味大きい話になるんですが、今8月30日のこの政権交代が起きた後、まさしく日本は新しい時代への生みの苦しみの時期なのかなというふうに感じております。そういう中で、平成21年度の1次補正のうち、3兆円を執行停止をされたという、まあ1次補正を、まあある意味扱ったというところから、どういう影響が出て来たのかというお話ですが、この1次補正の予算見直しの影響で、少なくとも病院の再生基金の金額というものが、交付金の金額が、私ども最初に企業団のほうから聞いておりましたのは30億という話を、対馬に30億という話を聞いておりました。それから、10月2日には離島に、離島枠で100億話がありまして、離島含めて、それで対馬に53億円だったと思いますが、そういうふうになりました。で、まだ1次補正が扱われてない段階でしたけども、53億という話になって、結果10月の、それから1週間ぐらい後だったと思いますけども、結果的に第2次救急医療圏の1単位で20、今度5億円というふうに抑えられ、さらにそのうち対馬で使える金は20億円と、ぐらいだろうというふうなお話で、ころころ変わってまいりました。まさしくこの1次補正の3兆円の執行停止等の見直しによって、対馬は今翻弄されているなあというふうな思いでおります。

まあ、端的に言いますと、そういうところの影響がもろに今出てるというふうな状況です。一時は53億円という金額が入るということになりますと、ほとんどとは言いませんけども、結構な金額が交付金ということで大変助かるなあというふうに思っておりましたが、20億円以下となると、また考え直しもせんといかんのかなとか思ったり、今困っておるような状況であります。

2次補正の今後っていいますか、まだ政府のほうも固まってないようですし、8日には1つの 方向を出したいというふうな話も出ておりましたけども、7.1兆円にするのか、8兆円にする のか、それ以上にするのかっていう結論が全く見えない状況であります。そういう中において、 対馬市はどういうふうに対応していくのかというお話ですが、まだ全体が見えないということが あります。それから、コンクリートから人へというふうな方向性というのも当然あろうかと思い ますし、国民新党の亀井党首は、「地方へ相当のお金を流さんと、地方が元気出ないよ」という 話もあっておりますけども、それがしっかりと決まった後考えていきたいと思いますけども、今 喫緊の課題等がたくさんありますので、そのあたりでどこに一番最初に物事を組み立てていけば 対馬にとってよいのかということをしっかり考えて、予算付けはしていきたいというふうに思っ ております。

先ほどの質問の中でCASのお話がございました。私自身も大変期待しておりまして、私どもに提出していただいておる事業計画の中では、確か雇用は25名ということでお聞きをしております。先立って、安全祈願祭等があって、今基礎づくりに取りかかってあるというふうに思っておりますし、既にお二方でしたかね、新規に対馬の方が採用されて、一生懸命に今働き出してあると。男性の方でしたけども、そういう状況だというふうに思っております。

それと、今混迷するこの国の、国政の中で、ほんとどのように来年度予算を組み立てればよいのかという話なんですけども、これは市長会においていろんな要望項目を決める際に、私のほうからこれ発言させていただきましたが、来年度予算が組めんから、早く国は来年度の姿を見せてもらわんば困ると。それを緊急アピールとして出そうじゃないかという話を、9月でしたか、市長会で話をさせていただきました。で、結果、この11月20日でしたか、市長会、議長会で県選出の国会議員の方と、すべての国会議員の方と東京で会う機会がございましたけども、その際も通常の要望項目とは別個に「第一」としてその緊急アピールといいますか、それを国会議員に対して気持ちを伝えたところであります。

今の状況でいきますと、さあ、予算編成どうなるのかなあと思っておりますし、県のほうの動向も見えない、県も来年度2月ですか、県知事選挙があるように聞いておりますが、そういう中で骨格予算で走るんではないかと。そういう中で、まして混迷するこの国政の状況を考えますと、市としましても、もしかしてそういうふうな予算の組み方をせざるを得ない状況にも陥るんではないかと。それが国政の方向性がいつ出るかということも十分、それにも関連はしてきますけども、大変私どもも今正直言って困惑し、困っている状態であります。早急に方向性を出していただきたいと思いますし、事業仕分けの中でも来年の予算見送りとか、いろんな表現で方向性が出されておりましたけども、それが実際問題、来年の国の予算にどのように反映していくのかというのもまだ見えない状況でありますので、軽々に発言はできない部分はありますが、どうか早急に国の来年度の方向性が見えることを、私自身は願ってやみません。

以上でございます。

- 〇議長(作元 義文君) 14番、糸瀬一彦君。
- ○議員(14番 糸瀬 一彦君) やはり、私も大変危惧しておりますけど、まあ市長の答弁の中にありますように、お先が見えにくいと、確かだろうと私も思います。私も毎日こう長崎新聞の記事を見ながら、今、先ほども言いましたように、税収は来年は38兆ぐらいと。それから国債の44兆円を上回ってはやらないと。いわゆる82兆円の中でということに収まるであろうと思

っておりますけど、市長、わしらの話では埋蔵金は霞ケ関にあるのかどうなのかわかっておりませんけど、このごろ新聞で、大分埋蔵金が出て来たような気がしております。そうすると、91兆円の予算になるのかなというのが昨今のニュースじゃないかと思っております。ただ、幸いに、先ほどもお話ししましたように、地方に厚くということでございますので、交付税は伸びるかなと、こんな思いですけど、そこら辺はどうでしょうか。原口さんに期待をかけてあるわけでしょうか。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- 〇市長(財部 能成君) 国の予算がどこに落ち着くのか、全く私もわかりません。しかし、あま り緊縮財政をこのまま取っていった場合、財政出動を今願われているこのデフレの中で、あまり にもちっちゃい予算を組むというのは国もどうかなというふうにも思います。どこかで思い切っ た策を取らないと沈没しかねんなというふうに思っておりますので、そのあたりは91兆といわ ず、まあもっといいのかなとは、私自身は思いますが、いかんせん全体の借金が860兆、 70兆というふうな状況でございますので、そのあたりを、で、今度はインフレの問題等もあり ましょうし、国債の信用の低下とか、いろんな問題を引き起こすことになると思いますので、そ のあたりのマクロの部分も十分に見定めてもらって、物事を決めていただければと思っておりま す。それについては、私どもの仕事ではありませんので、プロの方にお任せしたいと思いますが、 私ども、この対馬市のような脆弱な財政基盤の地方自治体にとっては、糸瀬議員御承知のとおり、 地方交付税というものが頼みの綱でありますし、この動向によって、来年度の予算の組み方も大 きく変わろうと思っておりますので、先ほどおっしゃられた原口総務大臣が頑張っていただいて おりますので、期待したいと思っておりますが、しかし、地方交付税だけに依存するといつまで でもいけませんので、次なる方向性が見出せるような、最終的には予算の組み方も考えていかな いといけないというふうに思っております。まあそのあたりを御理解いただいて、来年度の予算 の組み方については、しっかりと、今から、国の動向をきちんと見定めながら、またその時期に お示ししたいと思います。
- 〇議長(作元 義文君) 14番、糸瀬一彦君。
- ○議員(14番 糸瀬 一彦君) まあ、いろいろ難しい話を、こう、するようにありますけど、とにもかくにも、地域住民の方は来春どうなるのかと。この、先ほど小宮議員の話にもありましたように、年が越せるかどうかというような、緊迫したそういう状況下にあろうと私も思っております。公共事業においてもそうだと思いますし、病院の問題でも、市長言われましたように、20億になっても先に進めざるを得ないと。これは、医師確保の問題から、いろんな状況を見たときには、避けて通れない問題。だけど先が見えないと。それから、これから先に公共事業であれば、今まではある程度継続とか、振興計画とか、来年もこれぐらいの事業費が期待できるなあれば、今まではある程度継続とか、振興計画とか、来年もこれぐらいの事業費が期待できるなあ。

という、そこら辺がありましたけど、今ではそれも期待ができない。これがエコのほうに変わっていくのか、福祉のほうに変わっていくのか、環境のほうに変わっていくのか、そこら辺も非常に興味深いところだと思いますけど、答弁の中にありますように、まだまだ釈然としない。だけど、国のほうでは言われておりますように、非常にスピート感がないと言われております。ただ、唯一私が長崎新聞を見て、これが12月2日の新聞ですけど、これは海洋基本法、御承知のとおりですね。これについては、いわゆる排他的経済水域の問題については、また国域ですか、これに真剣に取り組みたいと。そしてまた、海洋資源開発の拠点整備や希少な動植物の多い離島の自然環境の保全策も真剣に取り組んでいきたいと、総理そのものが発言をしてあるわけですから、この点では多少なりとも離島、対馬には、少しはいい風が吹いて来るかなという期待を持っておりますけど、市長はどういうふうに受けとめてありますでしょうか。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 海洋基本法に絡む今のお話でございますが、対馬の今後生きていく、もしくは対馬を再生させる、もしくはですよ、対馬の本来の立ち位置を考えたときに、この法律は大変有効な法律ではないかというふうに私自身は認識をしております。

で、そういう中で、実は9月24日でしたかね、ちょっと日にちははっきりしませんが、海洋基本法に絡む海洋保護区の設定という問題がございます。まあ、端的に言いますと、国立公園、国定公園等の特別保護地域の指定みたいなことになろうかと思いますけども、海だけではなくて、森から人里から海に至る、その関連していく、関連性を持たせたところでの海といいますか、そういう意味において、その海を守っていこうと、資源の枯渇を食いとめていこうじゃないかという目的で、保護区設定というものを、今、実は調査を既にしておるところでございます。今、収奪的漁法と言いますか、収奪的漁法を取り入れられることによって、今後対馬の周辺海域で資源の枯渇がどんどん進んでいくことを見逃すわけにはいけないと思っておりますし、対馬が生きていくためには、収奪的漁法を排除しなければいけないというふうに私自身は思っております。

そういう意味におきまして、従来型の漁法で、伝統漁法で生きていく部分だけを認めていくような保護区設定を、これから先模索していかないといけないというふうに思っておりますので、来年の10月に、実は名古屋のほうで、生物の多様性の国際会議っていうのが、正式名称ではございませんけども、ございます。これは、内閣府のほうが主導権を取って進めておりますけども、そのときに海洋保護区を持たない国はほとんどいない、先進国においてですね。そういう中で、来年度のその会議は、ホスト国でありながら海洋保護区を日本国が持たないでホスト国を務めることになることに関して、国のほうもいささかの、そして訪れるその参加者のほかの国も疑問を持っているというふうに聞いております。そういう中で、政府のほうが海洋保護区の設定を、思い切り日本の中でどこか設定をすればいいんですが、政府のほうも明治以降の漁業権と政府との

いろんな公有水面と漁業権との兼ね合いは、百数十年間ずっと戦って、政府がなかなか、ある意味アンタッチャブルな世界だったと思います。で、そういう面において、国のほうからその地域指定をするということは、どうも躊躇されているようにありますので、できれば来年の10月のその国際会議前までに、対馬市として海洋保護区の設定に向けて手を挙げていきたいなとも思っております。そのことによって、今まで百数十年収奪されておりました対馬近海周辺の資源が対馬漁民のものに戻ってくるというふうに私自身は感じておりますので、今事務方のほうで一生懸命取り組んでいただいておりますので、その行方を見守っていただければと思います。

- O議長(作元 義文君) 14番、糸瀬一彦君。
- ○議員(14番 糸瀬 一彦君) 50分使う必要も、私は思っておりませんので、とにかく年明けになるんでしょうか、あす決まれば第2次補正はわかりましょう。それから、95兆、91兆のやりとりもわかると思います。市民がどのような方向で希望とか、期待が持てるか、ある意味では骨格予算でも決まれば、市長のほうが早い時期に対馬島民にもこういう方向に予算付けができたよというような話ができる時期を、もしつかまれたら議会にも、それから、市民にも早目に知らせていただきたいと思いますけど、大丈夫でしょうかね。

それから、脇本議員の質問の中で、11月に内閣府に特区か何かわかりませんけど、これについてはもう少し私、補足説明が欲しいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。 その2点だけをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 11月12日に内閣府のほうに対馬市のほうから提案をさせていただいて、受け付けしていただいてる案件でございますが、その細かい内容につきましては、担当部長のほうから答弁させます。
- **〇議長(作元 義文君**) 政策補佐官兼地域再生推進本部長、松原敬行君。
- **〇政策補佐官兼地域再生推進本部長(松原 敬行君)** 私のほうから、特区、構造改革特別区域制度についてちょっと御説明いたします。

これは脇本議員のほうから話がありましたように、今回JR九州のビートルなりを比田勝に寄港させる、要するに、国際線に利用されておる船を国内線にも利用できないかという考え方でございます。世話人の方々も十分承知してあると思うんですけども、なぜ構造改革特区に提案なりしなければならないかということなんですね。非常にやっぱり問題が難しいと、普通の法律の中ではなかなかこの問題は解決をしていかないということから、この構造改革特区制度を利用して、そして、全国一律の規制の中から話題のものを対馬地域、あるいは比田勝地域については、規制緩和をかけていこうという考え方でございます。

現在、先ほど市長が申し上げましたように、11月の12日に窓口であります内閣府のほうに

提案をさせていただきました。申請ではございません。まず、第一段階ということで提案をさせていただきました。このことに対しまして今内閣府のほうでは、特に国際線を運航してる船舶を国内線に持っていくということになりますと、CIQ、財務省なり、厚生労働省、国交省、いろんな省庁が絡んできますので、そういったことで省庁間で論議があってるというふうに想像いたしております。

それで、いいか悪いか、私どもの提案をしております内容についての返事が来年の2月には出てまいるということになろうと思っております。そのことがもしオーケーですよということになってきますと、本来の構造改革特区申請を出していくという二段構えになります。その中で認可が下りてくるということになりますと、本格的にどういうことをしていくかということになってこうかと思いますので、しばらく時間がかかるのではなかろうかなというふうに思っております。ただ、特区として認められた場合につきましても、非常に国際線の船に国内線の方が一緒に混乗すると、乗り込むということについては、いろんな法律的な制約がありますので、かなり船の構造を、例えば、国際線の方と国内線の部類を分けてみたり、あるいは船の中は免税店になっておりますから、免税の点もありますから、そういったことを国内の方が利用する場合はどうなるのか、いろんな問題が特区が認められても、かなりのいろんな部分で解決すべき課題が多いのではなかろうかなというふうに思っております。

したがいまして、一応来年の2月に私どもが今提案しております内容がどういった形で国のほうから回答が来るかが、まず第一歩だというふうにとらえております。

- 〇議長(作元 義文君) 14番、糸瀬一彦君。
- ○議員(14番 糸瀬 一彦君) ありがとうございます。私、最後になりますけど、急速冷凍、 CASの問題ですけど、人数はちょっと私も記憶違いで申しわけなかったんですけど、二十四、 五名ということになれば、企業誘致も市長選挙公約の中に入っておりましたけど、非常に難しい 点もよくわかります。

わかりますが、何とか急速冷凍のCASを上対馬で成功させていただいて、第2、第3、対馬 は広うございますので、決して上だけで終わるんじゃなくて、成功できれば、中、下、こういう ことで進んでいただきたいと、このようなお願いをして私の質問は終わりたいと思います。大変 でしょうけど、ひとつ市民のためになお一層頑張っていただきたいと思っております。ありがと うございました。

 〇議長(作元 義文君)
 これで糸瀬一彦君の質問は終わります。

O議長(作元 義文君) 再開を2時50分からいたします。暫時休憩します。

午後2時39分休憩

.....

午後2時50分再開

〇議長(作元 義文君) 再開します。

次に、5番、山本輝昭君。

○議員(5番 山本 輝昭君) 5番議員の山本でございます。本日最後の質問者となりました。 皆様大変お疲れのこととは存じますが、しばらくの間よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

地方分権の進む中、自主財源に乏しい本市においては、交付税を始め、国・県の補助金等に依存した体質で、合併時における各町の公債費、公共施設、職員の数など構造的な問題を抱えており、平成17年度には行財政改革大綱が策定され、積極的に行財政の再建に取り組んでいることは十分認識し、理解をいたしております。

今回質問させていただくのは、合併特例法により合併算定替えの優遇措置があります交付税や合併特例債の活用も平成25年度までで、残り4年となりました。財政再建を行いながら大型事業でありました市街地再開発事業に続き、ケーブルテレビ事業等が今年度完了予定です。また、市長も来年度は任期の折り返しになります。平成22年度予算編成方針も各部各課に通知されているところですが、対馬市新市建設計画に基づき策定されました第1次対馬市総合計画及び各種計画の実施、進捗状況と、またその各種計画との整合性を図りながら均衡ある対馬市発展のためにこれまでの6年を検証し、今後の振興策、方向性について、次の4点について市長のお考えをお尋ねします。

まず1点目に、地域整備計画について、(1)番に、対馬市地域審議会の設置に関する条例に基づき、旧町単位に設置されております地域審議会に諮問された内容について、旧6町は、一部事務組合等広域的に行う事業と、一方では独自性を持ってまちづくりを行ってまいりました。地域審議会は合併により行政区域が拡大し、地域住民の意見が合併後の市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念され、市長の諮問に応じ意見を述べるとされています。市長がこれまで諮問された事項で委員が審議された内容、意見等についてお聞かせください。

(2)番目に、新市建設計画の基本方針では地域別整備方針の考え方、主要施策では主要事業がうたわれていますが、各事業の進捗状況、これ数値は難しいと思いますが、問題点について、持ち時間の関係で今回は北部地域の交通アクセスについて質問させていただき、他の事業については次の機会とさせていただきます。

先の9月定例会で比田勝~博多、厳原~博多航路を海の国道とみなし、航路を含む国県道路整備促進特別委員会が設置され、私も委員の一人となりました。議会閉会中に委員会が開催され、担当部であります地域再生推進本部、建設部並びに地方局より今後の整備計画の説明等を受けま

したが、厳原〜比田勝までのジェットフォイルの延伸については、採算面等から繁忙期以外の運航は現状では考えてないとの九郵の回答を再生本部より受けました。また、国道についても、平成22年度対馬市においては、新規計画の採択は難しいとの地方局の回答でした。市長としてこの現状をどのようにお考えか、お尋ねします。

また、市道西津屋線について、全体計画が6億6,000万で道路改良が始まり、17年度は1億2,000万の事業でしたが、18、19年度はそれぞれ1,400万、20、21年度はそれぞれ1,000万の事業費で、また今回の臨時交付金においても予算付けがなく、このままではいつ完成するかわかりません。今後予算の増額はできないか、あわせてお尋ねします。

2点目に、行財政改革について、(1)番に、定員適正化計画並びに中期財政計画の現状と今後の見通しについてですが、この件については、午前中の小川議員の質問と重複する部分がありますので、少しだけ質問させていただきます。

定員適正化計画については、計画目標以上の達成で、21年度に合併後初めて一般職が4月に7名、年度途中に5名、計12名の採用があり、22年度も計画では7名、採用案内では8名となっておりましたが、採用予定と聞いております。将来の対馬市職員の年齢構成等を考えたとき、適正化計画内の職員採用は必要と考えます。

そこで、本市の基幹産業である農林水産業の振興のために、今後一般職採用枠内においてでも 農林水産業に関する専門職の採用は設けられないか、またあわせて21年度採用は7名となって おりましたが、12名採用された理由についてお尋ねします。

財政につきましては、平成16年の地方債残高641億から、20年度決算では569億円に、また、財調、減債等基金高も改善され、今年度は基金繰り入れがなくなるとのお話がありまして、大変喜ばしいことだと思います。冒頭に申しましたように厳しい財政状況には変わりない中、合併特例債等を活用した今後のまちづくりについてお尋ねします。

(2)番目に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の今後の交付見込みについて、去る8月の衆議院選挙で民主党政権が誕生し、前政権が経済危機対策として地方に交付した臨時交付金のうち公共投資分として交付予定でありました約8億のうち4億程度が新政権ではまだ交付見込みが立たないとのことでありますが、9月の予算審議のとき質問いたしました消防上県出張所の移転について、公共投資交付金を活用して整備したいとのことでしたが、今後交付金が見込めない場合はどのような対応を考えてあるか、お尋ねします。

3点目に、公共施設の見直し計画について、小川議員と重複する部分がありますが、平成21年度から22年度までの公共施設見直し計画が21年10月に公表されています。その中で、「計画の実施に当たっては、地域住民の皆様に説明、協議を十分に行ったうえで取り組んでいく」とありますが、21年度当初予算に事業費が計上されながら説明、協議、周知もなく見直し

が行われた施設があるのではないか、これは仁田のプールのことですが、きょうは教育長にと思っておりましたが、教育委員長さんのほうにお願いいたします。

4点目に、公共料金について、水道料金については、合併時新市において調整するとされ、これまで旧厳原町と他の5町に使用料金に差がありますが、他の公共料金と同様に早急に統一する必要があるのではないか、お尋ねします。

合併時よりこれまで旧厳原町は企業会計で、他の5町は特別会計で事業、経営を行っておりますが、平成21年3月に策定された対馬市水道ビジョンでは、平成28年度までに事業、経営統合を見据えた料金の適正化を図るとされています。

ちなみに、現行の料金を、夫婦子供2人を標準世帯として月15トンとして試算してみました。 厳原町では、基本料金1,155円に超過料金1トン189円、5トンで945円、計2,100円 です。他の5町は、基本料金1,680円に超過料金1トン236円、5トンで1,180円、計 2,860円となります。月に760円の差があり、合併時16年度から統合予定の28年度当 初までに10万9,440円の使用料金に差が生じます。使用量が増えれば、ますます料金の差 は拡大します。料金統一にはいろいろ問題もあろうかと思いますが、公共料金である以上、速や かに是正し、統一する必要があるのではないか、お尋ねします。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 山本議員の御質問に答えさせていただきます。多岐にわたるもので、順不同になるかもしれませんが、その点は御了承ください。

まず、地域審議会に関することでございますが、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するためにこの地域審議会は置かれたもので、その事務に関しましては市長の諮問に応じてというふうになっております。また、必要に応じて意見を述べることとなっているのは御案内のとおりでございます。

これまでの審議会の諮問事項は、「対馬市総合計画基本構想案について」が、平成17年 10月にそれぞれの各地域審議会に諮問をいたしまして、同年の12月に答申された1件のみで あります。

審議会は平成16年度から今まで9回開催されておりますが、議事内容は、新市建設計画の執行状況というだけで、各年度の建設事業について御説明申し上げ、意見をちょうだいしているほか、地域活性化・生活対策臨時交付金、また地域マネージャー制度についても御説明いたしております。その他委員皆様との意見交換・意見聴取を行っているところです。

地域審議会の設置期間は平成26年3月31日まででありますが、今後地域の意見反映のため、審議事項についてのあり方を検討し、必要により答申や意見をいただくよう努めてまいりたいと

考えております。

次に、新市建設計画、各事業の進捗状況等の御質問でございますが、基本方針の中で、「創造的な産業と次世代の担い手を育むまち」など6項目及びゾーン整備の方向性が示され、主要施策につきましては、6項目の基本方針により、主要事業までが計上されておりますが、「例えば、何々地区の何々事業を何年までに、幾らで行う」といったような具体的な計上ではなく、割と一まとめにくくったような表現の事業がほとんどであり、なかなかその部分の進捗状況を数値等で示すことが困難な状況であります。

なお、新市の進むべき方向を、新市建設計画を踏まえ、より具体化したものが基本構想として 平成18年3月に策定されており、これら新市建設計画、基本構想に即し、総合的かつ計画的な 行政運営を図っている状況でございます。

現在、振興計画等もこれらの方針の区分に応じ、各部から提出させているところでありますので、ほとんどが計画に計上された事業の進捗に結びついているものと解釈をいたしております。

また、基本計画の中に数値目標のある施策もあり、平成21年3月時点でまとめた達成状況については、精査はまだいたしておりませんが、おおむね良好な達成となっております。なお、平成21年度が基本計画の前期の期限でございますので、前期目標達成状況を検証し、後期計画の策定の参考としたいというふうに考えております。

次に、特に北部地域における国道382号の道路改良の整備スケジュールにつきましては、対 馬振興局との協議過程の中で事前に承知いたしております。国、県当局の尽力により年々整備が 図られていますが、まだまだ未改良区間が多く存在をしているのも十分認識をいたしております。

このような状況から、市の取り組みといたしましては、まず平成18年1月25日付で一般国道382号線の整備促進についての要望書を県に提出し、佐須奈から佐護間の早期改良についてお願いをいたしております。また、平成20年2月1日付で、国道382号、上県町大地工区の道路改良整備促進についての要望書を県に提出し、また、平成21年7月13日付で対馬市における公共事業の早期整備についてにより、市の統一要望として大地地区並びに厳原町中村地区の整備促進を議会との連名により長崎県知事等に要望書を提出いたしております。

以上のとおり、市としてもできる限りの取り組みをいたしております。

次に、定員の問題に入らせていただきますが、定員適正化計画の現状と今後の見通しでございます。

御承知のように「対馬市行財政改革大綱」に基づくところの計画でありまして、平成18年 3月にこれば策定しております。

計画の基本的な考えでございますが、この定員適正化は、行財政改革を推進する上で重要な事項でありまして、削減にあたっては資格を要する職種以外については、原則退職者不補充として

新規の採用を抑制してきたところでございます。

その結果として、合併から20年度末までに217名の退職があり、また、21年度当初までの採用39名でございました。このうち本年4月に7名を一般行政職員として合併後初めて採用したところであり、その後10月にU・Iターン枠・障害者枠として4名と1名採用し、Uターン就職の推進に向けて民間に先駆け採用したところであります。

かかる中、平成22年4月の職員数を660人とした計画についても、既に1年前倒しで達成ができております。次年度も行政職7名、専門職数名を採用予定でありますが、それでも退職者の3分の1程度でございます。

定員管理については、現下の厳しい行財政事情の中、一定の削減も必要であり、次期の定員適 正化計画も新たに平成22年度から26年度までの策定が必要とされるところであります。山本 議員がおっしゃってあります農林水産に係る専門職等も考慮したほうが対馬の今後の振興の方向 を考えたとき、私も必要であろうというふうに思うところであります。

何はともあれ、効率的な組織機構への見直しは当然のことながら、身の丈に合った行政運営を 行いながら、次代を担う若者が対馬に残り、地域主権の確立に向けた地方分権改革が進む中で、 それらに対応できる人材確保のため、可能な限りの職員採用は実施してまいりたいというふうに 考えております。

次に、水道料金の統一について御質問がありました。

水道料金については対馬6町合併協議会において、厳原町とほかの5町との料金格差が大きく、 全市統一のためには厳原町の料金を大幅に上げざるを得ず、結果として企業会計と簡水特別会計 の2つの体系で決定され現在に至っております。

料金の統一を図ることが望ましく、また、そうすべきでありますが、一気に統一することは難しく、段階的に格差の解消を図りながら、国に報告しております水道事業統合計画のとおり平成28年度を目標に統一をしてまいりたいというふうに考えております。

公共投資臨時交付金の今後の問題とそれにあわせて上県の消防署の問題でございました。

山本議員おっしゃられるように、公共投資の臨時交付金についてはおおむね8億円をこちらは 予定をしておりますけども、現段階においてまだ4億円の予算計上しかしておりません。という のは、国、県のほうからの一つの方向性が出てないということで、これについてはちゅうちょし ているところでございます。できれば予定どおり交付されることを私どもは望んでおりますし、 上県町出張所移転につきましてはこの議会の中でも私自身、物理的に可能であるならば取り組ん でいきたいというふうな回答をさせていただいておりますけども、そのようにしたいと思ってお りますし、交付金もしくは合併特例債等を活用しながら、物事は進めていきたいというふうに考 えております。 あとの分につきましては教育委員会のほうから答弁いたさせます。

- 〇議長(作元 義文君) 教育委員長、村井成枝君。
- ○教育委員長(村井 成枝君) お答えいたします。

教育委員会といたしましては、対馬市行財政改革推進委員会からの意見を踏まえたうえで、すべての公共施設の見直しの検討を行い、21年度に実施計画書を作成し、公表しているところであります。公表が前後し、不都合があったことに対しまして申しわけなく思っておるところでございます。

教育委員会の所管する該当施設についても、多数あり、可能なものから随時実施している状況でございます。議員のお尋ねの件につきましては、体育施設(上県総合運動公園プール)がございます。

これまで、見直しを行ってきた経緯を簡単に申し上げます。総務文教常任委員会による所管事務調査が19年6月に実施され、経費の節減に努めるようにとの御意見が出されました。19年度は燃料の高騰もあり、利用者が少なく、維持管理コストの負担が大きい冬期(12月から3月まで)の4カ月間、季節休止としたことにより、約200万円の経費縮減ができました。20年度は、夏期(学校水泳指導のある6月から8月いっぱい)だけの温水利用として、前年度より約460万円の経費縮減を図ってきたところであります。

今回の計画では、平成21年度中に水温管理の調査・分析を行い、22年度より温水なし、つまり常温で使用する予定でありましたが、20年度に大幅な燃料価格の高騰もあり、大きな経費を要している施設の経費縮減と、対馬の子供はできるだけ同じ条件のもとで教育を実施したいとの思いから、学校事業への施設開放を他の学校と同じように6月下旬より夏休み前まで、一般解放は夏休み期間中として21年度は運営したものであります。

議員の御指摘のように、手続上にやや不都合な面もありましたが、事情御賢察のうえ、どうぞ 御理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- **〇議員(5番 山本 輝昭君)** 順不同になりますが、教育委員会のほうから先に再質問させていただきます。

先ほど子供は同じ条件と言われましたが、プールは、目的は何でしょうか、まずプールの設置目的。

- 〇議長(作元 義文君) 教育委員長、村井成枝君。
- **〇教育委員長(村井 成枝君)** ただいまの質問に対しましては、部長のほうでお答えいたします。
- 〇議長(作元 義文君) 教育部長、中村敏明君。
- ○教育部長(中村 敏明君) プールの目的、同じ条件と申しますのは、子供たちに対する水泳指

導のことでございます。

- O議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) じゃついでに二、三点まとめてお聞きします。

目的は、市民の体育及びレクリエーションの普及、振興、競技力の向上、健康の増進が目的だと思います。子供だけの施設ではありません。一般の方も含めての私は施設だと思っております。それで、何で6月から8月の中で、7月、8月に一般の方、6月は子供たちだけとか、そういったことをするのか、それとまずもって私が納得できないのは、3月の予算で今年度の6月から8月までの必要な経費、幾らであったですか、予算は計上されてあったはずです。それが5月に急に中止になったわけですか、公共施設の見直しの中では十分協議し、周知すると言ってありますが、全然言うこととすることが違うんじゃないですか、ことしまでですよ。6月から8月まで予算を執行してみて、それでやはりこれは無理ですよということで、地域の皆様、学校関係、来年から常温にしますと、何でそれが教育委員会は財政当局のほうにでもお願いしてみる必要があったんじゃないですか、どこが、だれが予算を停止させたんですか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(作元 義文君) 教育部長、中村敏明君。
- ○教育部長(中村 敏明君) おっしゃられるようにプールにつきましては市民の健康増進ということで、18年度まで年間を通して実施されております。19年度、委員長申しましたように12月から3月、それから、20年度は3月の3カ月間の常温とボイラーの分で対応しておりましたが、委員長のほうからもありましたように21年度中に水温管理、これを分析をいたしまして21年度で当初、22年度で温水なしでする計画でありましたけれども、行革等、計画等によりまして、申しましたようにその決定を燃油の高騰等の条件等がありまして急遽いたしました。今おっしゃられますような住民の方々への周知徹底、これについては、実施していないことにつきましては深くおわびをしたいと思います。(「金額、当初予算」と呼ぶ者あり)

当初予算の金額については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんけど、申しわけございません。

- O議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) ちょっと待ってよ、私はこの件について十分説明を求めたいということを言っておりました。予算が当初予算に細節で組んであるでしょう、燃料費。私は、燃料費は約60万程度と聞いておりますよ。それに臨時的な監視員といいますか、その賃金等を含めて、ことしと去年と比べてわずか――わずかと言えば申しわけないですが、110万円で常温にするか、プールにして快適に市民の皆様が水泳を楽しむことができたと思うわけです。

私が何でこういう質問をするかといいますと、いろんな方から何でかと、何で去年までは夏行

かれたのに何でことしはだめなのか、特に子供たちについては上対馬の子供のほうから、特にことしは雨が多うございましたので、海水浴場に行けないと、仁田に、プールに行きたいと、行ったら水だと、厳原のほうから来られた方も親子で、子供は泳ぐけど、大人は冷たくて泳げないとか、そういう話は全部入っとると思うわけです。去年と比べて110万ですよ、差があったのは。ところが、プールのほうとしては、またそれを最大限に節約をして頑張ろうという気がある中に教育委員会がそういった、先ほど言った、だれが言ったのかということをはっきり言ってくださいよ。どちらか、財政サイドからですか、あなた言ったじゃないですか、担当は当初はその準備を、担当はしていたわけですから準備に、6月からの計画をつくっていって、急遽やめさせると、私もいろいろ読んでみました。教育委員会要覧から、スポーツの普及とか言ってありますが、わずか1年の検証じゃなく、何年かしてみて無理だというなら、私も地域の皆様に、あなた方が利用しないからそういう結果ですよと言えます。

ちなみに、私も湯多里ランドのプールの利用状況をお聞きしました。大体、日60人台だそうです、1日。20年度、仁田のプールが35人ぐらいです。1日ですよ。ことしは33名、若干の落ちですが、やはり常温と温水との違いがあると思うわけです。北にあるからだめなんですか。湯多里ランドについても委託する中に3,500万の中にはプールの管理委託も入っておると思うんです。それが幾らかというのは別問題ですが、それじゃ採算は合うのか、合わないから委託料を出さなければできないわけでしょ。そこのところと、もう少し明確に答えてください。

それと、ここまで私聞きたくなかったわけですけど、予算もわからない、組んどったのをはっきりしないようであれば、後でも結構です。全国または県平均でもいいですが、泳力調査というのが学校で行われておるそうですね。対馬市はその泳力調査の中でどの位置に位置するのか、県内でも結構です。その資料はあると思いますので、きょう持ってきていただいとけば幸いですが、再度お願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 教育部長、中村敏明君。
- **〇教育部長(中村 敏明君)** 予算の分につきましては、こちら持参をしておりませんで、申しわけございません。

まず、最後に来ました全国、県の泳力調査、対馬の位置につきましても資料を持ち合わせておりませんので、この分につきましては後日提出をさせていただきたいと思います。

それから、先の分ですが。

- 〇議員(5番 山本 輝昭君) はい、結構です。
- 〇議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) この問題だけで時間とりたくありませんので、ひとつこれは今年 度予算を執行されなかったわけですよね。

- 〇教育部長(中村 敏明君) はい。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) 残った金は執行残として来年度に繰り越して不用額になるわけですが、その財源で来年度再度検証してみるという気持ちがありますか、これはちょっと教育部長では無理かもしれません。市長にお願いします。一応質問者の中に市長の名前を入れておりますので。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 上県のプール以外に今公共施設の問題は、各町それぞれたくさん抱えておるのを持ち寄って合併をしてる状況の中で、この公共施設の見直しというのが大きな問題になってるということは重々山本議員もわかってあるところだろうと思いますし、そういう中において来年度上県のプールを再開をしてはどうかという御提案でございますが、かつて加温したプールの中でどれほどの赤字が出てたということはもうわかってあろうと思います。その使われる、また人数というのも重々わかってあろうと思います。そのときのやはり費用対効果といいますか、そのあたりを考えたときになかなかそういう判断に私自身は至らないというふうに思っておりますし、このプールのみならずほかの公共施設等の見直しをほかでもやっていくということで御理解をいただきたいと思っております。
- O議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) 公共施設の見直し、それについては理解しておるつもりをしております、自分は。

ただ、その中で見直しが出されたのは、10月に公表されたわけですね。だから、今年度のことについて、私は言っておるわけです。

それと、仁田のプールはその地域だけじゃありません。上対馬のほうにはプールはございませんので、上対馬の学校は授業等でも活用しております。そういうこともあるわけですね。常温でいいんじゃないかと言われれば、それまでです。これはもう時間がございませんので終わらせていただいて、次の機会にさせていただきます。

それと、水道料金についてですが、28年度まで、合併してもう6年になるわけです。その間に統一の方向で少しずつ方法がないのか、例えば、合併後10年ですから、25年度までに段階的にするとか、そういう方法はないわけですか、28年までこのままいくんですか、お願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 水道料金については、過去の水道会計の経緯があろうと思っております。 企業会計において通常の一般会計と特別会計、公会計と違うやり方で、企業会計として一生懸命 取り組んで、そこのハードの使い方の問題等々をやってきて、何十年も水道料金を抑制をしてき

た経緯がございます。

そういう中で、水道料金については開きが出てきたというふうに思っております。28年という設定年度が遅いんじゃないか、合併後10年ぐらいをめどに物事はやらんといかんのじゃないかという山本議員のほうの御提案でございますが、現時点においては国との協議の中で、28年にハードの分につきましても、ソフトについても統合をやっていくということで、時間が若干かかると思っております。

- 〇議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) 国との協議というのは何でしょうか、料金の設定に国の許可が必要なんですか、例えば、今の水道会計のほうを下げるとか上げるとか、それはわかりませんが、方向性として少しでも近づけていく、他のごみ袋代やら何やらは統一してあるわけです。これだけは先送りにしていくというのがいかがなものかと尋ねておるわけです。市長は28年までと言われれば、それは結構です。また再度質問させていただきます。私は、来年からいきなりやれと言っておるんじゃない。少しずつでも計画的に、段階的に理解を求めていく必要があるんじゃないでしょうかということをお聞きしておるんです。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 私は上げないとは言っておりませんで、段階的には上げていきますが、28年度をめどに物事を進めていくというふうな考えでおります。
- 〇議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) もう意見がかみ合わないと思いますので、わかりました。 それと、職員の件については市長の考えを聞きましたので、もう結構です。

1つ、道路の問題についてお尋ねしますが、先ほど申しましたように来年度の採択の予定がないということの中に河内工区が21年度に完成するということはわかっていたはずです。完成すれば、次には新たな工区が今までは国道については採択されてきておりました。何で今回に限って、去年から要望、陳情等はしていくのか、前々年度か、ことしで間に合うのか、そこはわかりませんが、何で今回に限って完成して、翌年に新規工区にできないか、不思議でたまりません。その点について、それと西津屋の道路改良、この点についてお尋ねします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 大地工区の問題については、先ほど答弁の中でも言いましたように 18年、20年、21年と3カ年、1カ年飛んでおりますが、3年にわたり県のほうに要望をし てきているところであります。私自身、来年から大地工区は始まるものだというふうに私は理解 をしておりますが、その工事が始まるかどうかは別問題として、事業は始まるのではないかとい う、もしかしたら楽観的見通しだと言われるかもしれませんけど、私はそんなふうに感じており

ましたけども、今までは、工事はともかくですね。

それと、今議会のほうでも国・県道の整備促進の特別委員会等がありますので、一緒になって この問題については取り組んでいければというふうに思っております。

それと、西津屋の問題がございましたけども、できれば来年度予算に幾らかでも、前年度よりも――前年度というか、この年度ですけども、対前年に対して増額できるような形で臨みたいというふうな気持ちは持っております。

- 〇議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) 航路の問題については、特別委員会でも本部長とお話をしたわけですが、今北部の地域の皆さんが厳原から比田勝までの毎日の延伸を望んでおるわけです。これは無理だろうと、採算面で。例えば、交通弱者等が病院等に行く場合に、例えば、月曜、火曜のみとか、木曜、金曜とか、週2日ぐらいの運航の試験的な研究ができないかということについて。
- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 週のうち2日なり3日なりというふうな話でございますが、これについても既に九郵のほうとも話はもう何回もしております。そういう中で、そういうふうな運航というのがすごく経費がかかる運航になるそうです。というのは二重に泊まり地といいますか何といいますか、発着地等がこちらに持ってこんばいかんとかいうことになれば、それこそ毎日運航と変わらない状況が生まれてきて、それについては非効率だというふうに九郵さんのほうから回答があっておって、協議はそれについては進めておるところであります。
- O議長(作元 義文君) 5番、山本輝昭君。
- ○議員(5番 山本 輝昭君) 時間がなくなりましたが、実は昨年の運休のときには、燃油高騰の折には市側も対応してもいいようなお話がありましたので、少し試験的にもどういった状況かと、そういうこともまた次の、私も道路整備促進委員会でございますので、また議論はさせていただきたいと思います。

時間になりましたので、なかなか意見のかみ合わない部分があります。プール、水道問題、また、3月の定例議会、予算審議等についてもう少し突っ込んで質問をさせていただきたいと思います。そして、国道のみならず、県道についても、私も本当に佐須地区、久根地区の道路網の県道の悪さには身をもって体験しました。それを含めて国県道路整備促進委員会のほうも頑張りたいと思います。市長と一緒になってですね。どうぞよろしくお願いして、きょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(作元 義文君) これで山本輝昭君の質問は終わりました。

〇議長(作元 義文君) 本日予定しておりました登壇者5名の市政一般質問はすべて終了しまし

た。

明日は定刻より市政一般質問を続行いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時42分散会

平成21年 第4回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日) 平成21年12月8日 (火曜日)

議事日程(第3号)

平成21年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(22名)

1番	脇本	啓喜君	2番	黒田	昭雄君
3番	小田	昭人君	4番	長	信義君
5番	山本	輝昭君	6番	松本	暦幸君
7番	阿比曾	習梅仁君	8番	齋藤	久光君
9番	堀江	政武君	10番	小宮	教義君
11番	阿比曾	習光雄君	12番	三山	幸男君
13番	初村	久藏君	14番	糸瀬	一彦君
15番	桐谷	徹君	16番	大浦	孝司君
17番	小川	廣康君	18番	大部	初幸君
19番	兵頭	栄君	20番	中原	康博君
21番	島居	邦嗣君	22番	作元	義文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 局長
 永留
 徳光君
 次長
 渋江
 雄司君

 参事兼課長補佐
 長野
 元久君
 副参事兼係長
 國分
 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

財部	能成君
大浦	義光君
齋藤	勝行君
永尾	榮啓君
桐谷	雅宣君
近藤	義則君
扇	照幸君
廣田	宗雄君
松原	敬行君
川本	治源君
斉藤	正敏君
一宮	英久君
中村	敏明君
阿比督	冒正明君
橋本	政次君
永留	秀幸君
武田	延幸君
糸瀬	良久君
阿比督	留 健君
森田	健一君
主藤	繁明君
大石	邦一君
村井	成枝君
長岡	豊明君
	大齌永桐近扇廣松川斉一中阿橋永武糸阿森主大村浦藤尾谷藤 田原本藤宮村比本留田瀬比田藤石井

午前10時00分開議

O議長(作元 義文君) おはようございます。

報告いたします。本日は、代表監査委員が出席をいたしております。 ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

〇議長(作元 義文君) 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は2名を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。7番、阿比留梅仁君。

〇議員(7番 阿比留梅仁君) おはようございます。近未来研究会会派の阿比留梅仁でございます。

40日間にわたる臨時国会が先日12月4日、閉幕いたしました。政権交代、この言葉がこと しの流行語大賞にも選ばれたように、民主党政権に対する国民の期待の高さがうかがえ、連日テ レビなどで報道されておりました。

その中で、行政刷新会議、ワーキングチームによる事業仕分けは特に注目が高く、9日間にわたり公開の場で行われ、全447事業を対象として、廃止や予算削減、公益法人などにある基金の国庫返納などを合計約1.6兆円余りの財源が確保され、11月30日の行政刷新会議において、来年度予算編成に基本的に反映する方針が決められております。

これらは公益事業のむだを判断する公開裁判といった意味合いで行われていたわけですが、実際にどれほどの効果があったかについては、私個人的としてははなはだ疑問に思っております。

今後、政府はこれらの結果を評価したうえで、一般会計で過去最大の95兆円に脹らんだ概算 要求の圧縮を進めると明言しております。

こういった予算編成を一般企業が行い、コスト削減を進める場合は、予算規模が最も大きい事業により取りかかるのが常識でございます。国家予算の一般会計において言えばそれは社会保障の部分であり、この部分の制度再設計なくして財政再建はあり得ないと思われます。

国民健康保険などは、既に厚生年金からの補てんが行われております。被雇用者を中心に現役 世代への負担増は避けられない状況になってきております。

しかし、これらの問題を先送りしてるだけで根本的な解決には至っておりません。政権交代を 望んだ民意とは、これら破綻した制度自体の改革の早期実現にあると思われます。

また、厚生労働省が27日に公表した2007年度の公的年金財政状況報告によると、会社員らが加入する厚生年金の受給権者1人を支える現役世代の人数は2.74人になっており、前年度比0.08ポイント低下し、過去最低を更新いたしております。

というわけで、どうもこの事業仕分けというイベント自体がポピュリズムを助長する演出に見 えてなりません。実際、この事業仕分けを通じて、民主党政権の支持率はアップしたようですし、 蓮舫参議院議員を始めとした仕分け人が官僚たちを裁いていくパフォーマンスはおもしろおかし く報道されておりました。

しかし、大山鳴動してわずか1.6兆円では、今後の国家予算策定が難航するのは必至でしょう。鳩山政権はいまだに日本社会の将来にわたって長期的な展望について語っておりませんし、

その展望を軸とした政権政策も打ち出しておりません。

国の長期的なビジョンもなくして事業仕分けなど本来はできないはずではないかと私は思います。国民の監視が必要なのはもちろんですが、まずは国の将来像から来る基本政策を打ち出すことこそが政治の責任であると考えられます。

本市においても、行政体制の充実、強化、行財政運営の効率化による経費削減、広域的効果的なまちづくり、住民サービスの充実による利便性の向上を主とした対馬づくりが行われているところでありますが、そこで、さきに通告しておりました2点について御質問いたします。

地域活性化センターの統合と事業部制の導入についてであります。

長引く厳しい財政状況において、人・物・金といった行政資源はますます限られてきております。

そこで、現在の活性化センターを厳原、美津島を中心とした南部地域活性化センター、豊玉、峰を中心とした中部地域活性化センター、上県、上対馬を中心とした北部地域活性化センター、これら3つに統廃合し、組織のスリム化を図り、職員の大幅な削減と公用の施設の統廃合を最優先に実現する必要があると思います。

そうした中で、本市においては、現状の行政資源の配分方法を効率的なものへと転換することにより、各地域活性化センター内で暮らす住民の皆様の満足度を最大限に高めるような行政運営を行っていく必要があります。

このような観点から、地域活性化センターは、そこで暮らす住民にとって、最も身近な行政組織体として位置づけ、その組織をフルに活用することによって、地域の要望に耳を傾け、創意工夫を凝らしたサービスを迅速かつ柔軟に提供できる体制へと見直すべきであると考えます。

そこで、早急に、島内に事業部制検討委員会を設置し、より効率的にかつ効果的な行政組織の あり方について検討を重ねると同時に、各部、各課との意見交換を多岐にわたり行い、意思の疎 通を密に行うことにより、これまで現場が必要としてきた予算や人事等の権限について、庁内分 権を推し進められるよう事業部制の導入を検討されてはどうかと考えますが、市長の考えをお聞 きいたします。

次に、住民基本条例の制定と地域マネージャー制度についてであります。

財部市政誕生後、これまでの行政主導による地域づくりから、地域住民と、地域を担当する職員、いわゆる地域マネージャーが、地域の問題や地域活性化のために実施すべきことについて、ともに考えともに汗を流し行動していくことを目指して、平成20年11月より市内6小学校(28行政区)のモデル地区において、地域マネージャー制度がスタートされております。この地域マネージャー制度を成功させるためには、次のような改善が必要と思われます。1つ、早急な効果を求めるのではなく、地域マネージャー制度の流れである、第1段階から第

4段階までのプロセスを大切にし、まず、地域のマネージャー制度の定着を図ることが必要であること。

- 2、住民主体のまちづくりは、地域の皆様との何回ものむだとも思える話し合いの中から芽生 え育つものであると考えます。そのために話し合いには十分な時間と労力をかけることができる よう早急に体制整備が必要であること。
- 3、各行政区にまちづくり協議会が誕生し、最終的に対馬市まちづくり連絡協議会となる組織の完成を見ることが必要であること。

以上、3点ほど、私は私見を述べさせていただきましたが、私たち対馬市民は、対馬の貴重な 財産を、先人から、未来の人々への預かりものとして、大切に守り育て、将来へと引き継がなけ ればなりません。自分たちが住み、暮らす地域のことは、住民みずからが考え、みずからが決め、 そしてみずからが責任を持って実行するという地方自治の本旨にこたえることが大切であります。 先人たちが自由民権の先駆けとして、この地に根づかせた、主権在民の精神と不屈の行動力に 学び、市民・議会・行政が共通の理念の下に、地域社会における、みずからの責務を主体的に果 たし、協働することにより、心豊かなまちづくりを目指すとともに、真に市民のための市民によ る自治の実現を図るための住民基本条例の早急な制定が必要かと思われますが、市長の考えをお 聞きいたしたいと思います。答弁は短くお願いします。

〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) おはようございます。阿比留議員の質問にお答えさせていただきます。 冒頭、話がありました政権交代が起こったという部分、それから国民の期待は頂点に達し、 8月30日、あのような結果、迎えたわけですが、その後事業仕分けという手法をとっておられる。いみじくも阿比留議員がおっしゃられたそのポピュリズムに迎合しているんではないかというふうな部分は1.6兆円、それもどのような形で来年度の予算に反映していくのかがわからない状況がまだある中で、事業仕分けという作業だけが戦略に、ひとり戦略的なものに使われてるのではないかというふうな若干危惧を私も抱いております。国政の中のさまざまなむだというものをきちんと洗い出すという作業は、この事業仕分けの期間だけではなくて、ある意味一年中作業としては行っていくことによって、新しい国の方向性、それから新しい政権与党の制度設計を早く見せていただきたいもんだと私自身も思っているところであります。

さて、通告がありました2点の質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の地域活性化センターの統合っていう問題と事業部制の導入についてお尋ねでございますが、まず、事業部制の導入についてお答えさせていただきます。

自治体を取り巻くこの環境の著しい変化、それから地方財政の悪化などに加え、さらに地方分権が進んでいく中、自治体の経営に民間企業における経営手法・理念である顧客志向、戦略・ビ

ジョン、成果志向、それから説明責任などを行財政運営に求める動きが全国各地で顕著になっております。

そうした中、議員の言われる事業部制でございますが、民間においては一般的に集権的な機能 別組織との対比で、分権的な事業部制組織が採用を確かにされておられるところが結構多うござ います。

多種多様な需要に応じて多角化経営を行うため、事業ごとに編成された組織が、事業運営に関する権限と、目標と成果に関する責任を持ち、自己充足的に経営活動が展開できるように、必要となる機能を原則として内側に内包しているもので、多くの事業を分業して行う際の効果的で合理的な組織形態となります。

こういった考えのもとに、民間企業における事業部制を行政組織に適用しようとするものでありますが、当市では、昨年8月から事業部制に類似した、地域再生推進本部及び観光物産推進本部を設置し、喫緊の政策課題に対応した政策推進型の組織としたところであります。

このように、合併後全体的な視点に立った政策組織機構見直しを幾度となく実施し、臨機応変で柔軟な組織体制としてきたところでございますが、行政資源が限られた中では、議員がおっしゃるようなことも一つの考えであろうかと思います。

次に、地域活性化センターの統合に関してでございますが、地方分権が進行しているとはいえ、まだまだ国・県などの縛りのある現状の中で、3カ年を目標としているこの地域マネージャー制度を活用し、地域に活力を取り戻す施策や、特色を生かした地域づくりを展開するためにも、まず、地域単位の活性化センターの果たす役割は必要であるというふうに考えております。

しかしながら、一括交付金制度による行政の移り変わりの段階において、人員削減に対応できるよう、地域振興の核としての地域活性化センターの統合も検討の課題というふうに思っております。

昨年8月に組織を改正したところであり、組織のあり方の検証を含め、今しばらく現状の配置で行いたいと考えておりますので御理解をいただきたく存じます。

いずれにいたしましても、将来を見据えた行政組織機構の見直しにつきましては、市民の皆様や議会ととも十分御相談申し上げ、進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、住民基本条例の制定と地域マネージャー制度についてでございます。議員が言われるように、真に市民のための市民による自治の実現を図ることを目的とした住民基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例として、自治体の憲法とも言われるものであり、その制定についてはある意味必要と考えております。

条例の内容につきましては、まちづくり市政運営の方向性、それから市民の権利――生活権と

か市政への参加、さらに情報公開請求権など、さらに市の義務 市は首長であったり議会であったり職員の義務とか責務、さらに市民の責務、事業者の責務、住民参加の手続・仕組み、さらに住民投票の仕組み、市民協働の仕組み、特定非営利法人への支援など、さらに分野別の施策の方向性、ほかの施策・条例との関係、改正・見直しの手続などで構成されているところが多いとされております。

平成13年4月1日に施行されました、北海道ニセコ町のニセコまちづくり基本条例が最初と 言われているところと認識を私自身はしております。

従来型の役所による自治から、市民が自分たちの手でまちづくりのルールをつくる、自分たちで決めて自分たちで守る、そういった意味合いを込めて地域マネージャー制度を導入したところでございますし、議員の言われるところの住民基本条例は、単に行政からの提案にとどまらず、市民との協働の中で具体的に検討すべきものというふうに考えております。

さて、地域マネージャー制度も、本年6月から本格実施をいたしておるところでございますが、 順調に地域との取り組みができているところもございますし、一方ではそうでない行政区もある のが現状にございます。

いずれにいたしましても、3カ年の中で地域計画の作成に向け、その活性化に向けた展開をしたいと考えておりますし、意欲のある地区については積極的に支援をしていきたいと考えているところでありますので、今しばらく状況を見守っていただきたく存じます。

議員からの提案の中にございますように、「住民主体のまちづくりは、地域の皆様の何回ものむだと思える話し合いの中に芽生え育つものである。」とのことでございますが、私も同様な思いでございます。 愚直なまでにその繰り返しを続けなければ、いけないというふうに思っております。 そういった話し合いの場にマネージャーが入り込んでいくことで信頼関係が醸成され、地域の課題解決や地域の将来について話し合っていただきたいと考えております。

まちづくり協議会の提案についてでありますが、市民と行政の対等な立場で協働による地域の 振興、市民参画の協働のまちづくりの推進に資するため、地方自治法に基づく執行機関の附属機 関として設置の位置づけとされるものも考えられます。

現在、市としては、地域マネージャー制度の中で、地域計画の策定に向け取り組みを進めているところでありますので、御提案のまちづくり協議会の設置については今後の課題として受け止めさせていただきます。

いずれにいたしましても、地域課題に向き合っていくため、行政主導の取り組みだけでは何事 も進んでいきません。協働型市政への改革と創造は私に課せられた命題でもございますので、議 員皆様のさらなる御協力をお願いをいたします。

〇議長(**作元** 義文君) 7番、阿比留梅仁議員。

○議員(7番 阿比留梅仁君) 市長は答弁が上手で、いかにもこう事業が2年過ぎて仕事が進んでいるようにありますけど、私の見た範囲では、市長だけ先に駆け足で進んで、あとの人は周り見ることしないでもゆっくり弁当を食べながら来てるような気がいたします。

地域活性化センターの統合と事業部制の導入について私がしたのは、今の対馬市が合併して 6年を迎えようとしておりますが、今の対馬の組織、これについて私の見解を述べさせて――厳 しい見解だと思いますが笑いながら聞いてください。

まず、本市における組織的問題点についてお尋ねします。

小宮議員は、大浦副市長が笑ったといって怒っていましたが、私は行政の皆さんが私の質問に 対して笑われても一切怒りませんので、どうか笑いながらお聞きください。笑ってお聞きいただ いても結構ですが、もし私が言っていることが正しいと判断されれば、市民福祉向上のために早 急に是正してもらいたい。私の見方が間違っていれば私が反省し、市長を始め行政職の皆様にお わびし反省いたします。

まず、本市が行政としての基本事項が欠落しておるかというお尋ねでございます。松村市長時代は何町役場が何町支所に戒名が変えられ、財部市政になっては、今度は何町支所が何町地域活性化センターに戒名が変えられました。私の問題としているのはその戒名ではなく、合併後6年目を迎えようとしている本市において、市民の皆さんが聞くと驚くような行政としての基本事項が守られていないことであります。

私がおもしろく表現しながら申し述べますので、笑いながら聞き流して反省してください。

戒名づけの上手な組織――これは本市の組織のことを言ってるんですよ。決裁を忘れようと努力する組織、財産管理をなくそうとする組織、改革のプロセスを無視する組織、公用の施設を守ろうとする組織――これは自分たちの支所とか活性化センターのことです。公の施設を切ろうとする組織、議会コントロールが得意な組織、思慮不足を恥じない組織、本会議の礼儀も守らない組織、平等な教育と得意がる組織、公務員としてのモラルを嫌がる組織、仕事ぶりが蒸気機関車的で骨董品級の組織、旧対馬町村長組合時代のままの組織――これは消防署です。

以上の件に対し、市長は何か思い当たるところはありますか、お尋ねいたします。

次に、住民基本条例の制定と地域マネージャー制度について再質問をさせていただきます。

地方分権を進める国の諸改革により、地方自治体がみずからの地域の問題を考え、独自の政策をし得る範囲が広がっていきます。ただ、同時にそれはみずからしなければならないということが増えるということでもあります。まさに本来の意味でも地方自治の確立が求められている状況にあると言えます。

他方、私たち市民の意識や要求も短期間で大きく変化する社会の中で多様化しており、そのため議会や市長をトップとするいわゆる市役所もまた、市民参加を進めずして、それぞれの役割を

十分に果たしていかなくなっています。そして、実際に、私たち市民の自治意識の高揚と市政運営の市民参加の取り組みを促進していかなければなりません。

しかし、今進められつつある市民参加の取り組みの目玉である地域マネージャー制度も、必ず しもが統一的なルールのもとで実施されているわけではありません。ルール化されてないものは、 市長や担当者の交代やその時々の考えによって取りやめともなります。また、ルールに基づいて いる場合でも、その仕組みを住民が市民が十分に知り得るものとはなっていません。

そこで、市民の市政に参加する権利と、参加を可能にするために不可欠な市政に対する情報を 知る権利を、それぞれ権利として保障し、市民参加にいる市政を強める上での基本的なルールを 市民の合意として確立することが必要となってきているのではないでしょうか。

また、限られた財源に基づいて市政を進めていかざるを得ない中で、多様な市民ニーズをすべてに応じることは不可能であり取捨選択をしなければなりません。適切に対応するためには市民の合意形成が何より重要となります。そのためにも市民参加が不可欠ですが、さらに市政運営が計画的、総合的、体系的、効率的になされることが必要となってきます。そうした市政の市民参加や市政運営についての基本的な原則や制度は自治体の最も重要な法としての条例として、という形でルール化されることが必要ではないかと思われています。それに対して市長の考えを簡単明瞭にお答え願います。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 3点ほどございましたが、まず今の行政の物事の進め方の中で、私と職員の間に意識の、考え方に乖離があるんではないかというふうな1点目は御質問かと思います。 今まで40年、50年とずっと地方自治は国・県の加護のもと物事を進めてまいりました。その中で、職員もそういう風土の中で育ってきたのが事実であります。

実際問題、先ほど3点目の住民自治との兼ね合いでございますが、そのような物事の進め方をしていくため、地域マネージャー制度というのを導入をしたいという思いで私は導入をしております。なかなかそれについて、一部の職員については十分にわかっていただいている人もいらっしゃいますし、まだ漠然とした人も何割かいらっしゃると思います。そして全く、ある意味ちょっと理解できないという職員もいらっしゃるかと思います。

しかし、これから先の地方自治、地域自治とかいうことを考えるときに、どうしても1回、職員の皆さんの意識と市民の皆さんの意識も合わせて変わっていかなければいけないという思いで地域マネージャー制度を導入をさせていただいております。今始まって、昨年の11月にモデル地区が動き出しまして、ことしの6月から本格的ということでして、まだ緒に着いたばかりでございますので、今しばらくその様子を見ていただければと思います。

それと、さまざまな基本事項が欠落してるんではないかということで、たくさんお話がござい

ました。そのような部分をちょっとずつでもクリアしていけるようなことを常々考えてはおりますけども、やはり先ほどのお話と一緒ですが、職員の意識の問題という部分、そして市民の行政に対する考え方というものもそこも変えてもらわなくてはいけない時期が来たのかなと思っております。

そういう中において、自治基本条例、住民基本条例というものは、私は確かに自治体の憲法として必要だというふうに考えておりまして、私自身、正直申しますと、平成13年であったと思いますけども、当時私自身の中で素案をつくったこともありますし、この北海道ニセコ町は、逢坂町長が当時、逢坂誠二町長が当時指導してつくられた条例でございます。その逢坂さんとも対馬に来ていただき話し、また東京でも話すという今――今は逢坂誠二さんは総務省の地域主権推進室長ということで働いておられますけども、まずはタッグを組んで物事をやっていける状態でありますので、そのあたりの地域自治というものをきちんと進めていきたいというふうに思っておりますし、条例の必要性は十分に認識をしておるところであります。ただし、その条例も、先ほど言いました職員、そして市民というものの、まず、意識の中から生まれてくるような状況を早急につくり出さなければいけないというふうに思っておるところです。

- O議長(作元 義文君) 7番、阿比留梅仁議員。
- ○議員(7番 阿比留梅仁君) 人間には顔と私みたいなスタイルも不細工な男、いろいろあると 思います。企業でお客さんの接待するにもAさんBさんCさん全部違うと思います。

しかし、それを統一しなければ一つの目標には到達しないと私は思っております。そのために 例えば電話の応対一つにしても、電話がかかってきたら第一番目にどこどこのだれだれです。そ して、相手の名前を聞きます。そういうマネージメントシステム。また、介護福祉施設であれば、お客さんが熱が出たらどのように対応するかを1から10までこと詳しくその手順を進めていく のがマネージメントシステムだと私は思っております。

Aさんは一つのことを説明があれば大方のことは理解できます。しかし、Bさんはその手順書がなければどうしていくものか迷うものであります。そのようなことを考えて、私は今の対馬が市長が先に歩いて、後から皆さんがついてきてるという皮肉った物の言い方したんですが、職員、それぞれの職員に合った組織、手順書、私はこれが必要じゃないかと思っています。

だから、そのためには基本条例で協働とはこういうことなんだと、まちづくりとはこういうことなんだという一つ一つが皆さんがわかりやすく、行政の皆さんが今度はわかっても住民の皆さんが理解しなければ、その地域マネージャーの話を聞きには来ません。

ある地域マネージャーの武田部長は、私に、要請があれば飛んで行きます。おれはあなたを要請しませんよと私言いました。怒って。そうじゃなくて、自分たちからそこに飛び込んでいって、そして皆さんとむだな話でもして、一つ一つから進めていかないと、地域の人たちの意識改革は

できないと私は思っています。そういうためにもなるべく早く、ある事業をするときにはその基本をつくって、そして地域マネージャー制度はまちづくりだと。まちづくりのためには地域の人たちとこんなことをしなければならないという皆さんの約束事があって、初めてこの地域マネージャー制度が立派に成長し、対馬の孫子末代までよかったら伝わるようなまちづくりができるんじゃないでしょうかね。孫子末代に残せるようなね。そういう意味で、まずつくるのが何が先かということを考えていただきたい。

私は、10年間のスランプで議員としてまだなってわずかでございますが、何かが、危機感が 行政の皆様にないような気がいたします。それはなぜかっていうのは、私たち事業家はその事業 がだめになると首をつらなきゃならない。それか逃げなきゃならない。

しかし、市長にしても、行政のやり方が悪かっても次になるかならんかは別として責任感がない。それは行政すべてのですよ。今の日本のね。

今、JALが経営危機に陥った。しかし、民主党はトップにやめなさいと言う。簡単ですよ、 やめなさいと言うのは。やめるんだったら金出します。しかし、行政の破綻はだれが責任とるの か、無責任です。だから事業部制が必要だと。

しかし、日本の国にはものすごく進んだ会社があります。松下産業という会社はいち早く日本で事業部制を導入し、成功し、今では松下塾の出身者ばかりがまともなことを言ってるような政治家が育っております。人も育てました。

その松下産業は日本で最初に事業部制を実施しましたが、ここが大事なんです。それを完全に自分のものにして、もう事業部制をやめて次の段階に入りました、会社の経営方針を。それはそれを、その事業部制を成功させて、それ以上に住む人たちの言うことであって、それも導入しない人は今からなんですよ。40年、50年遅れてくると思います。そういう意味でもね、もう少し行政が早いテンポで何をする、地域マネージャーをするときにはまず基本条例をつくってから地域マネージャーですれば、もっと早く住民と一緒に、その場の陳情じゃなくて。その地域が学校区が、将来どういうまちづくりしていったら皆さんがそこに、僕はいつも言う。祖先を祀れる人たちが残れるのか、それが大事だ。そのためにはこの条例を先につくるべきではないかと私は思っております。市長の考えをお聞きします。

〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 確かに地域マネージャーの導入に当たりまして、私自身先ほどの答弁で申しましたように、平成13年の時点において、このまちづくり基本条例等について、全国のものを引っ張り出してきてから、どのように組み立てたらいいかということで自分自身の中で勉強したことがございます。

地域マネージャー導入の際に、今おっしゃられるように先にそのまちづくり基本条例なるもの

が必要だったんじゃないかというお話でありますが、確かに、それを先に入れて、枠の中で物事を、枠をつくってからやるという方法もあろうかと思いますが、今回、地域マネージャー制度をモデルケースから始めた場合1年たってですね、そろそろそういう形の基本条例なるものが必要だというふうな提案しても、市民の皆さんも御理解いただける地域も出てきたんではないかというふうには感じておりますので、そのような理解しております。

- **〇議長(作元 義文君**) 7番、阿比留梅仁議員。
- ○議員(7番 阿比留梅仁君) 一つや二つの地域が理解してもどうしようもないんです。そして、 地域マネージャーの説明をするのに、区長さんも来ないで、こうこうしてこうこうしますよと、 そして会合は開きます。

しかし、地域の行政区のその区長さんというのは1年に2回か3回しか常会を開かないわけです。

しかし、あなたたちが幾ら説明しても次、3月の決算時期に常会開いて説明するかどうかわからない。現に私たちの鹿見校区では――鹿見区では、いまだに区長さんから地域マネージャーについての説明も何もあってません。だからほとんどの人が地域マネージャーって何じゃっていう人が多いです。

これが、例えばあなたたちが150万くださっているその企業のね、こういう金だったらすぐもらうのに、たかるんです。しかし、地域マネージャー制度にはすぐは金はならないんです。お互いのまちづくりに対しての意見を戦わせながら、そして長い間かけてその地区をまちづくりするのにね。そういうその皆さんとの気持ちをまず確立していくことが私は先だと思っています。

そういうことで、もう少し、みんなが、私それだからと言って行政が頑張ってないとは言ってないんです。みんな頑張っている。でもあなたたちと住民との考えの相違が相当あると思います。開きが。それどういうこと言えば、私、ものすごく最近、失礼な言い方ですけど、こんなこと話をよく皆さんとする。どことあなたたちと住民の人に隔たりがあるか。あなたたちは雇用対策雇用対策と言うて3年雇用ができました、はい、何ぞの雇用ができましたと言うけど、この人たちの所得は幾らか御存じですか。年間所得は。あなたたちの年間所得は幾らですか。行政は対馬市の住民の所得向上をしてやることも大切なことなんですよね。

しかし、あなたたちがいろんなことをされるときに、その雇用の場が住民の所得向上のためを考えてされてることは私少ないと思います。その証拠に、私が先ほど述べました、そのことでも――例えば保育所の問題でもそうです。安い嘱託員を置く。そして今、保母さんが保育士っていう、いないほうだ。そんな状態になってあわてて採用する。もしこれを早いこと民間に移行して、そしてその公務員との差額の分を民間に管理委託費として出せば、スムーズな保育所の民間委託ができとったはず。どうにもならないようになってからあわてて人を採用し、民間委託もできな

いような組織移行があなたたちの経営的なやり方だと私は思っております。

それはねあなたたち行政で机の上でそれをつくったり何たりして、その事業をしたことがないからそれは無理もないと思いますよ。

しかしね、市長、私1つだけあなたに提言します。あなたに経営能力がなかったら副市長の 1人でも、一般からそういうことにたけた人を採用してね、そしてアドバイスを受けながら、対 馬っていう一つの対馬丸を一つの企業体にしていくのも大事なことだと思ってます。(「そうだ そうだ」と呼ぶ者あり)そういうことを提言して、時間あと5分ですけど、もう私はこれ以上お 話ししたくないので、もう少し対馬の住民の所得向上になるように、アドバイザーを得ながら頑 張っていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(作元 義文君) 答弁は要りませんか。答弁。はい。市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 申しわけございませんでした。極力市民の方々の状況というものを、声を聞いたりしながら把握、自分自身はしているつもりであります。しかし、まだまだそのことが力及んでないというふうな部分は十分に感じております。これから先もしっかりと市民のほうを向きながら、行政を進めていきたいと思います。

以上でございます。

- O議長(作元 義文君) 7番、阿比留梅仁君。
- ○議員(7番 阿比留梅仁君) もういいと言ったけど、何かしゃべりたくなりました。私各旧6町の皆様に、統廃合しなさいというのは、失礼なことじゃなくて、誤解のないように私申しておきます。例えば、上県、上対馬、峰、豊玉、この町境同士で合併せいという、統合せいというんじゃないんです。町域を区域とも何キロ以内を1つの行政区としていうことが大切だと思います。

その行政区で何の予算をすれば、その行政区が伸びるかという、これが事業予算。そして今6ある活性化センターを3つにすれば、単純計算で部長が3人減るんですか、課長も減ると思います。また消防署を6カ町村のときには、佐須奈に支所があります、上対馬に支所があります。これは総町村組合、6カ町が金を出し合いながらつくったから、佐須奈と上対馬の消防署の距離は何キロあるか市長御存じですか、わずかです。しかし、佐須奈から佐賀まで、その間何キロあると思う。そういう改革がぜひ必要だと。これは生易しい改革じゃないんです、早くしないと。だから、温泉をしたら200万減るとか、何をしたら600万減るとかやないんです。部長が1人減ったら600万減る、800万減るんです。2人減ったら1,600万減るんです。上県町の支所をつぶせば年間どれだけ減りますか、経費が。まず、そういうことが先です。住民が使用しているところは後なんです。まず自分たちの人間を削減する。そして足らん分は嘱託で補う、

そして自分たちが使ってる庁舎は減らす、半分にする、3分の1にする。そしてなおかつできないとき、住民福祉のためにあなたたちが立派ないろんな施設をつくったが、これに取りかかる。 その順番が必要じゃないかと私は思ってます。

最後にまた苦言を呈しましたが、ちょうど1分ですから終わります。

〇議長	(作元	義文君)	これで阿比留梅仁君の質問は終わりました。		

○議長(作元 義文君) 暫時休憩します。11時から再開します。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

〇議長(作元 義文君) 再開します。

次に、16番、大浦孝司君。

○議員(16番 大浦 孝司君) 私は、先の9月定例会の一般質問におきまして、美津島町振興公社、そしてあそうベイパークの指定管理にかかる過程において質問をいたしましたところ、途中1時間足らずの空白をもって、その見積もりの金額の変更、これについて適確な私なりの納得いくことではなく、時間切れで質問が終わっておりますので、再度本日継続して質問をいたしたいと思います。

通告に従い、市政一般について質問を行います。

9月定例会一般質問において、美津島町振興公社の管理運営について市長にいろいろと尋ねたところでありますが、特にあそうベイパークの指定管理についての選定について、十分な理解を得ることが私なりにできないことから、対馬市情報公開条例6条の規定により、審査に利用した公募4業者の事業計画書及びヒアリングを含む3回の選定会議の記録をもとに、再度お尋ねをいたします。

先の市長の答弁の中で、あそうベイパーク設置条例以外の見積もりが歳入に組み込まれていたので、価格の変更があったとのことでございますが、この中身の詳細について具体的な説明を再度お願いいたします。

なお、美津島町振興公社の見積書中、事務局費に対する質疑に対し、副市長の答弁は、私が会議録で確認する限り、十分な理解を得られないため、再度説明を求めたいと存じます。

一般質問及び選定委員会の会議録の一部について、後に二、三点ほどお尋ねをしたいと存じます。

最後に、振興公社の累計赤字の予算措置をする場合、解散を前提とされた発言を副市長よりた びたび伺いましたが、上対馬町振興公社の今後の運営方針はどうされるのかお尋ねします。 最後に、代表監査委員さんにはまことに申しわけございませんが、どうか御指導方よろしくお 願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 大浦議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年11月に開催いたしました美津島町のあそうベイパークの指定管理者選定委員会でのグリーンアイランド合同会社の収支予算に関する再度の御質問のようでございますが、グリーンアイランドから提出された申請時の収支予算書の額と、審査後の金額に相違があるとの御指摘につきましては、前回の質問の折りに回答を申し上げたとおりでございます。

グリーンアイランド合同会社の収支予算につきましては、グリーンアイランド合同会社があそうべイパークの施設を利用したところの活動、研修会等を行うため、収入では市の設置条例に規定されてない会費の計上、支出においては、それに伴う人件費、経費等が計上されておりましたので、その部分は今回の指定管理には関係がないとの判断のもと、そのことを申請者へ説明し、収支計画の変更、再提出の希望があるならば指定期間内に提出されるよう申し上げたところ、指定期間内に提出がなされたものであります。

なお、このほかの申請団体につきましても、同様の措置を講じておりますので、一定の審査基準のもと、審査は慎重かつ公正に行われております。

それから、美津島町の振興公社の見積もりのうち、事務局費に対する部分でございますが、これまで美津島町振興公社はあそうべイパークのほか、美津島総合公園など幾つかの施設を施設管理運営していた関係から、事務局費はそのどちらかの施設に、いずれかの施設に一括予算計上されていた経緯があり、昨年の指定管理者選定委員会においては、あそうベイパークの予算の中に事務局費が計上されていたものであります。したがいまして、美津島総合公園等の予算には、事務局費は一切計上されておりません。事務局費に対する取り扱いについては、担当部局とのヒアリングの折にも、お互い了承しているところでございますし、これまでの事業実績等に基づき作成された収支予算書でありましたので、適正と判断し、収支予算等の審査を行っているものでありますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、上対馬町振興公社の件でございます。通告書のほうに、渚の湯の今後の運営ということ がございましたので、そこまで進めさせていただきます。

議員御質問の9月に開催されました議員全員協議会での説明の件でございますが、財団法人上 対馬町振興公社におきまして、国民宿舎上対馬荘並びに上対馬温泉渚の湯を指定管理者として運 営をされております。

こちらの提案としましては、1つに国民宿舎上対馬荘の建物が老朽化しており、累積赤字が約2,000万、振興公社の維持管理について限界が来たので、効率的で魅力ある宿泊施設として

再出発を図るために、来年4月をめどに民間移譲をお願いしたい。2つ目に、11月から2カ月間の公募期間を置き、来年の早いうちに選定委員会で譲渡先を選定し、3月の議会で議決を受け、4月に民間に譲渡をしたい。3つ目が、譲渡の条件として、今後とも宿泊施設として継続利用すること。建物は無償譲渡、土地については無償貸与、現在雇用されている職員の再雇用などを説明させていただきました。

議員全員協議会の中でも、議員の皆様の意見としては、温泉施設のことも御心配された方もいらっしゃいましたが、今回につきましては、その中でお話させていただきました、赤字が増える一方の国民宿舎上対馬荘のみを公募し、事業計画書、資金計画書、雇用計画書などを提案いただき、最終的に3月に予定されます定例会において決定していただければと考えております。議員御指摘の温泉施設の運営は、公募案件に含まれていない以上は、4月以降も財団法人上対馬町振興公社において指定管理者制度のもと運営されるものと考えております。

ただ、渚の湯の今後のあり方としては、仮に選定後に、上対馬荘を譲り受けた新たな所有者より渚の湯と一体経営をしたいというふうな申し出があるようなことが起こった場合に、それにつきましては、そういう利用計画を提案されますと、その段階で新たな協議をしていきたいというふうな思いも持っておるところであります。

以上でございます。

- O議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 質問に入る前に、情報公開請求をした中で、もちろん会議録等につきましては了承得ましたけども、これに基づく録音等のテープについては出せないというふうなことでございました。

それで、総務部長に参考にお聞きしますが、一応この会議録がすべてを、選定委員会の最終的な漏れのない結論であるというふうな解釈でよろしゅうございますか。これに漏れるということはありますか。

- 〇議長(作元 義文君) 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) 情報公開で提出を申請されて提出された議案につきましては、 おおむねその選定委員会で話された部分の重要な部分は網羅されている。選定委員会に関する部 分は網羅されていると思います。若干会議の中でございますので、雑談的な部分もあるとは思い ますが、そこら辺については極力関係ない部分については削除はされてるというふうに考えては おります。

だから、今御質問のこの会議録が業者を選定するに十分な会議の議事録は掲載されてるという ことで理解をいたしております。

以上です。

- 〇議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) ただいまのお答えで、ほとんど大切な選定の根拠としては、この会議録がすべて物語っておるというふうに見なしたいと思います。つけ加えることはないというふうに、私はそういう判断をさせていただきます。

それでは、今市長の答弁の中で、まず850万の平成21年度10月31日の締め切りに提出した落札業者の審査が行われたのは、会議録からいえば11月14日に審査がございまして、副市長の指摘の中で、まず会員制度の会費、これはグラウンドゴルフと思いますが、それがまずあってはならないというふうな指摘、これは約60万。それから、支出における研修費等については適当ではないという指摘がございました。そういう会議録の中の記録があります。もう一つは、最終的な収支においてプラスマイナスゼロではなくちゃいかんと。ところが、当社の決算では、わずかではございますが、19万ほどの黒になっておる。ですから、この3点については、審査をする最低ラインの中で変更してもらわないとならんと、ここは認められないというふうな指摘が会議録には載っております。これは副市長間違いないですね、これがあったと。

で、私もそのような答弁を、数字は市長が言われなかったんです、はっきり、前回の9月においては、その数字が60万とか、黒字が幾らということの内訳はなかったもんですから、情報公開条例によっていろいろ調べているうちに、それ以外のことが副市長、新しい資料の中で出てきたわけです。これは今言いましたように、4業者のうちに、全部いろいろな指摘があっております。これはどうか、あれは適当ではないとか。当社の場合は、今の3点の修正をしなさいということで、する気があれば、次の週の月曜日までに再提出をしなさいというふうなことで、情報公開条例の資料の中で変更前と変更後をいただきました。これは住民が、対馬市民であればだれでも見ていいということでございますから、ここで隠す必要はございません。

そうしますと、もちろん歳入が多いわけですから、歳出をふやすか歳入を下げる、これが答えでしょうが、当社においては数字をほとんど変えているんです、全部、極端に。私は、副市長がこの会議録の1番最後に、そういうふうな軽微な変更は認めるが、根本を変えることは相ならんというふうなことを会議録の中で発言してます。その条文は、11ページの会議録に入っております。訂正させているのは、消費税を入れたとか、会費を取っているとか、黒字の修正計算など、収支計算書など、この範囲においての修正は認めるが、根本的な書き直しはできないと、こういうふうな発言をしております。

ところが、私が得た資料によりますと、全くほとんどの数字が入れかわっております、根本から。総額では850万が対馬市の委託料、いわゆる補助金です、当初ですよ。変更後には725万になったと、そういうことですね。ところが、そこはいいんです、頭は。中身の歳入歳出が全部変えてるんです、おおむね。これは副市長あなたは気付いておられましたか、ちょっと

確認しておきます。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **O副市長(大浦 義光君)** 先ほど市長が答弁しましたように、大浦議員も今言われましたように、 条例にないものが上がってたと。それから、基本的には歳入がこれだけあって、歳出がこれだけ かかるので、うちとしてはこれぐらいの委託料をもらわないと、この施設は運営できない、それ が委託料だというふうに思ってます。

ですから、それが当初から黒字が出た形での委託料の申請というのはおかしいんじゃないかということで、条例以外の部分と、それから黒字になった分を、その分を歳入なり、歳出で調整をされた。そのことによって、歳入の一部、それから、歳出の諸経費について訂正があったというふうに理解をいたしております。

- O議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 通告をしてきておるわけですから、このチェックをされれば困ったなと思うはずです。今の話ではないと思います。例えば、極端ですが、当初予算がゼロです、変更後に百三十何万です、こんな話はないでしょう。歳出の1手前ですが。それはあなた逸脱してますよ。私は総額だけ見て、中身を見なかったチェックミスと思います。これは基本的には選定委員会の根本にかかる問題です。大きな数字の変動があっております。それが選定委員会そのものが、個人的な見解ですが、特定の方について、この計画書を書き換えたことを容認したということになりますよ。

これは市長、こんなことで私もあんまり本当は話がしたかったんですが、どう思われますか、 その数字がなければ私は資料として持っておりますが、持っておられますか、変更後と変更前ありますか。歳出の件です。これを対比した資料を私はつくっておりますが、ほとんどの数字が動いてます。20項目ぐらいある歳出の中の3項目だけです、動いてないのは。あとは増減の大きな数字が動いております。これは考えられんことです。あってはならないこと。よくよく見てください、対比する資料を私は手書きでしております。両方一遍に見にくいです、そして増減を書いておりますが、焼きましょうか。それは見やすいと思いますが、ちょっとよろしいですか、事務局の方。

〇議長(作元 義文君) ちょっと暫時休憩します。

午前11時21分休憩
午前11時24分再開

〇議長(**作元** 義文君) 再開します。

16番、大浦孝司君。

○議員(16番 大浦 孝司君) 先ほどの副市長の答弁では、私も驚いたんですが、850万から725万にならないとこのことが適当ではないという言い方されましたが、会議録の中ではそんなことをいっておるんじゃないんです。黒字の19万の削減と、いわゆる会費の、会費というのは条例の中にそういうふうなことを盛り込むことができなかったのでしょう。この2つと、たしか残りは研修費やったです。研修費について指摘が会議録であってます。そのときの研修費の金額は30万円です。ですから、30万を減額してゼロにしております、これはわかります。あとは歳入歳出の調整をどうするかですから、会費の60万を削減すれば結論は出るはずです、そうなります。会費の歳入をカットすれば、その収益の部分が補助金の不足額を補えば答えは出るはずです。ところが、そうじゃありません、これは。

で、副市長答弁のとおり安ければいい、これは私もわかります。ところがこの算出根拠というのは、もとを逸脱してから、ほとんどいじくり回しておるわけです。天と地をひっくり返すような数字の入れかわりになってます。これは選定委員会として、これを見逃した、チェックミスをしたというふうに私は判断しているんですが、市長、これはわずかな時間で結論をということじゃないんですけども、どう思われますか。今の副市長の話と今までの流れの中で、率直にお尋ねします。

〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 今ここに変更前と変更後を持っておりますが、副市長が言いますように、市からの委託料を見込んで歳入歳出を組まれて、その結果、歳入歳出が19万の黒字になるという、この出し方はうちからの委託料が入りながら黒字になるのはおかしいから、それはきちんと見直してくださいと、そして歳入の中に会員制と書いてある60万ですか、60万というものが入っている。これについては、私どもの条例の中に会員制とかというものはないから、それは省いてくださいということを指導したということ、正しいと思っております。正しいと思います、その指導は、省くことは、条例にないことですから。そして歳入歳出が委託料を含んで黒字に、委託料がゼロで黒字になってもらう分は一向に構いませんけども、委託料を含んで黒字になるというのは、それはおかしいですよという指導は正しいと私は思います。全く問題はないと思います。。

そして60万ですか、会員制の、この60万とか、19万とかというものを削減する中で、歳 出をそれぞれの費目を扱わざるを得なかったんじゃないかなと、今一瞬こう見たときは、私はそ のように判断をいたしました。

〇議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。

○議員(16番 大浦 孝司君) 全く問題がないという言い方は逸脱した私は発言と思います。 なぜならば、先ほど言いますように、軸を動かしてはいかんぞと、そして指摘の範囲だけをやり 変えなさいと、こうなれば60万だけなんです。60万の歳入をカットすれば答えは出るんです、 そうなりますよ。あとは歳出のほうで調整を、市の交付金の額を、委託費を調整するだけです。

ところがそうじゃないですか、今比較した資料を見て、全く問題がないという話があるですか、ほかの3業者はそれを聞けば、みんなそうしますよ、とるために、違いますか。違うですか、数字を動かしとるじゃないですか、全部。例えば、さっき見ましたように、馬の飼育委託料、変更前ゼロです。それがなんか別途に書いてます。何頭かは検討とか、しかし重要な第1回目の見積もりにゼロできているんです。そして変更後は137万、そんなことはないでしょう。いずれチェックができなかったということを、私はこの審査が十分ではないと、そのように感じますが、市長は全く問題はないという言い方は、それはおかしいんじゃないですか。我々はそういうふうにはとらえませんが、軸がぶれてはいかんと、もともとの見積もりを変えちゃいかんということを、あなたは会議録に書いとるじゃないですか、これは全部書いているんです。これは理屈じゃ済まんです。

それで監査委員さん、私は御意見を賜りたい。 2点あるんですが、まずその1点がこれなんです。ですから、選定委員会の方針というのはいいと思うんです、出した方針は。しかし、その中で決められたことについて、どうかということを4業者の中で平等に判断した場合には、特定の業者だけが見積もりの変更を自由にやったと、2回目を。そういうふうに思うんですがいかがでしょう、ちょっと御意見を賜りたいと思います。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** 先ほど何回も言いますように、歳入と、俗に言う繰越金、過剰金、繰越金を扱えば、当然ほかの歳入も歳出も扱わざるを得ないじゃない、その分を額の大小はあるかも知れませんけども、扱っております。

それから、今大浦議員言われましたけれども、何でこの団体、この法人だけしたのか、美津島の振興公社も当然こちらが指摘した分がありますから、その分については当然訂正をされて提出があっておるんです。美津島の振興公社も同じような見方で指摘をしてますから、再提出があってるということは、大浦議員も御理解してあると思うんですけど。

- 〇議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 何遍も同じことを言わしちゃいかんじゃないですか、あなたが 3点を指摘して、それ以外は一切扱っちゃならんという言い方を書いとる。3点を要約すれば、 60万の改正だけの削減をして、あとは市の補助金をそれにあわせればいい、ただこれだけのこ とです、修正事項は。全部変えとるじゃないか、この数字を、なんが適切であるという意見が通 りますか。私は議員の1人としておかしなことをやっておるなと思いますが、その件で、それは 守るほうだからそういう言い方をするでしょうが、見るほうとしては私は適切ではないと、こう

いう判断しますが、監査委員さんの御意見を私は1回伺いたいと思います。これに関して。

- 〇議長(作元 義文君) 代表監査委員、長岡豊明君。
- **〇代表監査委員(長岡 豊明君)** それでは大浦議員さんにお答えいたします。

選定委員会に対する監査は、市長部局の権限事項となっております。それともう一つございますけれども、財政援助団体の監査についての監査委員の立場でございます。監査の対象は、財政的援助に対するもので、しかも出納、その他出納に関連した事項の執行の範囲内に限られる。そして当該財政的援助を受けているものの行う事業計画の適宜等で出納に関連しないものについては、直接これを監査の対象にすることはできないということとなっております。

ですから、今おっしゃる事項詳細に調べてもおりませんので、どうか答弁は、正確な回答はできないです。申しわけありません。

- **〇議長(作元 義文君**) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 期待をしておったんですが、私の期待はずれでございました。 話は終わりません、ただ時間がございませんから、次の展開に進みます。

事務局費の取り扱いをこれでよしと、そういうふうな見解を示されました。私が調べた範囲では、平成17年度に美津島支所、当時の。支所の内部の見解で総合公園を含むあそうベイパーク、真珠の湯温泉、その他パークゴルフ、ふるさと伝承館、これを商工観光事業の部署の予算1本で予算計上しておったわけですが、当時平成17年度が4,600万相当、非常に大きな金です。ところがこれを社会体育施設として総合公園とパークゴルフというふうなことをちょっと聞いたんですが、分けたわけです。教育委員会の予算で組んでくれと、総合公園は。あとは観光のほうで組むと、しかしそのときに教育委員会側としては、事務局費はうちのほうでは組み込めませんと、観光のほうで一切お願いします。これの取り決めをしたそうでございます。ですから、教育委員会の担当に聞きました。それならあなたたちは事務処理はどうしたんですか、いや予算はつけていないが、すべてしてもらいましたと、こういうことです。振興公社の中の事務処理としてやっていただいた。

そうなりますと、4業者の見積もりの根拠を示した内容は、平成20年度のあそうベイパークの決算書をすべて洗いざらい出して、それをもとに参考に見積もりをしてくださいと、こういうふうな公募のやり方をしております。そうしますと、平成20年度の段階で、大きな差が出ておるわけです。と申しますのが、大きく6つの事業がございます、6つの事業が、3,600万相当の中で。その事務局費を割り振りをしないとならんわけです。ところが間違って280万のお金を全額あそうベイパークの事務費として計上しておる。これはとんでもない事務ミスです。

ですから、20年度の4社の見積もりが、全部間違った見積もりをしておると指摘をしますが、 美津島町振興公社についてもとんでもないミスをしたと、自分ももとの仕事をやりながら、だれ

が仕事をとるかわからないという想定で事をしていないから、とり見込みでしたんでしょうが、 事務局費を全部あそうベイパークに奪われると。これは正しくない執行だと思いますが、市長途 中やむを得ん間違いということは、私も認めますが、これは修正入れないかんことじゃないでしょうか、途中、今後。

そのことについて見解を、さっきの答弁は答弁で私も聞きますが、今申し上げましたとおり、 事務局費を6カ所に分散したような取り扱いをしないとならんわけですけども、それをやらずに 見積もりの執行をお願いした。これについてどういうふうに思われるか、ひとつ。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 以前の財団法人が管理運営をしておりました施設が分散する中で、指定管理の公募をかけたために、こういう問題が起こったのかなとは思いますが、それぞれの一括で受けるんじゃなくて、多くの方々に参画をしてもらうという思いで分散をさせたところでございます。

その中の事務処理として、財団法人美津島町振興公社は、その間違ったということではなくて、恐らくもしかすると、私も財団法人の経営のほうには理事長でもありませんからかかわっておりませんが、何カ所かに、先ほど6カ所とおっしゃいましたか、6カ所に事務局費を分散した場合、いずれも分散させた場合、1カ所とっても事務局費は成り立ちませんから、だから仮にあそうベイパークのほうに事務局費を1点集中で組んで事業計画を提出されたんではなかろうかというふうにしか、私は推察はできんのですけども、違うんですか、そのあたりについては。

- O議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 間違ったままやったわけです、決算のやり方を、間違えている。 間違いないんです。280万の金があそうベイパークで使われておるというふうなことでやって おるんですから。現実は6カ所の真珠の湯温泉とか、ふるさと伝承館、総合公園の云々、そういった事業費の割からいえば16%しかないんです、割り振りすれば、もう割ってますけども、私 はそのように割ってしまった。わずか20%切ってるんです、280万のうちの。ところがそれを全部1カ所に集めた格好で見積もりさせたということは、これは大きな間違いであります。

監査委員さん、できれば私はその見解についても、適正かどうかというのは先ほどのこともありますが、これは事務上のことですがどうでしょうか。見積もりの事務局費をあそうベイパークに6事業所の部分を固めた中で見積もらせたということについては、私は間違いだと思うんですけども、その点につきましてどうかということなんですが。

- ○議長(作元 義文君) 大浦議員、副市長のほうに振りましょうか。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 市長の答弁を私が聞いて、市長がこれで問題ないというから、 私はそうではないがどうかということなんです。

- 〇議長(作元 義文君) 市長、財部能成君。
- ○市長(財部 能成君) 財団法人美津島町振興公社が提出されたものであって、どういう形でいるんな指定管理物件を受けていこうかという経営方針を出されて、そしてこれは出されたものだというふうに私は理解しておりますし、大浦議員におかれましても当時の監事として、そこには参画されていたと私は理解しておりますが。
- 〇議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 見積もり執行について私は把握したり、助言はしませんよ。 3月の1日足らずの決算を見るだけです、実質。執行を平成21年度にしてるんです。21年の 11月、20年度のその段階でどうするこうすると決めることについては、最終的には市の判断 でやっておるわけですが、最終判断というのは支所にあったかも知れませんけども、こういうこ とになればどうしても選定委員会のいろんな中のチェックを含めて私が見た中では、どうしても やはりトップにもかかってくる話じゃないですか、見解としては。だから、通告もしていったと おり、やはり調べられて、そういうことを構えるというのは当然だろうと思います。

ですから、何回も言いますように、執行されたのは適正じゃないけども、修正する必要があり はしないかということを私は申し上げておるんですが。過大な事務費をつけてるんです、過大な、 そういうふうなことでございます。

副市長、あなたのこの前回の9月の答弁にこう書いてあります。総合公園には事務局費がないから、最後は赤字でつぶれるだろうと、こう書いてます。それが事務局費として総合公園に要らんということじゃなくて、要ったにもかかわらず、そういうふうなことがあったということです。そういうふうに思いますが、間違いですか。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- ○副市長(大浦 義光君) 振興公社の申請をこちらに向けられても、こっちはどうしようもないじゃないですか。事務局費をどこかで出さないといけないというのが振興公社の考え方なんです。それをベイパークの経費の中に入れ込みたいというのが振興公社の考え方なんです。振興公社がベイパークに計上して、そのベイパークが指定管理から外れると、そしたらその事務局費はどこから出すんですか、出せないんです。そうなると、当然受けた振興公社は人件費をそれなり減額をしないと、出るところがなんですから、当然単年赤字が出ると私は言ったんです。

ですから、申請の仕方が今までもそうやったです。自分たちが1カ所で申請をされてきた。しかし、今までは非公募であったり、指定管理の前でしたら、それが可能であったかも知れませんけども、指定管理の申請が数カ所出て、それを審査をする中であれば当然自分たちがこういう形で申請をすれば、1番ベターな申請だということを、振興公社のほうがちゃんと精査をすべきだったと思ってます。

- O議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) そういうふうなことじゃなくて、選定委員会で事務局のチェックをしなければならないというふうな項目が委員会で上がってまして、その後の話も何もあっておりません。事務局費のことが上がっています。で、そういうふうになっておるじゃないですか、だから誤ったことが見積もりであったということが現実です。わからんはずはないんですけどね。次に、1つ進みます。グリーンアイランドの歳出の中で、委託費が授産事業者の、いわゆる金額を計上しておりますが、これについては私は知りませんが、ボランティア等で事をすべてやるというふうな言い方をヒアリングのときに書いております。そしてそれを採用した特徴になっておりますが、授産施設の事業者に対する委託ということは、適正なことであるかどうか確認をとりたいと思います。副市長お願いします。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君)** ヒアリングのときにそういう話がありました。その人たちを雇ってするんじゃなくて、申請者はそういう人たちを使ったボランティアの形をとりたいと、あくまでも 経費を軽減するためにボランティアを十分に生かしながら、経営をやっていきたいという説明であります。
- O議長(作元 義文君) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 私が言うのは、授産施設の事業者に委託することが適正であるかということをいっているんですけども、ボランティアのことはわかりますが、この予算の60万について妥当であるかということを問いよるんですけども。50万です、60万から50万です。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **〇副市長(大浦 義光君)** 委託費、授産事業者に対して委託料を出すということの経費ですか、 申請者は授産事業ですから、あくまでもその授産、そういう人たちを授産のためにベイパークで 仕事してもらって、それに対する対価として賃金を払うということで申請がされております。
- **〇議長(作元 義文君)** 16番、大浦孝司君。
- O議員(16番 大浦 孝司君) これは事業者と書いています。これは作業される方じゃなくて、 そこを仕切っている事業者に払うということじゃないんですか、それがどうかと私は適正なこと であるかということを尋ねているんですけども。
- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- **○副市長(大浦 義光君**) ヒアリングの段階でどこの施設の事業者の職員というか、そこの研修 をするための施設がどこの授産施設の人たちかということまでは確認いたしておりません。 というのは、あくまでもボランティアという意識をこちらは非常に強調されましたから、そこ

の分については確かに掘り下げたヒアリングはしてないかなと思っております。

- **〇議長(作元 義文君**) 16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) あとで問題がないか調べておいてください。

時間が3分しかありませんが、まだいっぱいあったんですけど、市長が上対馬振興公社の渚の 湯の運営をそのまま続行と、そして言い方としては累積赤字がある公社については一切補正をす る場合においては、たたんでもらうと、こういうふうな私は美津島町振興公社の場合話を聞きま した。8月25日に聞いたんです、私一緒に行ったんです。そういう話をされました。(発言す る者あり)そうです、美津島の件はそういうふうに累積赤字に充当する場合においては、振興公 社の経営を廃止してもらうというふうなことは、複数の方の前でおっしゃいました。それは私も 聞いておるんです。で、9月の定例会の答弁、これはそう言い方をされております。過去にも一 切そういうふうなことをやったことがないと、大浦副市長の答弁で書いております、見ればわか ります。

で、これは平成17年度の上対馬町振興公社、当時の、決算書の中身なんですが、これを読みます。

上対馬温泉渚の湯の本年度収支は、収入1,450万に対し、支出は3,869万となっており、赤字は2,419万円である。その間、市より運営委託費として2,300万円を受け入れている。というようなことで、私はこういうことはあっていいと思うんです。当然合併直後でございますし、一切ないという書き方をされましたけども、あるわけで、そして美津島町振興公社においては解散と、それも地元の理事会で決めたから、それで了承しましたよと、逆の言い方をされましたけども、渚の湯については続行すると、今年3月以降に二千数百万の補正予算を組んで、国民宿舎の赤字を消すと、その後続行すると。これについては、私は不公平な判断だと思いますが、御見解をお願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 副市長、大浦義光君。
- ○副市長(大浦 義光君) 大浦議員が監事という立場でうちの市役所に来られました。理事も何人か来てありました。私と齋藤副市長と担当者で対応したんですけど、少し誤解をされてあるのではないかと、私たちが言ったのは指定管理料を一たん契約した中で、赤字が出ますから、その分については補正予算は、変更契約はされませんよと。しかしながら、市が100%の出資ですから、振興公社が解散をされるときには、市が責任を持ってその精算金は払うべきです。赤字が出たから、単に変更契約をして赤字の部分を補助を出してくださいというのはおかしいですということで、私は言ったつもりなんです。こちらのメンバーはそんなふうに理解をいたしております。

それから、上対馬の振興公社に補助金を出したじゃないかということですけども、それは油の

高騰、それから退職金の不足分について、こちらで支出をした経緯がありますけども、指定管理料を変更契約をして出したということはないと思っています。

- 〇議長(作元 義文君) 時間になりましたが。16番、大浦孝司君。
- ○議員(16番 大浦 孝司君) 時間を切りまして、さらに話は、十分なことはございませんが、 私なりに理事者側とその後、今後、少し話す機会をいただきたいと思います。

これで時間が来ましたのでやめます。終わります。

〇議長(作元 義	文君) これでえ	大浦孝司君の質問は終わ	ります。

〇議長(作元 義文君) 本日予定しておりました登壇者 2名の市政一般質問はすべて終了しました。

以上で、市政一般質問を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

午後11時56分散会

平成21年 第4回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第13日) 平成21年12月16日 (水曜日)

議事日程(第4号)

平成21年12月16日 午後1時00分開議

日程第1 議案の撤回について

(議案第99号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について)

日程第2 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出は、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費 10款・教育費、13款・諸支出金

議案第94号 平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第 1号)

議案第95号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号) 歳入は、所管委員会にかかる歳入 歳出は、3款・民生費、4款・衛生費

議案第87号 平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第88号 平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)

議案第89号 平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)

議案第90号 平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第91号 平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予 算(第1号)

議案第92号 平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第3号)

議案第96号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第97号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費 8款・土木費、11款・災害復旧費

議案第93号 平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)

議案第98号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について

議案第100号 市道の認定について(内山峠線)

議案第101号 市道の認定について(内山峠支線)

議案第102号 市道の認定について(アノセ前原線)

議案第103号 市道の廃止について (比田勝網代線)

議案第104号 市道の認定について (比田勝網代1号線)

議案第105号 市道の認定について (比田勝網代2号線)

議案第106号 市道の認定について (比田勝網代3号線)

日程第5 議案第99号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について

日程第6 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府 に求める陳情について

日程第7 議案第107号 工事請負契約の締結について(豊玉中学校屋内運動場耐 震補強・大規模改造工事)

日程第8 発議第12号 対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第1 議案の撤回について

(議案第99号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について)

日程第2 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出は、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費 10款・教育費、13款・諸支出金

議案第94号 平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第 1号)

議案第95号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条 例

日程第3 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入 歳出は、3款・民生費、4款・衛生費

議案第87号 平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第88号 平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)

議案第89号 平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)

議案第90号 平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第91号 平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予 算(第1号)

議案第92号 平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第3号)

議案第96号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第97号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第86号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費 8款・土木費、11款・災害復旧費

議案第93号 平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3号)

議案第98号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について

議案第100号 市道の認定について(内山峠線)

議案第101号 市道の認定について(内山峠支線)

議案第102号 市道の認定について(アノセ前原線)

議案第103号 市道の廃止について(比田勝網代線)

議案第104号 市道の認定について (比田勝網代1号線)

議案第105号 市道の認定について(比田勝網代2号線)

議案第106号 市道の認定について (比田勝網代3号線)

日程第6 陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府 に求める陳情について

日程第7 議案第107号 工事請負契約の締結について(豊玉中学校屋内運動場耐 震補強・大規模改造工事)

出席議員(22名)

1番	脇本	啓喜君	2番	黒田	昭雄君
3番	小田	昭人君	4番	長	信義君
5番	山本	輝昭君	6番	松本	暦幸君
7番	阿比曾	習梅仁君	8番	齋藤	久光君
9番	堀江	政武君	10番	小宮	教義君
11番	阿比曾	習光雄君	12番	三山	幸男君
13番	初村	久藏君	14番	糸瀬	一彦君
15番	桐谷	徹君	16番	大浦	孝司君
17番	小川	廣康君	18番	大部	初幸君
19番	兵頭	栄君	20番	中原	康博君
21番	島居	邦嗣君	22番	作元	義文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

 局長
 永留
 徳光君
 次長
 渋江
 雄司君

 参事兼課長補佐
 長野
 元久君
 副参事兼係長
 國分
 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部	能成君
副市長	大浦	義光君
副市長	齋藤	勝行君
総務企画部長	永尾	榮啓君
総務課長	桐谷	雅宣君
市民生活部長	近藤	義則君
福祉保健部長	扇	照幸君
観光物産推進本部長	廣田	宗雄君

政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原	敬行君
農林水産部長	川本	治源君
建設部長	斉藤	正敏君
水道局長	一宮	英久君
教育部長	中村	敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比曾	留正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本	政次君
峰地域活性化センター部長	永留	秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田	延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬	良久君
消防長	阿比曾	留 健君
会計管理者	森田	健一君
監查委員事務局長	主藤	繁明君
農業委員会事務局長	大石	邦一君
教育委員長	村井	成枝君

○議長(作元 義文君) おはようございます。本日の会議を開きます前に、議員へ連絡をいたします。各議員へ配付しておりますように、12月15日付をもって、市長より、本定例会に提出されております議案第99号に対する議案の撤回についてが提出され、同日付で議長が受け付けております。したがって、ただいまから、本日の議事日程等について議会運営委員会へ諮問したいと思いますので、議会運営委員長さん、委員会の招集をよろしくお願いいたします。

また、議会運営委員会終了後、市長の申し出により、議員控室において全員協議会を開催いたしますので、全員の出席をお願いいたします。

なお、傍聴者の皆様には、開会がしばらくおくれますので、御理解をよろしくお願いいたします。

議運の委員長、よろしくお願いします。

午後1時00分開議

〇議長(作元 義文君) これから、お手元に配付の議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案の撤回について

○議長(作元 義文君) 日程第1、議案の撤回について(議案第99号、対馬ふるさと伝承館の 指定管理者の指定についての撤回)を議題とします。

議案第99号の撤回理由について、提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

- ○市長(財部 能成君) ただいま議案となりました議案第99号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての議案の撤回についてでございますが、本議案は、今定例会初日の12月4日に御提案いたしましたところ、書類等に不備がありましたので、撤回させていただきます。よって、御承認賜りますようお願い申し上げます。
- ○議長(作元 義文君) これから質疑を行います。10番、小宮教義君。
- 〇議員(10番 小宮 教義君) 質疑に入る前に。
- ○議長(作元 義文君) 質疑に入る前に、10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 本案件は、地方自治法第117条、除斥の部類に当たると思います。阿比留梅仁議員の除斥をお願いしたいと思います。
- ○議長(作元 義文君) 事務局長に、第117条の除斥について説明をさせます。事務局長、永留徳光君。
- **○事務局長(永留 徳光君)** 小宮教義議員の質問に対しまして、事務局の考え方を説明をさせていただきます。

議案の撤回については、議案第99号に関することでありますので、今の質問では、阿比留梅 仁議員が本会議での除斥が必要ではないかという御質問でございます。地方自治法の規定につい て事務局の考え方を申し述べさせていただきます。

先ほども全員協議会で概略説明をさせていただきましたが、地方自治法第117条の規定では、 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しく は兄弟、姉妹の一身上に関する事件、または自己若しくはこれらのものの従事する業務に直接の 利害関係のある事件については、その議事に参与することができないと規定をされております。

社会福祉法人が公共施設の指定管理者の指定について議会の議決を審議されるときに、子供さんがその法人の理事長及び理事、また監事等の役員であれば、その法人に対して常時支配力を有する地位にあると解釈をされ、その議員は除斥をされなければならないと解釈をされますが、先ほども全員協議会で説明いたしましたように、阿比留議員さんの子供さんがこの法人の理事長さんであられましたけれども、12月10日で理事長を辞任されまして、また子供さん及び阿比留議員さんの奥様も理事を辞任された旨の届が市長になされて、その届が議長のほうに提出をされまして、その内容は各議員に配付していることと思います。

したがいまして、現在、その子供さんと奥様は従業員の身分であられますので、その法人の支配力を有しないものであるというふうに解釈をされ、阿比留梅仁議員の除斥は該当しないと、議

長に御相談申し上げ、議長は判断をいたしているところでございます。

それから、この件につきましては、長崎県市町振興課行政班にも照会をさせていただきまして、 今私が申し上げましたように、従業員であれば常時支配力を有しないと解釈されますと。したが って、議員の除斥は必要ではないということと、もう一点は、私が日ごろ判断に困ったときには いつも相談をさせてもらうんですが、神奈川県在住の前全国都道府県議会議長会議事調査部長で あられます野村稔先生に電話でこのことについて照会をし、御指導いただきました。

結果、今私が申し上げました、子供さんが理事の場合及び監事の場合は、役員であるので常時支配力を有する地位にあるということで除斥は必要ですが、子供さんが従業員または平社員の場合は、その法人の支配力を有しないことから、関係する議員は除斥をされないと思いますという御指導をいただきまして、そういったもろもろを総合的に判断をいたしまして、議長と協議の結果、阿比留梅仁議員は除斥が必要ではないというふうに判断をいたしているところでございます。ひとつそういったことでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) ということは、役員でないから除斥の対象にならないということですか。

先ほど申されましたけれども、社会福祉法人ですよね。これは法律による、社会福祉法による 第22条の定義の社会福祉法人なのですよ。社会福祉法という法律があるんです。御案内のとお りだと思いますけど。その中にはこうなっているんです。社会福祉法の第28条、ちょっと長い んですが、中をとらえると、その他の登記事項の変更、このその他の登記事項の変更というのは、 当然これは登記しなければいけませんから、法人というのは、法に従って。その中で、ここにそ の登記があるんです。目的、いろいろ書いてございます。その中で、役員に関する事項というの がございます。これで載せて初めて権限を得るわけです。それで、この第28条の登記しなけれ ばならない。これに載せなければならないということなんですよ。

肝心なことはもう一つ、この2項にはこうあるんですよ。前項の規定により、登記をしなければならない事項は、こういうことですよね、理事長の変更。登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。幾ら理事長を替えたといっても、ここに公に権限を有する者の変更がなければ社会的には認められないんですよ。社会福祉法第28条第1項第2号はそうなっているんですから。法律ですよ。これによって是非除斥をお願いします。

- 〇議長(作元 義文君) 事務局長、永留德光君。
- **〇事務局長(永留 徳光君)** 先ほども申し上げましたように、事務局といたしましては、この地方自治法第117条の規定に基づきまして判断をさせていただいたところでございます。

したがいまして、私が今申し上げました内容は、議長の判断のもとにこういうふうにしたわけ

でございます。したがって、この除斥に疑いがあるというふうにお思いであれば、ひとつ動議を 出していただいて、議会の議決で決定するというのが本当の議会運営のあり方でございますので、 そこら辺も含めてひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

- **〇議長(作元 義文君)** 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 判断は議会にゆだねるということでございますから、私は除斥の動議を出させていただきます。 賛同の方はよろしくお願いいたします。
- **〇議長(作元 義文君**) 7番、阿比留梅仁君。
- ○議員(7番 阿比留梅仁君) 面白い判断になっていますが、その前に、99号は対馬ふるさと 伝承館の指定管理者の指定について、この議案の撤回であって、議案の撤回が目的であり、中身 の審査じゃないということをよく参酌の上に御判断ください。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 撤回するかしないかというお話ですが、問題は、じゃ何を撤回するのかしないのか、その内容を論議するわけですから、必然的に排除の範囲に入ると思います。以上。
- ○議長(作元 義文君) ただいま小宮教義君から議案の撤回については、議案第99号に関することであるので、阿比留梅仁君が除斥の対象になるのではないかとの動議が出されました。この動議は2人以上の賛成者が必要であります。本動議に賛成する方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

O議長(作元 義文君) この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。 阿比留梅仁君を除斥することについての動議を議題とします。 地方自治法第117条の規定によって、阿比留梅仁君の退場を求めます。

〔7番 阿比留梅仁君 退場〕

〇議長(作元 義文君) 早速この動議について採決を行いたいと思います。この採決は起立によって行います。

[賛成者起立]

〇議長(作元 義文君) 起立多数であります。したがって、阿比留梅仁君を除斥することは可決 されました。

阿比留梅仁君の入場を求めます。

〔7番 阿比留梅仁君 入場〕

○議長(作元 義文君) 阿比留梅仁君に申し上げます。本案に対する阿比留梅仁君を除斥するこ

とについては可決されましたので、告知いたします。

阿比留梅仁君の退場を求めます。

〔7番 阿比留梅仁君 退場〕

○議長(作元 義文君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 反対討論です。ちょっと待ってください。
- 〇議長(作元 義文君) 暫時休憩します。

午後1時16分休憩

.....

午後1時16分再開

- **〇議長(作元 義文君)** 再開します。
- ○議員(10番 小宮 教義君) すみません、遅くなりました。

私は、この議案については、撤回については反対の立場でございますので、反対の立場で申し 上げます。

私もこの議員をさせていただいて長いことになりますが、その中で、この撤回議案というのを 初めて目にするわけでございます。まずもって、こういうことがあってはならない。しかし、こ ういうふうに撤回ということが出てきております。この案件については産業建設常任委員会が 2日間にわたって慎重に慎重を重ねて審査をし、そして委員会ではこれまた全会一致、否決とい う結果を得たわけでございます。

私ども、市民から負託を受け、それぞれの方がこの会場におられるわけです。私どもがまず第 1とすることは、議会が民主主義のルールによって成り立っておるということでございます。例 えば、このような撤回ということがまかりとおるようになれば、今後とも都合都合にあわせて撤 回の手続をとれば、私ども議員、議会そのものは全く無用なわけでございます。必要ないわけで あります。こういう事例をつくると今後も大変なことになるわけでございます。

皆さんがよくお手元にお持ちの議員必携がございますが、ここには、この撤回についてこのように明記しております。この議員必携というのは私はいつも見るわけです。皆さんもよく見ておられますが、非常に参考になるものです。

この中に、この撤回ということにこう書いてございます。まず、撤回というのは地方自治法に 定めがない。これはそうなんでしょう。しかし、大事なところはここにあるんです。撤回につい て、その申し出の理由が根拠薄弱であったり、市町村の提案したもので否決または修正が予想さ れるために急きょ撤回または修正を申し出たような事例の場合には、議会として十分に検討して、 自主性のある判断を行うべきだと、この議員必携はそううたっておるわけでございます。

皆様はそれぞれ市民から選ばれた方でございますから、私が申すこともございませんが、これは今後の対馬市議会の前途を決めるといっても過言ではない。そういった意味で、ぜひ皆様方の撤回に反対をするという立場の御協力を賜りたい。

以上であります。

○議長(作元 義文君) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第99号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての議案を撤回することについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第99号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての議案を撤回することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(作元 義文君) 起立多数であります。したがって、議案第99号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての議案を撤回することについては、可決されました。

阿比留梅仁君の入場を求めます。

〔7番 阿比留梅仁君 入場〕

日程第2. 議案第86号・第94号・第95号

○議長(作元 義文君) 日程第2、総務文教常任委員会に付託した議案第86号、平成21年度 対馬市一般会計補正予算(第5号)から、議案第95号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例 の一部を改正する条例までの3件を一括して議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)は、産業建設常任委員長の審査報告の後に一括して審議することにいたしますので、御了承願います。

各案について総務文教常任委員長の審査報告を求めます。13番、初村久藏君。

O議員(13番 初村 久藏君) 皆さん、こんにちは。総務文教委員長が体調不良のため、副委員長の初村が報告をいたします。よろしくお願いいたします。

総務文教常任委員会審査報告書、平成21年第4回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件については、議長あてに報告しており、 既に皆様のお手元に配付されております。その経過と結果を同規則第103条の規定により報告 いたします。

当委員会は、平成21年12月9日、全委員出席のもと、豊玉地域活性化センター3階大会議室において、議会事務局、市長部局、監査委員事務局、消防本部、教育委員会の説明員の出席を求め慎重に審査をいたしました。その結果を、報告書の2ページの19行目から報告いたします。議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会に係る歳入の主なものは、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金159万2,000円、9款地方特例交付金1,678万6,000円がそれぞれ額の決定による追加、10款地方交付税3億2,206万8,000円の追加、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金において地域活性化経済危機対策臨時交付金6,600万円の追加、7目消防費国庫補助金において防災情報通信設備整備事業交付金900万円の追加、16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入において、旧下原診療所跡地の長崎県への土地建物売払収入323万5,000円の追加、20款諸収入4日雑入において、旧美津島有線テレビ施設撤去に伴う九州電力の電柱共架料金の返還金130万7,000円、指定管理者から支払われるCATV5カ所のサブセンターの電気料として420万円、市町村振興協会基金配分金616万7,000円の追加が主な内容でございます。

歳出の主な内容については、1款議会費は、13節委託料で会議録調製委託料53万6,000円の追加、14節使用料及び賃借料でコピー使用料21万2,000円の追加が主な内容となっております。

次に、2款総務費は、1項総務管理費1目一般管理費の9節旅費で職員派遣及び一般職・特別職旅費等463万6,000円の追加、5目財産管理費の11節需用費で厳原町椎根児童遊園遊具修理代、美津島、上対馬地域活性化センター管内の住民センター等の修繕料として123万5,000円の追加、15節工事請負費で、本庁玄関手すり改修工事等332万円の追加、18節備品購入費で各庁舎の地デジ対応テレビ21台の購入費として276万4,000円の追加、7目企画費の18節備品購入費でCATVセンター施設のCWDM装置の予備ユニット購入費及びスクールバス購入費として2,129万8,000円の追加、19節負担金、補助及び交付金で、地方バス路線維持費補助金、航路運賃割引事業補助金として1億2,331万5,000円の追加、10目諸費11節需用費で市内の防犯灯電気料及び修繕料として156万3,000円の追加、4項選挙費9目市議会議員選挙費は、確定による459万円の減額が主な内容となっています。

次に、9款消防費1項消防費4目防災対策費の15節工事請負費で、災害・有事における情報 発信のための全国瞬時警報システム整備工事として1,200万円の追加が主な内容となっております。 次に、10款教育費5項社会教育費2目公民館費の11節需用費で図書館システム導入に係る消耗品費、電気料不足分等321万3,000円の追加、13節委託料で図書館システム構築委託料263万6,000円の追加、18節備品購入費で図書館システム導入に伴うパソコン購入費106万7,000円の追加、6項保健体育費1目保健体育総務費19節負担金、補助及び交付金で県大会等出場のためのスポーツ活動振興補助金232万8,000円の追加、2目体育施設費11節需用費で厳原総合運動公園テニスコート外3施設の修繕料等205万1,000円の追加、15節工事請負費で美津島体育館屋根改修工事費の不足分311万1,000円の追加、3目学校給食費11節需用費で豊玉学校給食調理場のシステム洗浄機外調理器具の修繕料等で105万円の追加が主な内容となっております。

次に、13款諸支出金2項公営企業費1目旅客定期航路事業繰出金28節繰出金で旅客定期航路事業特別会計繰出金として83万7,000円計上するものです。

また、各費目で計上されております人件費については、人事院勧告による減額分、人事異動による調整分及び共済組合負担金の負担率変更によるものであります。

なお、委員からの質疑で、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費10節交際費の追加補正60万円に対する委員会での詳細な内容の説明要求に対し、「教育委員会より、対馬国史に対する予算要求があり、市立の小中学校及び図書館等への配布分」については備品購入費として計上、外部に、「対馬を理解していただくための寄贈配布分」については交際費として計上しており、鈴木靖将画伯からの絵画「防人の島」の寄贈に係る諸経費についても、鈴木画伯みずから滋賀県大津市からレンタカーで4日間かけ対馬市交流センターまで持参していただいたことに対する必要経費が多費目にわたるため交際費で計上したとの説明を受け、これが妥当と考えて了承いたしました。

議案第94号、平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第1号)の歳入は、 4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金で83万7,000円の追加、6款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金で30万9,000円の追加であります。 歳出の主な内容は、1款総務費は人事院勧告による減額及び共済組合負担金の負担率の変更に よる人件費の調整が主な内容です。

次に、2款施設費1項施設費1目施設管理費11節需用費でクラッチ交換及びバッテリー交換の修繕料106万7,000円の追加、燃料費の減44万9,000円、14節使用料及び賃借料で傭船料26万円の追加、15節工事請負費で貝鮒地区の乗降用手すり設置工事費として20万8,000円の追加が主な内容となっております。

議案第95号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例は、経年劣化による腐食及び破損等により入居不可能な住宅、危険な状態の住宅の解体等によるもの及び普通財産

への所管換え等により廃止し、教職員住宅の適正な管理を行うため所要の改正を行うものであります。

また、条例制定当初から数件の教職員住宅の表記に誤りがあったものをあわせて訂正するものであります。

内容としましては、厳原管内14棟16戸、美津島管内3棟3戸、上県管内2棟2戸、上対馬管内3棟3戸で、合計22棟24戸について解体及び普通財産への所管換え等により廃止し、削除するものであります。

なお、5棟の建築年度の訂正、3棟の住所地番の訂正を行うものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第86号、議案第94号及び議案第95号の3議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長(作元 義文君) これから議案第86号を除く2件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第94号及び議案第95号についての2件を一括して採決します。お諮りします。 各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第86号~第92号·第96号·第97号

〇議長(作元 義文君) 日程第3、厚生常任委員会に付託した議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)から、議案第97号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例までの9件を一括して議題とします。

各案について厚生常任委員長の審査報告を求めます。16番、厚生常任委員長、大浦孝司君。

〇議員(16番 大浦 孝司君) 厚生常任委員会の審査を報告します。

平成21年第4回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費、議案第87号、平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)、議案第88号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第89号、平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第90号、平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第90号、平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第91号、平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)、議案第92号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)、議案第96号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第97号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例、以上、補正予算7件、条例改正2件の審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、12月9日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、 市長部局より近藤市民生活部長、扇福祉保健部長並びに各担当課長の出席を求め、付託議案について慎重に審査をいたした結果を次のとおり報告します。

議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)、歳入は所管委員会に係る歳 入、歳出は3款民生費、4款衛生費であります。

歳入の主なものは、14款1項1目国庫支出金2,190万4,000円の増額は、社会福祉費 負担金の障害者自立支援給付費の増額に伴う自立支援費負担金の国庫負担分であります。

15款県支出金1項1目の民生費県負担金1,245万2,000円の増額は、障害者自立支援給付費の県費負担分の追加であります。2項2目民生費県補助金344万1,000円は、障害者福祉医療費と福祉のまちづくり推進事業補助金の歳出増額計上に伴う県費負担分を追加計上であります。

歳出の主なものは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費6,464万6,000円の増額補正であります。また、20節扶助費の自立支援給付費4,980万9,000円は、通所利用者の増と報酬単価の見直しによるものであります。5目老人福祉費28節繰出金2,006万1,000円は、特別養護老人ホーム特別会計外3特別会計への繰り出しで、地デジ対応テレビの購入と浅茅の丘空調設備改修工事等の追加計上であります。2項2目の児童福祉施設費の備品購入費は、保育所のテレビ48台分でありますが、これは経済危機対策臨時交付金による説明でありますが、委員の意見として、1台10万円を超える予算対応に、チューナーの取り付けをすれば既存のものが活かされ、1万円程度で済むのではとの指摘がございましたが、市の方針としては、新しいものはそのような処理とし、古いものは買い換えるとのことであります。

4款衛生費については、新型インフルエンザワクチン接種に関するものであります。2目予防

費13節委託料2,890万5,000円は、各医療機関への軽減対象者4,700人分を見込んでおります。

なお、生活保護世帯及び住民税の非課税世帯が該当となります。

これらの財源は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の負担割合となっております。

2項清掃費2目塵芥処理費13節委託料のうち、機械器具法令、保守点検1億2,486万2,000円の増額については、従来とは異なり、対馬クリーンセンター保守点検委託料について、当初予算で前期分が計上され、今回、後期分を計上するものでありますが、この目的は、プラントメーカーのペースにならないよう、今年度より財団法人日本環境衛生センターに精査業務を委託し、細部予算の妥当性をチェックし経費の削減を図ろうとするものとのことでありますが、その成果として約2,000万円の削減ができたとの説明を受けたところでありますが、これを評価するとともに、なお一層の努力をお願いするところであります。

議案第87号、平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)、歳入歳出総額で 1,377万7,000円を増額補正するものであります。補正の内容については、人件費の補正 と診療所の医療機器の購入と修繕料の追加、地デジ対応テレビ及びチューナー、医師送迎用の公 用車等の購入費、医薬品等医薬材料費の不足額を追加計上するものであります。

また、これらの補正財源については、診療収入と地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源とする一般会計繰入金を主な充当財源とするものであります。

議案第88号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、歳入歳出総額で2,615万9,000円を増額補正するものでありますが、補正の主な内容については、一般被保険者高額療養費と後期高齢者支援金の支出見込み額を追加計上するものであります。

歳出に対する財源については負担ルールに基づく国庫負担金、それと国・県補助金と歳出の予備費を減額補正することで対応するものであります。

議案第89号、平成21年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、歳入歳出総額で72万2,000円を増額補正するものでありますが、補正の内容については、人事異動による職員手当等及び基礎年金負担率の増による共済費を増額計上するものであり、財源については一般会計からの繰入金を充当するものであります。

議案第90号、平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)、歳入歳出総額で 1,714万3,000円を増額補正するものでありますが、補正の主な内容については、特例介 護予防サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の保険給付費の見込 み額を追加計上するものであります。

歳出に対する財源については、介護給付費負担金の国・県負担金、調整交付金、支払基金交付金と一般会計繰入金が負担ルールにより充当されています。

また、歳入において、低所得者の増加等で介護保険料収入を減額補正しており、収入不足分は介護給付費準備基金を繰り入れて補てんするものであります。

議案第91号、平成21年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)、歳入歳出総額で298万8,000円を増額補正するものでありますが、補正の主な内容については、人件費の人事院勧告と基礎年金負担率の増による予算額の増減、職員及び介護認定調査員用のパソコン購入費、介護支援サービス事業のケアプラン作成委託料を追加計上するものであります。

歳出に対する財源については、前年度繰越金と介護保険サービス事業収入が充当されています。 また、一般会計繰入金の減額については、前年度繰越金を一般財源として充当したことによる ものであります。

議案第92号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)、歳入歳 出総額で3,365万8,000円を増額補正するものでありますが、補正の主な内容については、 人事院勧告による職員手当等の減及び基礎年金負担率の増による共済費の増額と、地域活性化経 済危機対策臨時交付金事業による地デジ対応テレビ購入費と空調設備等の施設整備改善工事の追 加、また日吉の里短期入所者の利用見込み増による介護用品等の追加補正であります。

歳出に対する補正財源は、一般会計繰入金と繰越金及び短期入所生活介護収入を充当するものであります。

議案第96号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、現在の厳しい経済 社会情勢に影響を受け、保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期 間の日数については延滞金利率を軽減することを目的とした「社会保険料の保険料に係る延滞金 を軽減するための厚生年金保険法の一部を改正する法律」が平成22年1月1日に施行されるこ とに伴い、後期高齢者医療においても同様の取り扱いが行えるよう、条例の一部を改正するもの であります。

議案第97号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例、介護保険条例につきましても、後期高齢者医療に関する条例と同様、延滞金を軽減するため、第9条を改正するものであります。

以上、議案第86号から議案第92号、議案第96号及び議案第97号について慎重に審査を 行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長(作元 義文君) これから議案第86号を除く8件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第96号及び議案第97号の8件を一括して採決します。お諮りします。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり 可決されました。

暫時休憩します。開会を2時10分から。

午後1時57分休憩	
午後2時10分再開	

〇議長(作元 義文君) 開会します。

日程第4. 議案第86号·第93号·第98号·議案第100号~第106号

〇議長(作元 義文君) 日程第4、産業建設常任委員会に付託した議案第86号、平成21年度 対馬市一般会計補正予算(第5号)から、議案第106号、市道の認定について(比田勝網代 3号線)までの10件を一括して議題とします。

各案について産業建設常任委員長の審査報告を求めます。17番、産業建設常任委員長、小川 廣康君。

〇議員(17番 小川 廣康君) 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成21年第4回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件のうち、議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第93号、平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第98号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について、議案第100号、市道の認定について(内山峠線)、議案第101号、市道の認定について(内山峠支線)、議案第102号、市道の認定について(アノセ前原線)、議案第103号、市道の廃止について(比田勝網代線)、議案第104号、市道の認定について(比田勝網代1号線)、議案第105号、市道の認定について(比田勝網代2号線)、議案第106号、市道の認定について(比田勝網代3号線)の10議案について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、12月9日、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、全委員出席のもと、市長部局より一宮水道局長、川本農林水産部長、斉藤建設部長、永尾総務企画部長、廣田観光物産推進本部長、美津島及び上対馬の地域活性化センター部長並びに担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)のうち、歳入については、12款分担金及び負担金において、漁港整事業分担金の追加、農地農用施設災害復旧事業分担金の減額で、差し引き7,000円の追加、14款国庫支出金2項国庫補助金では、5目商工費国庫補助金において32万8,000円の減額、6目土木費国庫補助金で400万7,000円の追加、15款県支出金2項県補助金では、4目農林水産業費県補助金で530万4,000円の減額、9目災害復旧費県補助金で819万4,000円の減額で、いずれも事業費の確定によるものであります。

また、16款財産収入2項財産売払収入では、3目出資金返還収入の100万円の追加であります。20款諸収入4目雑入では、1,847万9,000円追加のうち771万1,000円が所管に係るものであります。21款市債では、4目農林水産業債で7,700万円の追加、9目災害復旧債で460万円の減額であります。

歳出については、6款農林水産業費で6,247万6,000円の追加、7款商工費は549万8,000円の減額、8款土木費では528万円の追加、11款災害復旧費では1,379万5,000円の減額であります。

今回の補正は、各款ともに人事異動と人事院勧告による給料、職員手当等が主な補正でありますが、6款農林水産業費では農業振興費のイノシシ捕獲補助金で500万円の追加、水産業総務費で水産加工施設地域総合整備資金貸付金の7,300万円の追加、漁港管理費で維持補修工事費の1,168万1,000円の追加が主な補正であります。7款商工費では、観光費で美津島町振興公社の解散に係る清算補助金480万円の追加、8款土木費では住宅管理費の公共建築物耐震診断調査委託料で1,473万4,000円の追加が主な補正であります。

議案第93号、平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、職員の異動による給料、職員手当等の追加補正であります。

議案第98号、体験であい塾匠の指定管理者の指定については、匠運営協議会を指定管理者と して指定しようとするものであります。

議案第100号から議案第106号までの7件は、いずれも県道及び臨港道路の新設、改良によりそれぞれ認定、廃止しようとするものであります。

本委員会に付託されました以上の議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも 賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。 以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長(作元 義文君) これから議案第86号を除く9件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第93号、議案第98号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、 議案第103号、議案第104号、議案第105号及び議案第106号の9件を一括して採決します。お諮りします。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり 可決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託した議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算 (第5号) について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。これから議案第86号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第5号)を採 決します。お諮りします。本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長報告 のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議員に申し上げます。日程第5につきましては、日程第1の議案の撤回について、議案第99号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についての撤回が可決されたことにより、審議の必要がなくなりました。したがって、日程第5を欠番にすることについてお諮りします。日程

第5については、後の日程が3件もあることから、欠番にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、日程第5は欠番とすることに決定しました。

日程第6. 陳情第5号

- 〇議長(作元 義文君) 日程第6、総務文教常任委員会に審査を付託しております陳情第5号、 永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府に求める陳情についてを議題とします。 本案について総務文教常任委員長の審査報告を求めます。13番、総務文教常任副委員長、初 村久藏君。
- ○議員(13番 初村 久藏君) 委員長体調不良のため、副委員長の初村が報告いたします。 総務文教常任委員会審査報告書、平成21年第4回対馬市議会定例会の初日において、会議規 則第37条の規定により本委員会に付託されました案件については、議長あてに報告しており、 既に皆様のお手元に配布されております。その経過と結果を、同規則第103条の規定により報 告いたします。

当委員会は、平成21年12月9日、全委員出席のもと、豊玉地域活性化センター3階第1会 議室において慎重に審査をいたしました。その結果を報告書の2ページの3行目から報告いたし ます。

陳情第5号、永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府に求める陳情については、平成17年11月7日受付の陳情第9号、永住外国人住民の地方参政権確立のための意見書採択を求める陳情について、対馬市議会は、永住外国人の地方自治体参政権確立に関する意見書(案)を採択し、平成17年12月16日、地方自治法第99条の規定により意見書を内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、総務大臣あてに提出している経過を踏まえ、対馬市議会における偉大な先人の英知を尊重することを考慮し、慎重に審査をするため、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で総務文教委員会の委員長報告といたします。

- ○議長(作元 義文君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- **〇議長(作元 義文君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号、永住外国人への地方参政権付与を反対するように日本政府に求める陳情についてを採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は閉会中の継続審査とするものであります。本案は委員長報告のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり閉会中の 継続審査とすることに決定しました。

日程第7. 議案第107号

○議長(作元 義文君) 日程第7、議案第107号、工事請負契約の締結について(豊玉中学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事)を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設部長、斉藤正敏君。

〇建設部長(斉藤 正敏君) ただいま議題となりました議案第107号、工事請負契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、豊玉中学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事に係る工事請負契約の締結であります。別紙入札結果一覧表のとおり、去る平成21年12月8日、16社を指名いたしましたが、そのうち6社が辞退したため、10社により指名競争入札を執行いたしました。その結果、株式会社中原建設代表取締役糸瀬安則氏が落札されましたので、契約金額1億3,947万1,628円(うち消費税相当額664万1,506円)をもって請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

工事概要につきましては別紙添付の参考資料及び平面図等をご覧いただきたいと思います。

建築面積1,275平方メートルで、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建ての既設屋内運動場の耐震補強工事として鉄筋コンクリートの躯体の補強工事29平方メートル、屋根鉄骨の補強工事1,100平方メートル並びに大規模改造工事として屋根の葺替1,250平方メートル、屋根防水の改修629平方メートル、外壁の改修1,688平方メートル、内装の改修、床962平方メートル外を施工しようとするものでございます。

なお、工期につきましては、平成22年3月31日までとしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議のうえ、御決定賜りますよ うよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(作元 義文君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番、糸瀬一彦君。
- ○議員(14番 糸瀬 一彦君) 2点ぐらい質問したいと思います。

金額がえらい大きな金額ですけど、工期は十分見込めるんでしょうか。

それから、一般競争入札にされた理由もちょっと教えてください。指名にされた。

- 〇議長(作元 義文君) 建設部長、斉藤正敏君。
- **〇建設部長(斉藤 正敏君)** ただいまの工期の件について回答いたします。

工期につきましては、契約締結後に請負業者が、開始の日から30日以内に計画工程表を提出するよう対馬市建設工事施行規則の中で決まっておりますので、その計画工程表が提出次第、請負業者と一緒に検討していきたいと思っております。まだ3月末までは一応百数日ありますので、事務手続上、3月31日とさせていただいております。

- 〇議長(作元 義文君) 総務企画部長、永尾榮啓君。
- ○総務企画部長(永尾 榮啓君) 契約の方法につきましては私のほうから御説明申し上げます。 本事業は、通常の国庫補助事業もございますけど、20年、21年に国が実施されました経済 危機対策の一部を充てております。今回、対馬市におきましては経済危機対策の事業につきまし てはすべて指名競争入札を実施いたしておりますので、本事業も指名競争入札で実施させていた だきます。

以上でございます。

○議長(作元 義文君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第107号は、会議規則第37条第3項の 規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は委員会への付託を 省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第107号、工事請負契約の締結について(豊玉中学校屋内運動場耐震補強・大規模改造工事)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決 されました。

日程第8. 発議第12号

○議長(作元 義文君) 日程第8、発議第12号、対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例を 議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。10番、小宮教義君。

○議員(10番 小宮 教義君) ただいま議題となりました発議第12号、対馬市政治倫理条例 の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

発議第12号、平成21年12月10日対馬市議会議長、作元義文様、提出者、対馬市議会議員、小宮教義、賛成者、対馬市議会議員、兵頭栄、同、桐谷徹、同、阿比留光雄、同、齋藤久光、同、黒田昭雄、同、脇本啓喜。

対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例について、上記議案を別紙のとおり地方自治法第 112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案理由、対馬市政治倫理条例の公正公平を図るため、地方自治法第244条2第3項による 指定管理者も含めた条例の改正をするものであります。

では、その内容について御説明を申し上げます。

対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例(案)

対馬市政治倫理条例(平成17年対馬市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第6条」を「第8条」とする。

第5条第1項中「企業(以下「関係企業」という。)は、」を「企業及び法人(以下「関係企業」という。)は、」に改める。

第16条を第18条とし、第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条第6項中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「第3条及び第5条」を「第3条、第5条、第6条及び第7条」に改め、同条 を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定に関する遵守事項)

第6条 前条第1項に規定する企業又は議員、市長等若しくはその配偶者若しくは1親等の親族及び2親等の親族が役員をしている法人その他の団体は、法第244条の2第3項に規定する 指定管理者とならないように努めなければならない。

(社会福祉法人等の役員の就任に関する遵守事項)

第7条 議員、市長等は市から補助金等(対馬市補助金等交付規則(平成16年対馬市規則第37号)第2条第1項に規定するものをいう。)の交付を受ける社会福祉法人、学校法人、NP O法人その他の法人について、報酬を受領する役員に就任しないように努めなければならない。 附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行する。という内容でございます。 この12月の定例議会におきまして、ぜひ結審していただけるようにお願いを申し上げます。 以上であります。

- O議長(作元 義文君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、小田昭人君。
- ○議員(3番 小田 昭人君) 1点だけお尋ねします。

この改正につきましては、市長、副市長及び教育長も入っておられますが、理事者側と相談されたのかどうか、また、されなかった場合、このような関係機関に議員発議で一方的に議案が発動されるかどうかをお尋ねいたします。

- O議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) まず1点目の、これについて理事者と相談をされたのかされなかったのかということでございます。この点につきましては、今回の議会において私が一般質問においてその内容を細部にわたって質問をさせていただきました。それによって十分なる理解を得られたと理解をしている次第でございます。

それでよろしゅうございますか、とりあえずは。もう一点ございましたか。そういうふうなことでございます。 (発言する者あり)

- **〇議長(作元 義文君**) 3番、小田昭人君。
- ○議員(3番 小田 昭人君) 議員発議であっても、その他利害関係のある改正であれば、そこ に相談した上ですべきなのか、相談しないで議員発議で条例改正案をしていいのかをわかりませんでしたからお尋ねしました。
- **〇議長(作元 義文君**) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) 失礼いたしました。

利害関係が発生するであろう方たちにも御相談を申し上げたかという点でございますね。確か に範囲としては広うございます。あくまでもこれにつきましては、議員も御案内のとおり、私ど もがこの議員になるという時点において立候補者説明等でもそうですが、この分についての説明 も十分に承っております。それを熟知しての今の議会であろうかと思っています。

それで、関係者等にでございますが、あくまでもこれは倫理という点におきましての申し合わ せ事項に準ずるというふうな考えでございますので、議員発議として出させていただいた次第で ございます。御理解のほどを賜りたいと思います。

〇議長(作元 義文君) 17番、小川廣康君。

- ○議員(17番 小川 廣康君) 1点だけ提出者にお尋ねをしたいと思いますが、改正案の中で、第7条に改正案がうたわれておりますが、最後のほうのくだりのNPO法人その他の法人について報酬を受領する役員に就任しないようにという云々がうたわれておりますが、例えばこのその他の法人というのは、確かにとらえ方によってはかなり広い範囲になろうかと思います。事例を申し上げますと、例えば対馬市内でいいますと、例えば漁協さん、森林組合さん、あるいはJAさん、農協さん、その他の非常勤の理事、役員についてもおのずと費用弁償以外に非常勤でも役員報酬が発生をしていると思うんですが、そのあたりもこの条文では、これを就任しないように努めなければならないということをうたわれておりますが、そこあたりの範囲についてはどのようにお考えになっているのか、1点お尋ねをしておきたいと思います。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) その他の法人の解釈をどうかという質疑でございます。法人でございますから、議員御指摘の例えば農業協同組合とか漁協とか、それは協同組合という法人でございますので、このその他の法人の適合を受けるものと御理解を賜りたいと思います。
- ○議長(作元 義文君) いいですか、17番。ほかに質疑はありませんか。3番、小田昭人君。
- ○議員(3番 小田 昭人君) 対馬市政治倫理条例第5条で、本条の一番問題点は、禁止は請負契約であります。よって、委託契約はされるわけでございますので、疑惑を持たれるように規制するようにあれば、この請負契約の条文を委託契約とかほかの契約についてもうたう必要があろうかと思いますけど、提案者の理由をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(作元 義文君) 10番、小宮教義君。
- ○議員(10番 小宮 教義君) この5条の請負契約ですね。これは私が先ほど向こうの席で御説明申し上げましたが、質疑ということで御理解賜りたいと思うんですが、一般質問じゃございませんので。せっかくでございますからお答えさせていただきます。

この請負契約ということでございますが、この請負契約というのは、民法上、商法上の規定が ございます。議員御指摘のこの請負というのは、工事契約等じゃないかと、契約という話でござ いますが、この文面に公共工事等とうたっております。これについては、この工事契約等も含む 業務委託も入っておりますので、これも含めた工事請負というふうに御理解をしていただきたい と思います。

細部にわたっては、まず請負とは何かということでございますが、これにつきましては、民法 上の規定がございます。大きく分けますと、13種類ございます。その中に請負というのも入っ ております。

ちなみに申し上げますが、商法502条による5項には作業または業務の請負もこれに含むという法的な解釈もなされておられますので、御理解賜りたいと思います。

○議長(作元 義文君) いいですか、3番。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この案件につきましては、議員提出議案として12月10日付をもって、提出者及び賛成者7名の連名によって議長に提出をされました。それを受け、12月14日招集の議会運営委員会に審議の方法等を諮問した結果、この条例は議員及び市長等にかかわる条例であることから、市長部局の意見も聞く配慮が必要ではないか、また、この条例の改正は、平成22年4月1日から施行するとの案でありますので、慎重に審査する期間が必要であるとのことなどによりまして、所管であります総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに議会運営委員会では決定をしていただいたところでありますので、議会運営委員会の決定を尊重いたしまして、この案件の委員会付託について採決をいたしたいと思います。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案は議会運営委員会の決定のとおり総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(作元 義文君) 起立少数であります。したがって、本案は総務文教常任委員会に付託の うえ、閉会中の継続審査とすることは否決されました。

本案は、総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることは否決されましたので、本会議において審議を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論はありませんか。 7番、阿比留梅仁君。

○議員(7番 阿比留梅仁君) 私は、この本会議において、倫理条例たるものが議員の暴挙により可決される、また慎重に審議せずに採決されることを反対いたします。

と申しますのは、対馬市の議会というものは多くの方々の意見を聞き、そして議決、議員の皆様が対馬市のために、市民のために英知を掲げて討論されるべきことだと思います。この倫理条例においては、日本には法律というものがあります。そもそも倫理とは何か、私はモラルを守ることが一番大切なことだと思います。議員が、ある場所で、君たちは女性に裸になって博多駅で対馬市のビラを配りなさいとか、そういうことこそ倫理の問題だと思います。そういう提出者の中で関係法に議論もせずにこのようなむちゃくちゃな条例がその場で審議もなく可決されることを私は反対するものの1人でございます。

以上でございます。

○議長(作元 義文君) 次に、賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 暫時休憩します。

午後2時52分休憩

.....

午後2時52分再開

〇議長(**作元** 義文君) 再開します。

本案は起立採決によって行います。お諮りします。これから発議第12号、対馬市政治倫理条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- **〇議長(作元 義文君)** 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- ○議長(作元 義文君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
 市長よりあいさつの申し出があっておりますので、お受けします。市長、財部能成君。
- **〇市長(財部 能成君)** 閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会におきましては、12月4日から本日までの13日間にわたり、慎重に御審議いただきましてありがとうございました。おかげさまで、提案申し上げました議案につきましては御決定賜り厚くお礼申し上げます。

また、当方の準備不足から、一部の議案を取り下げるという事態が生じたことにつきましては、 大変御迷惑をおかけし、申しわけなく思っているところでございます。今回取り下げました案件 につきましては、次の議会へ提案できるよう検討を加え、利用される市民の目線に立った運営に ついて最大限の努力をいたしたいと存じますので、御理解くださるようお願いいたします。

今定例会における議員皆様からの慎重な御意見につきましては、市政に十分反映できるよう一 生懸命取り組んでまいる所存でございますので、議員皆様の御協力・御指導方よろしくお願い申 し上げます。

また、先の議会にて事業予算を議決いただいておりました厳原港国際ターミナルの建設事業に つきまして、その状況を御報告いたします。

同事業は、韓国からの観光客等の出入国の利便性の向上、ウエルカムゲートとしてのおもてな しの施設として建設予定であり、平成21年度国庫補助対象事業として整備することで進めてお りますが、設計及び本体の補助申請事務やCIQ等の関係機関との協議に時間を要したため、年 度内完成が見込まれず、翌年度への繰り越し事業としての承認申請を現在行っているところであ ります。予定としましては、来年夏の完成・供用開始に向け事業推進を図っていく予定でござい ますので、御理解くださるようお願いいたします。

また、ここで、先に報じられました対馬北部衛生センターの職員による不祥事につきまして、 市民の皆様におわびを申し上げます。

報告によりますと、職員は数年前より無資格でありながらイノシシやシカの捕獲用わなを仕掛けたり、また昼休みの休憩時間や年次休暇を取得したりして解体処理するなどの行為を繰り返し行ってきております。かかる行為は、鳥獣保護法などに違反する行いであるばかりか、市民の公僕であるべき市の職員としての自覚に欠けているものであり、大変遺憾に思う次第でございます。市といたしましても、司法当局の対応を待ち、厳正に処分を行ってまいりたいと考えております。再三にわたる市職員の不祥事に対しまして、市民の皆様に深くおわび申し上げるところでございます。どうも申しわけございませんでした。

これから日に日に寒さが厳しくなってまいりますが、議員皆様には、健康には十分留意され、 風邪など召されないようお願いいたします。

ことしも余すところあとわずかとなってまいりました。来る平成22年の新年を御家族とともに健やかに迎えていただき、新年が皆様にとりまして最高の年となりますよう御祈念いたします。また、年が変わりまして1月5日に消防出初め式を、1月10日に成人式をそれぞれ予定しております。新年早々大変お忙しいところではございましょうが、議員皆様には御出席賜りますようお願いいたします。

これから年末年始を控え、何かと無理が生じる時期ではございますが、議員皆様には御健勝にて、ますます御活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長(作元 義文君) 12月4日に開会をいたしました平成21年第4回定例会は、13日間の会期の中で、各議案等を終始熱心に御審議をいただき、本定例会が滞りなく閉会することができました。議員各位はもとより、市長始め市幹部職員の皆様の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の過程で出されました貴重な意見が今後の行政運営に十分反映されることを期待いたします。

また、今後の議案提出におきましても、慎重に審査をして上程されますよう苦言を呈しておきたいと思います。

さて、平成21年も余すところ15日となりました。平成22年の新春を御家族ともども健やかにお迎えいただき、来る年が皆様にとりまして最高の年となりますように御祈念を申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

会議を閉じます。

平成21年第4回対馬市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでございました。 午後2時59分閉会 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 兵頭 栄

署名議員 中原 康博

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員